

令和4年度 包括外部監査報告書

「横浜市のパーク・緑地及びパーク施設等につ
いての整備、維持管理等における財務の執行
状況について」

令和5年2月
横浜市包括外部監査人
柳原 匠巳

(本報告書における記載内容の注意事項)

・ 監査の「指摘」

今後、横浜市において何らかの措置が必要であると認められる事項。主に、合規性に関すること（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合には、経済性、効率性及び有効性の視点からの結論も含まれる。

・ 監査の「意見」

監査の「指摘」には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の視点から、施策や事務事業の運営の合理化等のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、横浜市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するもの。

・ 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

・ 報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として横浜市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出典を明示していない場合がある。

報告書の数値等のうち、横浜市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

目次

第1章	監査の概要	1
1.	監査の種類	1
2.	選定した特定の事件（監査のテーマ）	1
3.	特定の事件（監査のテーマ）を選定した理由	1
4.	監査の対象期間	2
5.	監査の視点	2
6.	監査手続	2
7.	監査対象部局・指定管理者	2
8.	包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	3
9.	監査の実施期間	3
10.	利害関係	3
第2章	都市公園の概要と横浜市の状況	4
1.	都市公園	4
2.	横浜市の都市公園の状況	10
3.	横浜市の都市公園に係る施策	15
第3章	外部監査の結果に係る指摘及び意見の一覧	22
第4章	環境創造局における主な事業	25
1.	主たる計画の概要	25
2.	公園事業の概要	30
3.	みどりアップ計画による事業の概要	33
[1].	市民とともに次世代につなぐ森を育む取組	33
[2].	市民が実感できる緑や花をつくる取組	34
[3].	「横浜みどりアップ計画」広報	35
[4].	ガーデンシティ横浜の推進	35
4.	横浜みどり税	38
第5章	監査の結果	40
1.	公園緑地維持課	40
2.	公園緑地管理課	45
3.	公園緑地整備課	48
4.	公園緑地事務所	59
5.	環境活動支援センター	72
6.	金沢土木事務所	77
7.	港北土木事務所	78

8. 港の見える丘公園	83
9. 山下公園.....	93
10. グランモール公園.....	97
11. 山手公園	101
12. 根岸森林公園.....	104
13. 横浜公園	107
14. 海の公園	111
15. 舞岡公園	116
16. 茅ヶ崎城址公園	121
17. 三ツ沢公園.....	123
18. 谷本公園	127
19. (仮称) 羽根沢公園.....	131
20. こども自然公園	134
21. 中田中央公園.....	141
22. 都田公園	145

第1章 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査のテーマ）

横浜市の公園・緑地及び公園施設等についての整備、維持管理等における財務の執行状況について

3. 特定の事件（監査のテーマ）を選定した理由

横浜市では全国に先駆けて緑や公園に関する多くの取組みが行われてきた。

安政6年の開港から横浜の都市としての歩みは始まり、外国人居留地の拡大と共に、居住環境の整備も行われた。日本で初めての西洋式公園である山手公園、明治9年の開園当時は彼我公園と呼ばれていた横浜公園、慶応3年に完成した日本初の常設西洋競馬場の跡を継ぐ根岸森林公園は近代化産業遺産に認定されている。関東大震災からの復興、戦後復興、高度経済成長のように、各時代における都市化・人口増加に伴い、その整備も進められ、公園や緑地は大都市の要素のひとつとして重要な役割を担っている。

横浜市には、身近な街区公園などから、歴史的な文化財を活用した公園、山下公園などの観光に資する大規模な公園まで、様々な規模・態様の公園が約2,700設置されている。

その管理形態は、各公園の特徴や目的に合わせ、指定管理者制度、直営による維持管理、Park-PFIにより行われている。また、身近な公園の日常的な管理においては、住民参加による公園愛護会が結成され、清掃や草刈り、地域イベントの実施など地域ごとに様々な活動が行われている。

公園や緑地は、市民の憩いの場であり、大都市でありながら身近な場所に多くの緑があるという横浜市の魅力に繋がっている。また、市内外からの観光地や国際的なスポーツ大会の開催地としてもより魅力的な横浜となる取組みが期待される。

横浜市では、公園緑地管理に一般会計予算から毎年70億円近い予算を投入しているが、防災・都市環境の保全・コミュニティ形成・都市景観・文化伝承・子育てなど、様々な機能を担う「公園」が今後どのように整備・維持管理されるかは市民にとっても関心が高く、横浜が住みたい街、訪れたい都市になるための更なる取組みが期待される場所である。

また、横浜市では、平成21年度から「横浜みどり税」を実施しており、基金

を設置して一般財源から分離し管理しているが、その使いみちについても市民の関心は高いところである。

このような考えから、横浜市の公園・緑地及び公園施設等についての整備、維持管理等における財務の執行が適切に行われているかを検証する必要があると認め、令和4年度における包括外部監査の特定の事件（テーマ）として選定した。

4. 監査の対象期間

原則として令和3年度。

必要に応じて令和2年度以前及び令和4年度の執行分を含む。

5. 監査の視点

(1) 財務事務の合规性に問題はないか

公園・緑地及び公園施設等についての整備、維持管理等における財務事務は、地方自治法、地方自治法施行令、横浜市が定める条例及びその他の法令等に従い適切に行われているか。

(2) 財務事務の経済性、効率性及び有効性に問題はないか

公園・緑地及び公園施設等についての整備、維持管理等における財務事務は、経済性、効率性及び有効性に充分配慮して行われているか。

6. 監査手続

- ・ 関係書類の閲覧
- ・ 監査対象部局及び指定管理者への質問
- ・ 監査対象施設等での現地調査
- ・ 検出された問題点に関する改善策の検討
- ・ その他必要とした手続

7. 監査対象部局・指定管理者

環境創造局、金沢区、港北区、公益財団法人横浜市緑の協会、横浜市緑の協会・横浜市弓道協会グループ及び横浜植木株式会社

8. 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

柳原 匠巳 公認会計士・税理士

(2) 補助者

江口 一生	税理士
加藤 聡	公認会計士・税理士
神戸 政之	公認会計士
木下 哲	公認会計士・税理士
田中 友里子	税理士
本郷 順子	税理士
宮本 和之	公認会計士

9. 監査の実施期間

令和4年6月21日から令和5年2月16日まで

10. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定による利害関係はない。

第2章 都市公園の概要と横浜市の状況

1. 都市公園

(1) 公園とは

① 横浜市が設置及び管理する公園

横浜市は横浜市公園条例（以下「公園条例」という。）を定めており、公園の設置及び管理は、都市公園法及び同法に基く命令に定めるもののほか、公園条例の定めるところによるとしている。

公園条例第2条では、公園を都市公園法第2条第1項に規定する都市公園と定義している。

② 公園の種類

都市公園は、営造物公園のひとつとされている。

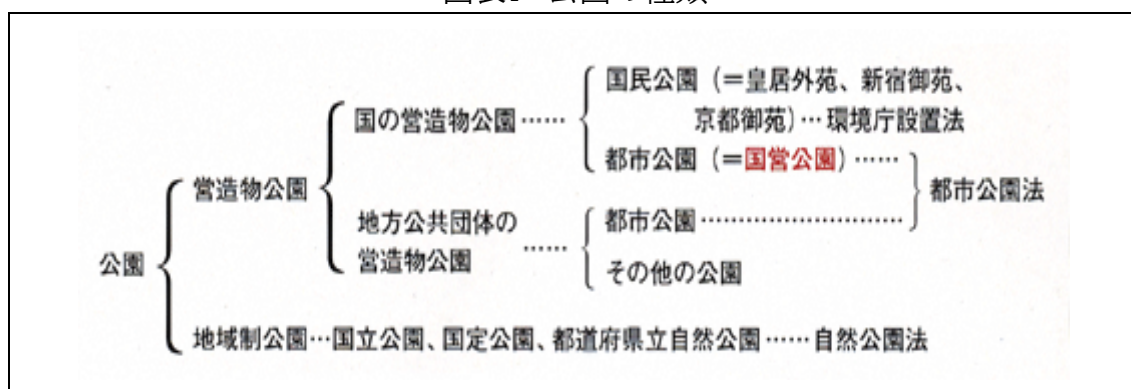
一般に「公園」と呼ばれているものは営造物公園と地域制公園に大別される。

営造物公園は「都市公園法」に基づく都市公園に代表され、地域制公園は「自然公園法」に基づく国立公園、国定公園等の「自然公園」に代表される。

営造物公園は、国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権限を取得し、目的に応じた公園の形態を創り出し一般に公開する営造物である。

地域制公園は、国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権限に関係なく、その区域を公園として指定し、土地利用の制限・一定行為の禁止又は制限等によって自然景観を保全することを主な目的とするものである。

図表1 公園の種類



(出典:国土交通省都市局公園緑地・景観課 HP より)

(2) 都市公園とは

① 都市公園法が定める都市公園

都市公園法第2条第1項では都市公園を次の㉞①に示した公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものと定めている。

- ㉞ 都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地
- ① 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの
 - ・一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地
 - ・国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

都市公園法より抜粋

(定義)

第2条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

- 1 都市計画施設（都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第2項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地
- 2 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの
 - イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当するものを除く。）
 - ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

※都市計画法第4条第6項

「都市計画施設」とは、都市計画において定められた（都市計画法）第11条第1項各号に掲げる施設をいう。

※都市計画法第11条第1項

都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができ

る。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

- 1 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
 - 2 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
 - 3 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
- (略)

② 公園施設

都市公園法第2条第1項において、都市公園は公園施設を含むものとされている。都市公園法第2条第2項は都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる施設を公園施設と定めており、同項及び都市公園法施行令第5条において次表の施設を公園施設と定めている。

図表2 公園施設

項目	内容
園路及び広場	—
修景施設	・植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石その他これらに類するもの
休養施設	・休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場その他これらに類するもの ・都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が条例で定める休養施設、国の設置に係る都市公園にあっては国土交通大臣が定める休養施設
遊戯施設	・ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの ・都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が条例で定める遊戯施設、国の設置に係る都市公園にあっては国土交通大臣が定める遊戯施設
運動施設	・野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、

項目	内容
	<p>ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物</p> <p>・都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が条例で定める運動施設、国の設置に係る都市公園にあっては国土交通大臣が定める運動施設</p>
<p>教養施設</p>	<p>・植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの</p> <p>・古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの</p> <p>・都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が条例で定める教養施設、国の設置に係る都市公園にあっては国土交通大臣が定める教養施設</p>
<p>便益施設</p>	<p>・飲食店、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの</p>
<p>管理施設</p>	<p>・門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設その他これらに類するもの</p>
<p>その他</p>	<p>・展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの</p>

(出典：都市公園法第2条第2項及び都市公園法施行令第5条より監査人作成)

③ 都市公園法の主な定め

都市公園法は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めており、次のような規定がある。

- 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が行う。
- 地方公共団体が都市公園を設置する場合には、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準に適合するように行うものとする。
- 都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計は、原則として当該都市公園の敷地面積の100分の2を超えてはならない。
- 都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)は、その管理に係る都市公園に設ける公園施設で自ら設け、又は管理することが不相当又は困難であると認められるものや公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるものに限り、公園管理者以外の者に当該公園施設を設け、又は管理させることができる。
- 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。
- 都市公園の設置及び管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体の負担とする。
- 公園管理者は、都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合又は廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合や、公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。
- 公園管理者は、その管理する都市公園の台帳(以下「都市公園台帳」という。)を作成し、これを保管しなければならない。
- 都市公園台帳の記載事項その他その作成及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。
- 公園管理者は、都市公園台帳の閲覧を求められたときは、これを拒むことができない。
- 都市公園法及び都市公園法施行令等で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体の条例で定める。

- 地方公共団体は、都市公園を設置し、その区域を変更し、若しくは都市公園を廃止したとき、又はこの法律に基く条例を制定したときは、国土交通大臣に報告しなければならない。
- 都市公園を構成する土地物件については、私権を行使することができない。ただし、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。
- 地方公共団体は、必要があると認めるときは、都市公園を設置すべき区域を定めることができる。

2. 横浜市の都市公園の状況

① 横浜市の都市公園数とその面積

次表は、令和4年3月31日現在の横浜市の都市公園数とその面積を示したものである。

横浜市には、身近な街区公園から、歴史的な文化財を活用した公園、山下公園などの観光に資する大規模な公園まで、様々な規模・態様の公園が約2,700設置されている。

横浜市の都市公園は、件数、面積とも街区公園が大きな割合を占めている。また、単位面積が大きいのが広域公園で、運動公園が次いでいる。総合公園や緩衝緑地も単位面積が比較的に大きい都市公園である。

図表3 横浜市の都市公園数と面積（令和4年3月31日現在）

都市公園		件数（件）	面積（㎡）	単位面積（㎡/件）
住区基幹公園	街区公園	2,328	3,920,696	1,684.2
	近隣公園	198	3,302,505	16,679.3
	地区公園	46	2,140,909	46,541.5
都市基幹公園	総合公園	15	2,396,012	159,734.1
	運動公園	6	1,459,624	243,270.7
大規模公園	広域公園	5	1,965,858	393,171.6
緩衝緑地等	特殊公園			
	歴史公園	6	103,942	17,323.7
	風致公園	13	639,169	49,166.9
	動植物公園	1	25,829	25,829.0
	緩衝緑地	1	152,285	152,285.0
	都市緑地	57	775,004	13,596.6
	緑道	24	458,677	19,111.5
	広場公園	5	7,877	1,575.4
合計		2,705	17,348,387	6,413.5

（出典：横浜市HPより監査人作成）

② 都市公園の種類

図表3に記載している都市公園の内容は次表のとおりである。

図表4 都市公園の種類

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、及び、動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園で、その目的に則し配置する。
	歴史公園	遺跡、庭園、建築物等の文化的遺産の存する土地若しくはその復元、展示等に適した土地又は歴史的意義を有する土地を選択して配置する。
	風致公園	樹林地、湖沼海浜等の良好な自然的環境を形成する土地を選定して配置する。
	動植物公園	気象、地形、植生等の自然的条件が当該公園の立地に適した土地を選定して配置する。

種類	種別	内容
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。ただし、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）。
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
	広場公園	市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。

注) 近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位

(出典：国土交通省HPより監査人作成。ただし、特殊公園、歴史公園、風致公園、動植物公園の内容は、「第5版都市計画運用指針(平成18年11月国土交通省)」、及び、広場公園の内容は、昭和51年10月21日建設省都公緑発第147号建設省都市局長通達「都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律の施行について」より監査人作成。)

③ 横浜市の主な都市公園

次表は、令和4年3月31日現在の横浜市の都市公園を面積が大きい順に並べた場合の上位50件を示したものである。

図表5 横浜市の主な都市公園

	公園名	行政区	種別名称	面積 (㎡)	公開年月日
1	新横浜公園	港北区	運動公園	677,992	H10.03.01
2	横浜動物の森公園	旭区	広域公園	623,423	H11.04.24
3	金沢自然公園	金沢区	広域公園	577,593	S57.03.17
4	海の公園	金沢区	総合公園	471,063	S63.07.02
5	こども自然公園	旭区	広域公園	464,118	S47.06.05
6	三ツ沢公園	神奈川区	運動公園	286,294	S24.10.25
7	舞岡公園	戸塚区	広域公園	285,000	H04.12.15
8	能見堂緑地	金沢区	都市緑地	247,983	S62.12.05
9	久良岐公園	港南区	総合公園	230,762	S48.03.24
10	本牧山頂公園	中区	総合公園	227,031	H10.03.31
11	富岡総合公園	金沢区	総合公園	219,208	S50.03.20
12	都筑中央公園	都筑区	総合公園	196,206	H10.03.31
13	根岸森林公園	中区	総合公園	193,102	S52.09.24
14	野島公園	金沢区	総合公園	175,215	S31.04.01
15	玄海田公園	緑区	総合公園	173,027	H19.03.23
16	長浜公園	金沢区	運動公園	154,309	S57.07.10
17	金沢緑地	金沢区	緩衝緑地	152,285	S58.06.04
18	横浜市児童遊園地	保土ヶ谷区	風致公園	140,842	S04.10.06
19	岸根公園	港北区	運動公園	140,587	S46.04.01
20	俣野公園	戸塚区	総合公園	111,459	H17.11.05
21	長坂谷公園	緑区	運動公園	104,948	H02.03.31
22	本牧市民公園	中区	総合公園	103,190	S44.09.13
23	小菅ヶ谷北公園	栄区	風致公園	98,760	H21.06.12
24	清水ヶ丘公園	南区	運動公園	95,494	S58.03.25
25	茅ヶ崎公園	都筑区	地区公園	94,828	H07.03.24
26	野毛山公園	西区	総合公園	90,793	T15.09.18
27	本郷ふじやま公園	栄区	地区公園	87,772	H12.06.01
28	鴨池公園	都筑区	地区公園	87,619	S62.06.25
29	今川公園	旭区	地区公園	83,009	H04.06.25

第2章 都市公園の概要と横浜市の様況

	公園名	行政区	種別名称	面積 (㎡)	公開年月日
30	山下公園	中区	風致公園	74,121	S05.03.15
31	小雀公園	戸塚区	総合公園	72,189	S49.06.05
32	新横浜駅前公園	港北区	近隣公園	71,389	S50.03.20
33	大倉山公園	港北区	地区公園	69,404	S59.10.27
34	北八朔公園	緑区	風致公園	69,205	H08.03.25
35	岡村公園	磯子区	地区公園	68,139	S25.05.25
36	山崎公園	都筑区	地区公園	67,338	H03.07.05
37	横浜公園	中区	総合公園	63,787	M09.02.01
38	上郷九号緑地	栄区	都市緑地	63,569	S62.12.05
39	くさぶえのみち	都筑区	緑道	63,535	H08.12.25
40	ささぶねのみち	都筑区	緑道	63,477	S62.12.05
41	港の見える丘公園	中区	風致公園	59,470	S37.10.25
42	俣野別邸庭園	戸塚区	風致公園	58,582	H25.03.27
43	せせらぎ公園	都筑区	地区公園	55,955	H03.07.05
44	瀬谷本郷公園	瀬谷区	地区公園	55,902	H14.05.01
45	大塚・歳勝土遺跡公園	都筑区	歴史公園	54,640	H08.03.25
46	日野中央公園	港南区	地区公園	54,221	H02.09.25
47	入船公園	鶴見区	地区公園	54,158	S58.09.03
48	たちばなの丘公園	旭区	総合公園	53,483	H23.10.05
49	小柴崎緑道	金沢区	緑道	50,656	S62.12.05
50	東俣野中央公園	戸塚区	地区公園	50,598	H07.03.24

(出典：横浜市HPより監査人作成)

3. 横浜市の都市公園に係る施策

(1) 公園条例の定め

横浜市の公園の設置及び管理については、都市公園法及び同法に基く命令に定めるもののほか、公園条例の定めるところによるとされている。

① 公園の配置及び規模の基準

都市公園法第3条第1項は、地方公共団体が都市公園を設置する場合は、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準に適合するように行うものとするとしている。

同項に基づき横浜市は、公園条例第3条の3で、市民1人当たりの公園の敷地面積の標準を10㎡以上とすると定めている。また、同第3条の4で、次に掲げる公園を設置する場合の配置及び規模について定めている。

図表6 横浜市の公園の配置及び規模の基準

項目	内容
● 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25haを標準とする。
● 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園	近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2haを標準とする。
● 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4haを標準とする。
● 主として横浜市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とする公園 ● 主として運動の用に供することを目的とする公園及び横浜市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする公園であって休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供されるもの	容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定める。

項目	内容
<ul style="list-style-type: none"> ● 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園 ● 主として風致の享受の用に供することを目的とする公園 ● 主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園 ● 主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等 	<p>それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定める。</p>

(出典：横浜市公園条例第3条の4より監査人作成)

② 公園施設の設置基準

都市公園法第4条第1項では、都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の100分の2を超えてはならないと定めている。一方、同項では、ただし書きとして、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合は、地方公共団体の条例で定める範囲でこれを超えることができることも定めている。

同項に基づき横浜市は、公園条例第3条の5第1項で、都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の割合を100分の2(横浜公園は100分の7)と定めている。また、休養施設、運動施設、教養施設等の設置基準については、公園条例第3条の5第2項以降で定めている。

③ 有料施設

横浜市は、公園条例第2条で、横浜市が設置し、有料で使用させる公園施設を有料施設と定義し、同条例の別表第1で有料施設を明示している。

公園条例で定める有料施設は次表のとおりである。

図表7 横浜市公園条例で定める有料施設

	公園の名称	野球場	庭球場	各種 プール	分区園	その他
1	潮田公園	○	○	○		
2	平安公園			○		
3	岸谷公園			○		
4	入船公園	○	○			○
5	東寺尾一丁目ふれあい公園				○	
6	三ツ沢公園	○	○			○
7	台町公園	○				
8	六角橋公園			○		
9	神の木公園	○				
10	白幡仲町公園			○		
11	菅田町赤坂公園				○	
12	岡野公園	○		○		
13	本牧市民公園		○			○
14	山手公園		○			
15	日ノ出川公園		○			
16	元町公園			○		○
17	港の見える丘公園					○
18	本牧山頂公園					○
19	山手イタリア山庭園					○
20	弘明寺公園			○		
21	中村公園			○		
22	清水ヶ丘公園		○	○		○
23	野庭中央公園			○		
24	日野中央公園	○	○			
25	常盤公園		○			○
26	今井の丘公園				○	
27	川辺公園			○		
28	仏向原ふれあい公園				○	
29	鶴ヶ峰本町公園			○		
30	こども自然公園	○				
31	大貫谷公園			○		
32	南本宿公園				○	
33	今川公園	○	○			
34	南本宿第三公園				○	
35	岡村公園	○	○			
36	磯子腰越公園			○		

第2章 都市公園の概要と横浜市の状況

	公園の名称	野球場	庭球場	各種 プール	分区園	その他
37	芦名橋公園			○		
38	森町公園			○		
39	洋光台南公園			○		
40	新杉田公園	○	○			○
41	野島公園	○				
42	富岡総合公園					○
43	富岡八幡公園			○		
44	長浜公園	○	○			○
45	富岡西公園	○	○			○
46	長浜野口記念公園					○
47	海の公園					○
48	綱島公園			○		
49	菊名池公園			○		
50	岸根公園	○				
51	大倉山公園					○
52	新横浜公園	○	○	○		○
53	師岡町梅の丘公園				○	
54	玄海田公園					○
55	長坂谷公園	○	○			○
56	谷本公園		○			○
57	千草台公園			○		
58	若草台第二公園				○	
59	茅ヶ崎公園			○		
60	山崎公園			○		
61	都田公園		○			○
62	大棚杉の森ふれあい公園				○	
63	俣野別邸庭園					○
64	大坂下公園			○		
65	小雀公園		○			○
66	俣野公園	○				
67	東俣野中央公園		○			○
68	深谷町ふれあい公園				○	
69	金井公園	○	○			
70	本郷ふじやま公園					○
71	しらゆり公園			○		
72	和泉アカシア公園				○	
73	中田中央公園	○				
74	泉が丘公園				○	
75	岡津町ふれあい公園				○	
76	宮沢町第二公園			○		
77	瀬谷本郷公園	○	○			
78	阿久和富士見小金台公園				○	

(出典：横浜市公園条例別表第1より監査人作成)

(2) 都市公園に関して横浜市が定めている計画

① 横浜みどりアップ計画

横浜市は、市民生活の身近な場所に、多くの樹林地や農地などの多様な緑を有している。これらの緑を次世代に引き継ぐため、「横浜市水と緑の基本計画」の重点的な取組として、2009年度から「横浜みどり税」を財源の一部に活用した「横浜みどりアップ計画」を推進している。

これまでの取組の成果や課題、この計画の素案に対する意見募集の結果などを踏まえ、2019年度以降に重点的に取り組む「横浜みどりアップ計画[2019-2023]」（以下「みどりアップ計画」という。）を策定している。

みどりアップ計画は、「みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜」を理念として、5か年の目標として次の3項目を掲げている。

- 1) 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します
- 2) 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます
- 3) 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します

② 横浜市水と緑の基本計画

「横浜市水と緑の基本計画」は、市政全般にわたる指針である「横浜市基本構想（長期ビジョン）」と連動し、2025年を目標年次に横浜市の水・緑環境を保全し創造するための総合的な計画として、平成18年度に策定されている。

横浜市では、横浜市水と緑の基本計画策定以降、「横浜みどりアップ計画」による樹林地や農地の保全、緑の創出を進めている。同計画では、第5章 推進施策で、「公園の整備・維持管理・経営」を推進施策の一つに掲げている。

③ 横浜市中期4か年計画

横浜市中期4か年計画は、横浜市がこれまでに築いてきた実績を礎に、将来に向け、横浜をさらに飛躍させていくために、2030年を展望した中長期的な戦略と計画期間の4年間に重点的に取り組む政策を取りまとめたものである。

横浜市が令和4年12月に策定した「横浜市中期計画2022-2025」では、2022年度から2025年度の4か年で重点的に取り組む政策として38の政策を示している。その政策の一つに、「自然豊かな都市環境の充実」があり、そのなかで魅力ある公園の新設・再整備及び管理運営（Park-PFIを含む公募型事業等の推進等）を掲げている。

④ 横浜市基本構想（長期ビジョン）

横浜市基本構想（長期ビジョン）は、市民全体で共有する横浜市の将来像であり、その実現に向けて、横浜市を支えるすべての個人や団体、企業、行政などが、課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針となるものである。

現在の横浜市基本構想（長期ビジョン）は平成18年に策定されており、横浜市が人口減少時代に突入する21世紀最初の四半世紀（概ね2025年頃）を展望し、横浜市の目指すべき都市像や、それを実現するための施策の基本方向などを規定している。

横浜市の行政計画は、この横浜市基本構想（長期ビジョン）の理念に基づき策定され、横浜市の様々な計画の最上位に位置づけられている。

横浜市基本構想（長期ビジョン）では、「地球にやさしい都市環境を未来へ引き継ごう」を掲げ、海や川、緑地や公園などの水と緑に加え、多様な生物が生息できる豊かな自然環境が身近にある、潤いのあるまちを目指すとしている。

（3）監査対象とした組織

① 環境創造局

横浜市では、公園に関する事業は環境創造局が担っている。

環境創造局は、市民に身近なレクリエーションや子育て、健康づくり等の場として、また、多様な利活用の推進に向けて、身近な公園から大規模な公園の維持管理・運営・整備を進めている。

本年度の包括外部監査では、環境創造局のうち次表の組織を監査対象としている。

図表8 監査対象とした環境創造局の組織

部	課等	
みどりアップ推進部	みどりアップ推進課	
	緑地保全推進課	
	環境活動支援センター	
公園緑地部	公園緑地管理課	
	公園緑地維持課	
	公園緑地整備課	
	公園緑地事務所	北部公園緑地事務所
南部公園緑地事務所		

② 行政区（金沢区、港北区）

横浜市は市域を18の行政区に区分しており、各区に土木事務所が置かれている。横浜市区役所事務分掌規則により、土木事務所は公園等の管理、維持及び修繕等に関することを分掌している。

本年度の包括外部監査では、18の行政区のうち金沢区と港北区の土木事務所を監査対象とした。

第3章 外部監査の結果に係る指摘及び意見の一覧

監査の結果、発見された指摘及び意見の一覧は、次のとおりである。なお、指摘は13件、意見は44件である。

対象課・施設名等	指摘及び意見	参照頁
1. 公園緑地維持課	【指摘1-1】 受託者からの必要事項通知漏れ	40
	【意見1-1】 入札（見積）書等の様式変更への対応について	41
	【意見1-2】 公園愛護会に関する書類の体系的な整備	42
	【意見1-3】 公園愛護会の活動及び愛護会費に関する報告書について	43
2. 公園緑地管理課	【意見2-1】 予定価格積算方法の見直し	45
3. 公園緑地整備課	【意見3-1】 小柴自然公園整備工事の特徴による影響と対応	50
	【意見3-2】 契約変更における請書の印紙貼付について	52
	【意見3-3】 施工体制台帳への添付資料について（その1）	53
	【意見3-4】 施工体制台帳への添付資料について（その2）	56
	【意見3-5】 開園時期の延期について（舞岡八幡山しぜん公園）	57
	【意見3-6】 舞岡八幡山しぜん公園の管理運営における今後の課題について	58
4. 公園緑地事務所	【指摘4-1】 設計書金額の誤字について	59
	【指摘4-2】 備品の物品管理簿への登録漏れ	60
	【意見4-1】 公園維持業務委託の4月実施について	61
	【意見4-2】 鉛筆書きによる内訳書の添付について	62
	【意見4-3】 照明設備の修繕について	64
	【意見4-4】 ガソリン給油等における一者随意	65

対象課・施設名等	指摘及び意見	参照頁
	契約について	
	【意見 4-5】 契約単位の見直し(分割発注、その1)	69
5. 環境活動支援センター	【指摘 5-1】 物品管理簿の見直し	73
	【意見 5-1】 見積合せ方式の見直し	73
	【意見 5-2】 公益財団法人横浜市建築保全公社との一者随意契約の理由について	74
6. 金沢土木事務所	【指摘 6-1】 変更請書の日付の記載誤り	77
7. 港北土木事務所	【意見 7-1】 港北土木管内公園施設修繕工事の契約期間について	78
	【意見 7-2】 港北土木管内公園施設修繕工事に関する入札の不調について	80
8. 港の見える丘公園	【指摘 8-1】 請負代金内訳書の記載誤り	84
	【指摘 8-2】 固定資産台帳の取得価額金額の修正	85
	【意見 8-1】 契約単位の見直し(分割発注、その2)	88
	【意見 8-2】 請書締結前の記載内容の確認	89
	【意見 8-3】 業務報告書の記載内容について	90
	【意見 8-4】 便所清掃委託業務に係る実施時間等の検討	91
9. 山下公園	【指摘 9-1】 業務報告書の提出漏れ	94
	【意見 9-1】 山下公園レストハウスの管理運営(Park-PFIの導入)について	95
	【意見 9-2】 警備報告書の書式の見直し	95
10. グランモール公園	【指摘 10-1】 部分完了に係る委託完了届出書の誤記載	98
	【意見 10-1】 仕様書の記載に合わせた作業日報の書式について	99
11. 山手公園	【意見 11-1】 予定価格の積算について	102
12. 根岸森林公園	【意見 12-1】 収支報告書における指定管理料の誤計上	105
	【意見 12-2】 収支報告書説明欄の記載等について	105

第3章 外部監査の結果に係る指摘及び意見の一覧

対象課・施設名等	指摘及び意見	参照頁
	て	
13. 横浜公園	【指摘 13-1】 都市公園台帳の記載漏れ及び更新について	108
	【意見 13-1】 横浜スタジアム増設工事に伴う原状回復工事について	109
14. 海の公園	【指摘 14-1】 指定管理施設における公園維持管理業務の第三者委託について	112
	【意見 14-1】 指定管理者が行う修繕について	113
15. 舞岡公園	【指摘 15-1】 物品管理簿の記載誤りについて	117
	【意見 15-1】 書類内の誤字について	120
16. 茅ヶ崎城址公園	【意見 16-1】 花壇の手入れについて	122
17. 三ツ沢公園	【意見 17-1】 修繕等における費用の負担について	124
	【意見 17-2】 指定管理者が負担する水道光熱費について	125
18. 谷本公園	【意見 18-1】 青葉区下谷本町 32-22 の土地について	128
	【意見 18-2】 谷本公園整備事業の進捗管理について	129
19. (仮称) 羽根沢公園	【意見 19-1】 公園用地の整備計画について	133
20. こども自然公園	【指摘 20-1】 廃棄物品の事務処理について	135
	【意見 20-1】 事業計画に沿った指定期間の設定	136
	【意見 20-2】 こども自然公園洗濯機の購入(備品)手続について	137
	【意見 20-3】 一者随意契約による業者選定について	138
21. 中田中央公園	【意見 21-1】 中田中央公園整備事業の進捗管理について	142
	【意見 21-2】 公園予定地の防護柵について	144
22. 都田公園	【意見 22-1】 管理運営委員会の監督について	146

第4章 環境創造局における主な事業

1. 主たる計画の概要

横浜市では、公園やみどりに関する事業は環境創造局が担っている。

環境創造局は、市民に身近なレクリエーションや子育て、健康づくり等の場として、また、多様な利活用の推進に向けて、身近な公園から大規模な公園の維持管理・運営・整備を進めている。

環境創造局では、計画最終年度となる横浜市中期4か年計画2018～2021、横浜市環境管理計画、横浜市水と緑の基本計画、横浜みどりアップ計画を総合的に推進している。取組の推進状況は、環境に関する市民・企業意識調査結果等を活用しながら報告書を取りまとめ、環境創造審議会等での調査・審議を経て、公表することとしている。

監査対象とした公園事業・みどり事業に係る令和3年度の主たる計画には、横浜市中期4か年計画2018～2021、横浜市水と緑の基本計画、横浜みどりアップ計画がある。各計画の概要は下記のとおりである。

① 横浜市中期4か年計画（2018～2021）

「横浜市中期4か年計画（2018～2021）」は、市の最上位計画である「横浜市基本構想（長期ビジョン）」を実現するため、2030年を展望した中長期的な戦略、計画期間の4年間に重点的に推進すべき政策及び政策を進めるにあたり土台となる行財政運営を示したものである。

この計画の中では公園事業に関する内容として、例えば政策9「花・緑・農・水が街や暮らしとつながるガーデンシティ横浜の推進」が挙げられる。当該政策に係る「現状と課題」については、公園に関して次のように記載されている。

横浜市中期4か年計画（2018～2021）より一部抜粋

・世界的な大規模イベントを見据えた横浜国際総合競技場の機能強化、老朽化した公園の計画的な再整備、不足している地域での新たな公園や大規模な土地利用転換の機会を活用した新たな公園など、地域のニーズなどを踏まえた多様な公園整備、さらには公園での公民連携による魅力と賑わいの創出の推進が求められています。

また、当該政策に係る「主な施策（事業）」については、公園に関して次のように記載されている。

横浜市中期4か年計画（2018～2021）より一部抜粋

項目	内容	想定事業量	計画上の見込額
魅力ある公園の新設・再整備、公民連携の推進	地域のニーズを反映しながら、老朽化した公園の再整備の計画的な実施や、公園が不足している地域への新たな公園整備を推進します。また、公園での公民連携による魅力と賑わいの創出を進めます。	新設・再整備の公園数 240 か所（4 か年） 【直近の現状値】 平成 26～29 年度： 239 か所	554 億円
大規模な土地利用転換の機会を活用した公園の整備	大規模な土地利用転換や、米軍施設跡地等の返還の機会を活用し、(仮称)鶴見花月園公園などの整備や、旧深谷通信所、国際園芸博覧会の招致を見据えた旧上瀬谷通信施設などでは公園整備の検討等を進めます。	①大規模土地利用転換による公園の整備推進 2 か所 ②米軍施設跡地の公園の事業推進 3 か所 【直近の現状値】 平成 29 年度：①整備推進 ②事業推進	108 億円

② 横浜市水と緑の基本計画

「横浜市水と緑の基本計画」は市内にある河川や水路、樹林地、農地、公園といった水や緑を一体的にとらえ、横浜らしい水・緑環境をまもり、つくり、育てるために、市で行う水・緑環境施策の方向性・考え方を示した総合的な計画である。平成 18 年の策定からおよそ 10 年が経過したことから、これまでの取組を振り返るとともに、社会状況の変化などを考慮し、平成 28 年 6 月に計画内容を一部改定している。

同計画では「第 5 章 推進施策」の中で公園の配置、整備について次のように定めている。

「横浜市水と緑の基本計画」より一部抜粋

項目	内容
配置	○ 緑の 10 大拠点に、特別緑地保全地区などと一体となった公園などを配置し、市民が地域の自然を楽しみ、地域の生物多様性の保全に

項目	内容
	<p>つなげるための拠点とします。緑の拠点ごとに、動物・植物・農・遊びなどのテーマを持つ公園を配置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市街地をのぞむ丘の軸に、草花・花木が鑑賞できる広場やレクリエーション施設などを備えた公園を配置します。 ○ 海をのぞむ丘の軸と、海と人とのふれあいの拠点に公園を配置します。 ○ 新たなまちづくりや土地利用転換などの機会をとらえ、地域の顔となる公園を配置します。 ○ 河川沿いの散策やサイクリングなどの拠点、親水拠点として活用するため、水や緑が交差連結する結節点に公園などを配置します。 ○ 身近な公園は、小学校区を単位に、1校区当たり1か所の近隣公園、2か所の街区公園を標準として配置します。なお、公園配置に偏在がみられる地域では、公園数が充足している学区でも、市街地整備の状況などを勘案しながら公園を配置します。 ○ 開発行為などにより面的な整備が行われ、その際に公園が適正に確保された区域以外の土地で一定の開発行為が行われる場合には、開発区域内の環境の保全、防災機能及びアメニティ空間の確保のため、緑のネットワーク形成にも配慮しながら区域内に開発提供公園を適正に配置します。 ○ 市防災計画と連携し、防災・減災に資する公園の配置を進めます。 ○ 市民利用施設や福祉施設などと公園との併設により公園の利用の増進や活性化を図ります。 ○ 周辺の都市施設や市民の森などの樹林地などとの整合を図りながら、地域の文化財や社寺などの歴史的資産などにも配慮して、公園を配置します。 ○ 市民ニーズや地域特性に配慮した適正配置に向け計画的な土地利用を図る必要がある場合や、関連計画での位置付けや他事業との連携の必要がある公園・緑地について都市計画に定め、事業の継続性・安定性を確保します。 ○ 長期未整備区域を含む都市計画公園・緑地について、対象となる公園・緑地ごとに、求められる機能や役割を踏まえ、周辺のまちづくりとの整合などを図りながら計画の見直しを検討します。
整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の身近な場所に、地域コミュニティ形成の場としても機能し、日常的なレクリエーションの場となる公園を整備し、快適な住環境を実現します。

項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本格的なスポーツ競技に対応した、公式施設を備えた公園や、身近なところでスポーツを楽しむことができ、幅広い年齢層が体力などに応じて健康づくりができる公園などを整備します。 ○ 地域の歴史や文化、風致景観、自然環境をいかした公園や、農体験の場となる公園など、特色ある公園を整備します。 ○ 開発行為や市街地開発事業などの面的整備事業に伴い、オープンスペースの確保など、市街地において必要な機能をもった公園を確保します。 ○ 公園整備から長期間が経過し、周辺環境が変化した公園は、地域の原風景となるシンボルや歴史を尊重しながら、地域のニーズを踏まえて、再整備や機能の再編、施設の集約化を行います。 ○ 市の防災計画で広域避難場所、いっとき避難場所、避難路、緩衝帯、物資集配拠点などに位置付けられる公園・緑地について、地域の防災性の向上や減災につながる整備を進めます。 ○ 生物多様性の保全の観点から、周辺の河川、池、樹林地などの生態系に配慮した植栽や施設整備を行います。 ○ 将来にわたり魅力が維持できるよう、ライフサイクルコストや管理運営形態を考慮し、整備内容を検討します。

また、維持管理・経営について、次のように定めている。

項目	内容
維持管理 経営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の満足度を高め、豊かな市民生活の実現につなげるため、行政や指定管理者などの各管理運営主体の独自の創意工夫により公園の特性をいかした経営を推進します。 ○ 施設の維持管理・更新を着実に推進し、利用者が安全で快適に利用できる環境づくりを進めます。 ○ 公園の植栽や樹林は、市民が身近に親しめる緑として、景観や生物多様性など求められる役割を発揮できるよう、安全性にも考慮しながら維持管理を行います。また、維持管理で発生する木質バイオマスの活用を図ります。 ○ 身近な公園が地域の庭として愛され、地域活動やコミュニケーションの場となるよう、日常的な維持管理を担う公園愛護会やボランティア、地域の活動団体などの公園で活動する市民のサポート、団体間で連携を促進するためのコーディネートを行います。 ○ 福祉や子育て・教育などの地域課題の解決につながるよう、多様

項目	内容
	<p>な主体との連携・協働により公園及び公園内施設の活用を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公園の潜在的な魅力を発掘し、効果的に活用するため、企業などの多様な主体との連携や、公園の持つ資源や特性に合った新たな管理手法を検討します。 ○ 屋内遊び場であるこどもログハウスを他の公園施設と一体的に活用します。 ○ 公園などを利用した子供たちが自分の責任で自由に遊ぶ場であるプレイパークの取組を、市民との協働により拡充していきます。

③ 横浜みどりアップ計画

「横浜市水と緑の基本計画」の重点的な取組として、平成21年度から「横浜みどり税」を財源の一部に活用した「横浜みどりアップ計画」を推進している。横浜市は大都市でありながら、市民生活の身近な場所に、多くの樹林地や農地などの多様な緑を有している。これらの緑を次世代に引き継ぐ目的で「横浜みどりアップ計画」が策定されている。詳細は「3. みどりアップ計画による事業の概要」を参照されたい。

2. 公園事業の概要

監査対象とした令和3年度の公園事業に係る取組は次のとおりである。

(1) 公園の維持管理（令和3年度事業費当初予算：69億5,018万円）

市内約2,700か所ある公園を安全かつ快適に利用できるよう、土木事務所、公園緑地事務所等により、公園施設等の点検・補修、清掃、草刈、樹木の剪定などを行う。また、新横浜公園など91公園では、指定管理者による効率的な管理運営を行う。さらに、地域の方々により組織された「公園愛護会」など、市民との協働による維持管理を行うとともに、地域の花いっぱい推進や健康づくりを支援する。

① 公園愛護会とは

公園愛護会は、市民の共通の財産である公園を安全で快適な場所として保っていくために、地域の主体的な活動として公園の清掃・除草や、樹木への水やり、利用者へのマナーの呼びかけなどを行う団体である。

夏祭りやどんど焼きなど、公園を舞台にした、さまざまな地域の行事や公園の特徴を活かした、地域の花壇づくりや、雑木林の保全活動などにも積極的に取り組んでいる。

横浜市には約2,700の公園があり、その内、身近な公園等（住区基幹公園（街区・近隣・地区）・都市緑地・緑道・広場公園）が約2,600を占める。

現在、横浜市約2,700の公園のおよそ9割の公園で愛護会が結成されている。

② 公園愛護会の概要

横浜市の「公園愛護会制度」は、全国に先駆けて昭和36年に創設したもので、60年を超える歴史を有している。

平成17年度には、地域に身近な街区公園や近隣公園等の管理を、それまでの市内4公園緑地事務所から、18区の土木事務所へ移管したことに伴い、愛護会に対する支援の仕組みも大幅に見直し、それまでの金銭面の支援に加え、活動用具等の物品支援、活動発展のための技術的支援を新たに導入するとともに各土木事務所に、愛護会活動支援業務を専門的に担う「公園愛護会コーディネーター」を配置するなど体制面強化も行い、より愛護会に寄り沿った積極的な活動支援体制を構築し、現在に至る。

(2) 公園における公民連携の取組（令和3年度事業費当初予算：755万円）

公園の新たな魅力と賑わいの創出に向け、「公園における公民連携に関する基本方針」に基づき、大規模な公園を中心としたパークマネジメントプランの策定、個別の公園での公募設置管理制度（Park-PFI）の活用を含めた公民連携による公募型事業等を実施する。

(3) 公園の整備（令和3年度事業費当初予算：129億9,489万円）

① 身近な公園の整備

地域のニーズを反映した新羽丘陵公園など身近な公園の新設整備を進める。また、公園を安全で快適に利用できるよう、公園の再整備や施設改良を実施する。

② スポーツのできる公園の整備

本格的なスポーツ施設を2種類以上備えた公園の整備や施設改修、三ツ沢公園球技場の改修に向けた検討等を行う。

③ 大規模な公園の整備

横浜動物の森公園、野島公園など、市民の多様なレクリエーションニーズに応える総合公園等の整備や再整備等を進める。

④ 都市部公園の魅力アップ

根岸森林公園などの施設改良などにより都心部の公園の魅力向上を図る。

⑤ 特色ある公園整備等

金沢八景権現山公園などの整備を進める。

⑥ 健康づくり公園の整備

公園での健康づくり活動を推進するため、健康器具などの施設整備を行う。

(4) 土地利用転換に対応した大規模な公園の整備（令和3年度事業費当初予算：9億5,150万円）

（仮称）鶴見花月園公園は、広域避難場所などの災害時の避難地や延焼の遅延・防止などの機能を有する公園として令和3年秋頃に供用を開始する。（仮称）舞岡町公園は、良好な樹林地や農地等から成る現況の自然環境を保全しつつ、多様なレクリエーションにも対応できる公園として整備を進める。

(5) 米軍施設跡地の公園の事業推進（令和3年度事業費当初予算：14億442万円）

小柴自然公園において、第1期区域の公開に向けて整備を進める。（仮称）深谷通信所跡地公園は、整備に向けた環境影響評価などの手続を進める。（仮称）旧上瀬谷通信施設公園は、整備に向けた環境影響評価などの手続を進めるとともに、公園の実施設設計などを進める。

(6) 公園や樹林地内のがけ地の安全対策の推進（令和3年度事業費当初予算：4億2,400万円）

横浜市では、崖崩れが発生した場合に人家に著しい被害を及ぼす可能性があるがけ地を選定し、「土砂災害警戒情報」の発表とともに避難勧告を発令する区域を即時避難勧告対象区域として指定している。この区域に含まれる、公園や樹林地（横浜市所有）のがけ地などで、利用者や周辺の市民の安全・安心の確保を図るため、防災対策を着実に推進する。令和3年度も引き続き、即時避難勧告対象区域に含まれるがけ地などで、土質等の調査や設計、工事を実施し、安全対策を進める。

3. みどりアップ計画による事業の概要

「横浜みどり税」を財源の一部に活用し、3期目となる「横浜みどりアップ計画[2019-2023]」を推進する。また、都心臨海部や郊外部、全市・地域でガーデンシティ横浜を推進する。

監査対象とした令和3年度のみどりアップ計画による事業に係る取組は次のとおりである。

[1]. 市民とともに次世代につなぐ森を育む取組

(1) 樹林地の確実な保全の推進（令和3年度事業費当初予算：72億4,434万円）

市内に残る樹林地の多くは民有地であり、まとまりのある樹林地を保全して次世代に引き継ぐためには、土地を所有する方が、できるだけ持ち続けられるよう支援することが必要である。

そこで、土地所有者への税の減免等の優遇措置の適用などが可能となる緑地保全制度の指定を進め、樹林地を保全する。また、特別緑地保全地区等の指定地で、所有者に不測の事態等が発生し、市への土地買入れ申し出があった場合に、市が買取りに対応する。（新規指定面積60ha 買取想定面積22.6ha）

(2) 良好な森を育成する取組の推進

① 良好な森の育成（令和3年度事業費当初予算：7億6,604万円）

愛護会や森づくりボランティア、企業等様々な主体と連携しながら、森に期待される多様な機能が発揮できるよう、安全で良好な森づくりを進める。また、樹林地を所有する方が、できるだけ長く樹林地を持ち続けられるよう、維持管理費用の一部を助成している。通常の維持管理助成に加え、台風等の被害を受けた際にも費用の一部を助成している。

② 森を育む人材の育成（令和3年度事業費当初予算：2,820万円）

市民や事業者との協働により森を育む取組を進めるため、森づくり活動に取り組む市民や団体を対象に、活動のための知識や技術に関する研修を実施し、森を育む「人」を育てる。また、道具の貸出など活動に必要な支援を行っている。

(3) 森と市民とをつなげる取組の推進（令和3年度事業費当初予算：6,380万円）

市民が横浜の森について理解を深め、さらに、実際に市内の森に足を運んで、その魅力に直接触れる体験を通じ、愛護会や森づくり活動などへの参加にもつなげていくため、イベントや講座の開催により、市民が森に関わるきっかけを提供する。また、市内に5か所あるウェルカムセンターの活用などにより、森の情報発信等に取り組む。

[2]. 市民が実感できる緑や花をつくる取組

(1) 市民が実感できる緑をつくり、育む取組の推進（令和3年度事業費当初予算：7億9,849万円）

地域の良好な景観形成や賑わい創出につながる緑の創出・育成を推進する。

- ・ 地域で愛されている並木の再生や街並みの美観向上に寄与する街路樹の良好な維持管理など、街路樹による良好な景観づくりの推進・多くの市民の目にふれる場所で土地利用転換などの機会に用地を確保し、地域のシンボリックな空間として保存
- ・ 駅前や都心部など多く人が訪れる公開性のある場所で、市民・事業者が行う緑化を支援
- ・ 各区の主要な公共施設・公有地での緑を充実させる取組の推進
- ・ 民有地において条例や制度等に定める基準の緑化に加え、一定以上の上乘せの緑化を行い、保全することに対する税の軽減
- ・ 地域で古くから親しまれている名木古木の保全

(2) 緑や花に親しむ取組の推進

① 市民や企業と連携した緑のまちづくり（令和3年度事業費当初予算：1億4,719万円）

緑の創出・育成に積極的に取り組む市民や企業を支援し、市民の生活の身近な場所で、緑や花に親しむきっかけづくりを推進する。

- ・ 地域が主体となり、地域にふさわしい緑を創出する活動を支援する地域緑のまちづくりを実施
- ・ 地域に根差した各区での取組や公園等での地域の花いっぱいにつながる取組を推進
- ・ 人生の節目の記念に希望した市民に、苗木を無料で配布

② 子どもを育む空間での緑の創出・育成（令和3年度事業費当初予算：8,150万円）

子どもたちが緑と親しみ、感性豊かに成長できるよう、保育園、幼稚園、小中学校を対象に、園庭・校庭の芝生化に加え、花壇づくり、屋上や壁面の緑化、ビオトープ整備など、施設ごとのニーズにあわせた多様な緑の創出・育成を進める。

③ 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成（令和3年度事業費当初予算：8億585万円）

みなとみらい21地区などの都心臨海部や、里山ガーデンなど、多くの市民が訪れる観光資源となっている場所で、地域や施設の特性にあわせた季節感ある緑や花による魅力的な場づくりを集中的に展開することで、いつ訪れても緑花で彩られた賑わいのある街を創出する。

[3]. 「横浜みどりアップ計画」広報

(1) 「横浜みどりアップ計画」広報（令和3年度事業費当初予算：1,640万円）

取組の内容や実績について、より多くの市民・事業者理解されるとともに、緑を楽しみ、緑に関わる活動が広がるよう、様々な手法や媒体を活用しながら戦略的な広報を展開する。

[4]. ガーデンシティ横浜の推進

(1) 都心臨海部でのガーデンシティ横浜の推進（令和3年度事業費当初予算：2億5,550万円）

都心臨海部にある山下公園、港の見える丘公園、日本大通り、新港中央広場等を中心に、花と緑による空間演出を行うとともに、新しい生活様式に対応しながら、「ガーデンネックレス横浜 2021」を開催することでその成果を多くの市民に見てもらい、花と緑による街の魅力形成、賑わいの創出につなげる。

市の花「バラ」をテーマとした「横浜ローズウィーク※」期間には、多様な主体と連携し、多様なバラ園やイベントをネックレスのようにつないだイベントを展開する。

※横浜ローズウィーク

5月から6月のバラが見頃となる時季に、市の花バラをテーマに点在する魅力的なガーデンやイベントをネックレスのようにつなげる他都市に類のないイベントである。横浜ならではの港の風景や歴史と文化あふれる街の魅力とともに国内外から訪れる多くの観光客が楽しめる。

(2) 郊外部でのガーデンシティ横浜の推進（令和3年度事業費当初予算：2億9,700万円）

「ガーデンネックレス横浜 2021」の取組として、里山ガーデン（旭区）において、市内産の花々で彩られた市内最大級の大花壇を公開する、「里山ガーデンフェスタ」を春と秋の年2回開催する。隣接するよこはま動物園ズーラシアと一体的な郊外部の観光拠点となるように花と緑による魅力形成、賑わいの創出を図る。

(3) 全市でのガーデンシティ横浜の推進

① 各区連携（令和3年度事業費当初予算：4,700万円）

花や緑への関心や市民参加の広がりを全市的に展開していくため、地域をはじめとする多様な主体と連携して取り組む。具体的には、オープンガーデン等花や緑に関するイベントの開催、駅前での花壇整備や、花や緑を育む活動の支援など、地域に根差した各区での取組や、それを担う人材育成等を推進する。

② 地域の花いっぱい推進（令和3年度事業費当初予算：1,300万円）

市民参加による球根ミックス花壇などの花壇づくりの手法を身近な公園等での活動につなげるため、山下公園などにおいて講習会を行う。講習会で得られた経験を、各地域の公園愛護会活動等で展開することにより、花いっぱいの地域づくりを進める。

③ 魅力ある花の名所づくり（令和3年度事業費当初予算：1,250万円）

多くの市民が花の魅力を楽しめるよう、花木を用いて、公園での花の名所づくりを推進する。また、創出した花の名所の良好な維持管理を行う。

④ 広報、プロモーションの展開（令和3年度事業費当初予算：2,300万円）

都心臨海部、郊外部、全市でのガーデンシティ横浜の推進に向けて、各種メディアやマスコットキャラクター「ガーデンベア」等を活用した広報、プロモーションを展開するとともに、国際園芸博覧会の開催に向けた広報、プロモーションとも連動しながら機運醸成や、市内外からの集客や観光・MICEの促進につなげる。

4. 横浜みどり税

① 概要

横浜市では、「緑豊かなまち横浜」の未来のために平成21年度から「横浜みどり税」（以下「みどり税」という。）を実施している。

みどり税は、緑を守り、つくり、育む取組を進める「横浜みどりアップ計画」の重要な財源の一部とされている。

「横浜みどりアップ計画」については、これまでの取組の成果や課題、市民意識調査の結果などを踏まえ、「横浜みどりアップ計画 [2019-2023]」を策定し、緑豊かなまちの形成に継続的に取組み、その財源として平成31年度（令和元年度）以降もみどり税を継続している。

② 課税の方法

みどり税に関する必要な事項を定めるものとして横浜みどり税条例が施行されており、課税の方法は同条例に定められている。

みどり税は、個人と法人の双方に課税される。個人への課税の方法は横浜みどり税条例第2条、法人への課税の方法は同条例第3条に定められている。

個人への課税は、原則として令和5年度分までは市民税の均等割に年間900円を上乗せする方法で行われている。法人への課税は、原則として市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ（令和6年3月31日までの間に開始する事業年度分）する方法で行われている。

③ 横浜市みどり基金と横浜市みどり保全創造事業費会計

横浜みどり税条例第4条は、みどり税の税収相当額は、緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るための基金に積み立てると定めている。これを受けて横浜市は、横浜市みどり基金（以下「基金」という。）を設置している。

基金は、緑の保全及び創造に資する事業のうち、特別会計である横浜市みどり保全創造事業費会計（以下「みどり会計」という。）に係るものの充実を図るために設置されている。

みどり会計はみどり税の用途を明確にすることを目的として設置されている。みどり税の用途を明確にするためには、みどり税を充当して実施する事業のみならず、横浜みどりアップ計画全体について、その内容や進捗状況を他の施策と分離して明らかにしていく必要がある。そのため、一般会計と区分し、みどり税非充当事業（既存事業等）を含めた横浜みどりアップ計画全体を対象とする特別

会計であるみどり会計を設置している。

④ 横浜みどり税の使途

横浜市はみどり税の使途を次の4項目に整理している。

- ・樹林地・農地の確実な担保
- ・身近な緑化の推進
- ・維持管理の充実によるみどりの質の向上
- ・ボランティアなど市民参画の促進につながる事業

第5章 監査の結果

1. 公園緑地維持課

(1) 事務分掌

- ① 公園緑地の維持に関すること（動物園課、公園緑地整備課及び公園緑地事務所の主管に属するものを除く。）。
- ② 公園緑地事務所及び土木事務所との公園緑地に係る連絡調整に関すること（公園緑地管理課の主管に属するものを除く。）。
- ③ 公園愛護会等に関すること。
- ④ 公園緑地の利用促進等に関すること。

(2) 監査の結果

【指摘 1-1】 受託者からの必要事項通知漏れ

市は、公園予定地維持業務委託について一般競争入札（条件付）により契約を締結している。その内容は次表のとおりである。

図表9 公園予定地維持業務委託の概要

項目	内容
契約名	公園予定地維持業務委託
契約先	株式会社春峰園
契約日	令和3年4月22日
契約額	13,165,832円（税抜）（概算契約）
実払額	14,406,863円（税抜）
履行期間	令和3年4月22日から令和4年3月22日
契約の締結方法	一般競争入札（条件付）

上記契約を締結後、受託者である株式会社春峰園は下請負人を選定し、令和3年4月26日、横浜市委託契約約款第6条第2項の規定により「委託業務 下請負人選定通知書」及び同第9条第3項の規定により「委託業務 業務従事者選定通知書」を横浜市に提出している。

その後、同契約業務に対して令和3年5月7日、令和3年8月2日にそれぞれ同様に別の下請負人を選定し「委託業務 下請負人選定通知書」を横浜市に提出している。しかし、「委託業務 業務従事者選定通知書」は両日分共に所定のフ

ファイル内に保管されていなかった。

所管課に確認したところ、本来であれば、令和3年4月26日と同様に「委託業務 下請負人選定通知書」と共に「委託業務 業務従事者選定通知書」を提出を受けるべきであったところ、受託者からの提出がなされていなかったことが分かった。また、その事について所管課から受託者への確認もしていなかった。結果として横浜市委託契約約款第9条第3項の規定が遵守されていなかったことになる。

横浜市委託契約約款を遵守すべきであることは言うまでもないが、公園予定地維持業務という業務内容及びほぼ1年に及ぶその履行期間から考えても、現場作業業務従事者について下請負人も含めて網羅的に把握し、現場ではもとより、書面においても確認できる体制を整え、不測の事態に備えることが大切である。そのためにも「委託業務 業務従事者選定通知書」はその追加、変更等の都度、提出を求め、確認漏れのないようにしなければならない。

【意見1-1】 入札（見積）書等の様式変更への対応について

横浜市へ提出する入札（見積）書等について、令和3年4月1日からその様式が変更されている。それに伴い、押印の省略も可能となっている。ただし、その場合には新様式に設けられた次の項目の明記が義務付けられ、正しく記載されていない場合には無効となる。一方、押印を省略しない場合には、従前通りであるため、該当項目に記載する必要もなく、旧様式での提出も可能である。

横浜市入札（見積）書より抜粋

*押印を省略する場合のみ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先記載すること			
本件責任者	部署名（任意）	氏	名
	連絡先		
担当者	部署名（任意）	氏	名
	連絡先		

実際に提出された書類を確認すると例えば①から④のように複数の記入方法により提出されている。

- ① 従前通りの記載、押印で新様式
- ② 従前通りの記載、押印で旧様式
- ③ 押印省略の上、該当項目を記入した新様式
- ④ 従前通りの記載、押印、更に該当項目を記入した新様式

変更初年度ということもあるが、様式が統一されていないことや必要のない記載がされている等の理由により受付側で行う記載内容の確認作業にも混乱が生じることも考えられる。

新様式に統一されるまでは一定期間の準備が必要であるが、その間は、記入方法の再確認を促す等の方法により書類作成及び記載内容の確認について不必要な混乱を招かないような対応をすることが望ましい。

【意見 1-2】 公園愛護会に関する書類の体系的な整備

港北土木事務所において公園愛護会に関する書類の確認を行ったところ、平成 17 年以前の公園愛護会の結成届、規約及び横浜市の承認通知等の書類が保管されていなかった。所管課によれば、平成 17 年度に公園愛護会の管理が公園管理事務所から土木事務所に移管されたことが関係しているようである。

各公園愛護会は毎年、年度初めに現況届（会長等の変更がある場合には変更届）を担当土木事務所に提出する必要がある。また、提出された現況届には愛護会長氏名、住所、連絡先、その他の役職者がある場合にはその氏名、住所、連絡先が記入されており、提出時の公園愛護会の現況を把握できるため、土木事務所としての事務処理には特別支障はないという。

しかしながら、現況では平成 17 年以前に結成された公園愛護会について、その基盤となる結成届及び規約を確認する事ができない。横浜市の公園の約 9 割に公園愛護会が結成され、公園の日常の管理をしている公園愛護会が担う役割も大きい。その公園愛護会の基盤となる書類を確実に保管し、必要に応じて確認できる体制を整えておく必要がある。

また、結成後、相当期間経過している公園愛護会も多く、規約の紛失や改定の必要性等も考えられる。この点からも、定期的に書類の見直しや更新作業を含め、公園愛護会関連書類を体系的に整備していく事が望ましい。

【意見1-3】 公園愛護会の活動及び愛護会費に関する報告書について

横浜市公園愛護会事務取扱要綱第13条に「愛護会長は、公園愛護会活動報告書（第5号様式）を土木事務所長に、毎年7月末、10月末、1月末、4月末までに提出するものとする。ただし、土木事務所長の判断により、提出回数を減ずることができる。」と規定されており、提出された活動報告書により、その活動内容を確認することができる。

また、愛護会費の交付及びその時期については、横浜市公園愛護会事務取扱要綱に次のように規定されている。

横浜市公園愛護会事務取扱要綱より抜粋

（愛護会費の交付）

第15条 市長は、愛護会に対し、別表に定める基準により愛護会費（謝金）を交付する。

2 愛護会費は毎年4月1日現在、存続している愛護会、及び年度途中で新たに結成された愛護会（12月末日までに土木事務所長が結成を承認した愛護会に限る。）に対して、交付するものとする。

（愛護会費の交付時期）

第16条 愛護会費の交付時期はおおむね7月とする。ただし、年度途中で新たに結成された愛護会（12月末日までに土木事務所長が結成を承認した愛護会に限る。）については、結成の承認後速やかに交付する。

愛護会費交付基準

別表

愛護会費交付対象面積	愛護会費（円）
3,000㎡未満	20,000円
3,000㎡以上 15,000㎡未満	30,000円
15,000㎡以上	40,000円

環境創造局公園緑地維持課発行「公園愛護会マニュアル」の行政への手続き・報告には、毎年提出する書類として「活動報告書」と共に「収支報告書」を指定しており、「活動報告書の第4期提出時に提出ください。」と説明されている。所管課によると、収支報告書に提出義務はないとの事であるが、ほとんどの公園愛護会が活動報告書と共に提出している。ただし、その記載内容には誤りが多くみ

られ、報告書として求められる要件を充足していないものも散見される。

また、「公園愛護会マニュアル」は環境創造局公園緑地維持課発行であり、ホームページにも掲載されている。その中に上記説明文が記載されているのであれば、公園愛護会として収支報告書は現状の提出義務はない書類としての取扱いではなく、提出すべき書類と認識するのが自然である。

公園愛護会はボランティア団体であり、原則として、収益事業は行っていないため、収入に対する税務申告義務は負わない。また、公園愛護会として受ける支援としては、希望に応じて物品の支援、技術の支援等もあるが、愛護会費として金銭で受け取る金額は別表のとおり、多額ではない。しかし、個人に対して支払う謝金ではなく、会長という代表が定められている団体に対して横浜市から交付される謝金である点から、収入及び支出を明確に記録し、誤りのない収支報告書を作成、提出する事が本来望ましいといえる。

また、横浜市として愛護会費の用途を正しく把握し、今後の在り方を検討する事も大切である。ただし、その事が公園愛護会に対して大きな事務負担となり、本来の活動に支障をきたしてしまうようでは本末転倒である。

公園愛護会の今後の活動を、今まで以上に有意義で活気ある内容に方向づけるためにも、まずは、各区土木事務所及び公園緑地維持課が連携し、簡素で明確な収支報告書の様式を整備することが求められる。更には、公園愛護会の担当者が誤りのない収支報告ができるように、各区土木事務所において、記入方法の指導等を行える体制の構築が期待される。

2. 公園緑地管理課

(1) 事務分掌

- ① 公園緑地の運営に関すること（公園緑地維持課及び公園緑地事務所の主管に属するものを除く。）。
- ② 公園緑地事務所及び土木事務所との公園緑地に係る連絡調整に関すること。
- ③ 公園緑地の管理等の調整に関すること。
- ④ 公園緑地及び山林樹林地の管理等に係る事故処理、訴訟等に関すること。
- ⑤ 公園緑地の供用等手続に関すること。
- ⑥ 公園の指定管理に関すること（動物園課及び公園緑地事務所の主管に属するものを除く。）。
- ⑦ 横浜市市民利用施設予約システムに関すること（公園施設に係るものに限る。）。
- ⑧ 横浜スタジアムの管理及び運営に関すること。
- ⑨ 株式会社横浜スタジアムに関すること。
- ⑩ 公園用地の借受け及びこれに伴う補償並びにこれらの契約に関すること。
- ⑪ 公園緑地及び山林樹林地の財産管理及び土地に係る権利の得喪変更に関すること。
- ⑫ 都市計画法等に基づく開発行為等により設置される公園等の帰属に関すること。
- ⑬ 公園緑地及び山林樹林地の寄附に関すること。
- ⑭ 公園台帳に関すること。
- ⑮ 部内他の課の主管に属しないこと。

(2) 監査の結果

【意見 2-1】 予定価格積算方法の見直し

市は、公園等の施設瑕疵及び管理瑕疵がある事故において、市が法律上の損害賠償責任を負った場合のために、賠償責任保険に加入している。

当保険契約について指名競争入札により契約を締結しており、その内容は次表のとおりである。

図表10 施設賠償責任保険契約の概要

項目	内容
契約名	令和3年度公園及び市民の森等の管理に関する施設賠償責任保険契約
契約先	株式会社石井商事
契約日	令和3年4月1日
保険料	4,870,350円 うち、公園緑地管理費：3,686,855円 樹林地保全費：1,183,495円
契約の締結方法	指名競争入札
予定価格	5,972,251円
最低制限価格	設定なし
保険期間	令和3年4月1日午後4時から 令和4年4月1日午後4時まで

過去5年間における保険金受取額は以下のとおりであり、年によってバラつきがあるが、単純平均で年5,909千円程度である。

図表11 過去5年間における保険金受取額の推移

年度	保険金受取額
平成29年度	4,051,441円
平成30年度	15,836,184円
令和元年度	6,139,843円
令和2年度	1,592,094円
令和3年度	1,924,596円
保険金受取額の平均値	5,908,832円

(出典：市提供資料より監査人作成)

予定価格の積算にあたっては、直近5か年の入札における応札額の平均値を基礎として算出されている。しかし、年度によっては、落札額の3倍を超えるような入札額もあるものの、それらも含めた平均値を採用している。

予定価格は市の支出の上限となるものであり、より慎重な設定が求められる。令和3年度契約に係る入札においても、落札額の3倍を超えるような入札があったところであり、当該年度における落札金額の2倍を超える金額は排除して算出する等、算定方法の見直しを検討されたい。

図表12 令和3年度契約における入札状況

入札参加業者	入札金額
A	4,870,350 円
B	6,118,880 円
C	6,118,880 円
D	6,118,880 円
E	6,118,880 円
F	16,718,470 円

(出典：入札てん末書より監査人作成)

3. 公園緑地整備課

(1) 事務分掌

① 公園緑地及び山林樹林地の施設に係る建設計画並びにこれらの工事の設計及び施行に関すること（公園緑地事務所の主管に属するものを除く。）。
② 公園緑地及び山林樹林地の施設に係る再整備計画並びにこれらの工事の設計及び施行に関すること（公園緑地事務所の主管に属するものを除く。）。
③ 返還跡地等における公園緑地及び防災公園街区整備事業に係る都市計画決定のための原案作成及び整備に関すること。
④ 新横浜公園、横浜動物の森公園及び返還跡地等における公園緑地の建設用地の管理等に関すること（動物園課の主管に属するものを除く。）。
⑤ 緑化工事の設計、施行及び移管に関すること。
⑥ 局所管の公園緑地及び横浜ふるさと村総合案内施設の電気設備等の維持管理に関すること。
⑦ 公園緑地の電気施設等に係る設計審査、指導及び検査に関すること。

(2) 小柴自然公園の概要

小柴自然公園の概要については、下記のとおり都市公園台帳に記載されている。

項目	記載内容
名称	小柴自然公園
所在地	金沢区長浜 116 番の 2
供用開始年月日	令和 3 年 7 月 30 日
沿革の概要	<p>小柴自然公園は、市民の要望や上位計画及び、返還跡地の利用計画を踏まえ、米軍から返還された大規模な土地（52.6ha）を利用し、現況の自然環境を保全し、多様なレクリエーション利用や緑や環境に係る活動、体験、学習の拠点として、市有地を含めた約 55.8ha の公園整備を進めています。</p> <p>令和 3 年度は、財務省所有の土地を無償借地契約し、そのうち長浜 116 番 2 地先の埋立地の一部を施設整備のうえ、公開したものです。</p> <p>当初の計画では、全体を 3 期に分けて整備を進め、完成は令和 14 年度を予定。</p>

項目	記載内容
	令和3年7月30日公開にあたり、公園名を「(仮称)小柴貯油施設跡地公園」から「小柴自然公園」にしました。
環境・地形・特徴	<p>小柴自然公園は金沢区の東部に位置し、公園の西側には金沢地先埋立事業で整備した住宅や工業団地となっており、国道357号や金沢シーサイドラインの幸浦駅や産業振興センター駅があります。</p> <p>近くには、長浜野口記念公園や長浜公園があります。</p>

(3) 舞岡八幡山しぜん公園の概要

舞岡八幡山しぜん公園の概要については、下記のとおり都市公園台帳に記載されている。

項目	記載内容
名称	舞岡八幡山しぜん公園
所在地	戸塚区舞岡町 284
供用開始 年月日	令和4年11月4日
沿革の概要	<p>本公園は、舞岡リサーチパーク構想の見直しにより、同事業の2期用地に緑の保全・活用を前提とした公園を隣接する墓園とともに整備するものです。</p> <p>計画地は良好な樹林地や農地などからなる自然環境に恵まれており、それらを活かしつつ多様なレクリエーションにも対応できる公園として整備する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年12月5日 都市計画決定 ・令和4年11月4日 一部(1,956㎡)を先行公開
環境・地形・特徴	<p>市営地下鉄舞岡駅から北西へ約1kmに位置し、本市「緑の10大拠点」の一つである舞岡野庭地区の中にある。</p> <p>良好な樹林地や農地が展開しており、それらを活かした公園として整備することとしている。</p>

(4) 監査の結果

【意見3-1】 小柴自然公園整備工事の特徴による影響と対応

小柴自然公園の整備工事は、第1期から第3期に分かれており、令和14年度の終了を目処に行われている。

監査対象年度である令和4年度は第1期工事がほぼ終了しており、数ヶ月の遅れはあるものの概ね予定どおり第1期の工事が終了するとみられる。

今般の包括外部監査においては、令和4年11月に小柴自然公園の整備工事の状況を視察し、次のような状況であることを確認した。

令和3年度から供用を開始したスペースについては、管理が行き届いた状況であり、必要な安全対策が講じられていた。

また、令和2年に事故があった箇所については、「小柴貯油施設跡地の工事における安全対策報告書」（令和2年11月）に記載されている安全対策等について、区画ごとにおけるバリケード等の設置及び要所各所における警備員の配置を視察し、従事者研修の状況をヒアリングした。その結果、安全対策等は遵守されていた。

さらに、ベンゼン等による土壌汚染については、専門家の調査結果報告書を閲覧し、これに従い対策を講じており、全体として問題がないことについて確認した。

一方、小柴自然公園の整備工事は次のような特徴があり、これを原因とする懸念もある。それらについては、今後、横浜市が利害関係者の意見を聞き、検討していくことを要望する。

一つ目は、整備スケジュールの期間が長いことである。

整備スケジュールは、平成29年度から令和14年度までであるが、監査対象年度である令和4年度以降を考えてもおおよそ10年程度の時間を要する計画である。市は、今現在においても様々な利害関係者の要望を聞き、これをもとに公園計画の内容を考えている。しかし、今後の10年間においては、経済状況や住民の志向及び年齢層などが変わる可能性もある。整備計画は必要に応じて見直すものとし、その場合、利害関係者に対して計画が予定どおり進んでいないという不安を与えないために、このような見直しを行うことを予め周知しておいた方が良い。

二つ目は、敷地面積が約 55.8ha と非常に広大なことである。

公園の面積がこれほど広いと維持管理にかかるコストは膨大な額になる。このコストについてはまだ整備を行っている段階から計算した方が良いと考えられる。その結果、収益事業によりどの程度維持管理コストを賄えるか計算しておく必要があるが、収益事業を行わないのであれば、維持管理コストを低く抑えるため、あえて自然の状態を多く残すという選択を早い段階で決定しなければならない。また、収益事業を行うのであれば、民間事業者の協力は必須である。その場合、民間事業者は必ずしも利潤を第一目的にしているわけではないが、収支がマイナスになる場合は継続的な協力が困難であることも念頭におかなければならない。立地や施設の特性上、土日のみの売上しか期待できないのであれば、キッチンカーなど稼働を柔軟に対応できる民間事業者に協力してもらうなど選択の幅を広く考えておくことが必要である。

また、駐車場が東側（湾岸道路側）にしかない状況であるが、これは警察との協議で制約が加わっているもので、現状では市としての対応が難しい問題である。自動車でのアクセスを考えた場合、公園の南側又は北側からのアクセスは東側（湾岸道路側）に進入してもらうべくかなり離れた位置から誘導する標識が欲しいところである。また、それ以外にも、周辺の他の利用可能駐車場を周知するための工夫を考えておくことは必要である。

三つ目は、小柴自然公園の周辺には公園や緑地などが多いことである。

小柴自然公園は、来園者について近所の住民だけでなく遠方から来てもらうことも見込んでいる。一方、小柴自然公園の周辺には、富岡総合公園、長浜公園、市民の森、海の公園、能見堂緑地、など大きな公園や緑地などが多く来園者が分散する可能性は否めない。この点、小柴自然公園の特色は何なのか、どのような人をターゲットにしているのかを絞り込まないと来園者の安定的な確保は難しいと考えられる。確かに、公園は市によって設置された開かれた施設であり、ターゲットを絞るような計画は考えづらいかも知れない。しかし、そもそも小柴自然公園の場合、米国からの返還により横浜市に管理が移管された土地について公園整備を行うものであるため、十分なマーケティングの末、立地を選択して整備するものではない。それゆえ、来園者の都合や志向を開発段階から盛り込むことは自ずと限界があることも念頭におく必要がある。周辺の他の公園等にはない何かの小柴自然公園にはあるという状態でも十分である。手付かずの自然、貯油施設の遺構、珍しい生物、またはそれ以外のアトラクションでも施設でも、小柴自然公園ならではの魅力づくりを今後考えていくことが望まれる。

【意見3-2】 契約変更における請書の印紙貼付について

市は、(仮称)小柴貯油施設跡地公園倉庫棟改修工事について一般競争入札(条件付)により契約を締結している。

その内容は次表のとおりである。

図表13 (仮称)小柴貯油施設跡地公園倉庫棟改修工事の概要

項目	内容
契約名	(仮称)小柴貯油施設跡地公園倉庫棟改修工事
契約先	菅野建設株式会社
契約日	令和2年6月10日
契約額	70,295,170円(当初)
業務実施期間	契約日から令和3年2月12日まで(当初)
契約の締結方法	一般競争入札(条件付)

本工事にかかる契約は、次のとおり、3回の変更契約が行われている。

図表14 (仮称)小柴貯油施設跡地公園倉庫棟改修工事の契約変更

区分	当初契約	第1回変更	第2回変更	第3回変更
日付	令和2年6月10日	令和2年9月8日	令和3年2月10日	令和3年3月29日
契約金額	70,295,170円			
変更内容		・契約金額を203,830円増額	・契約金額を5,181,000円増額 ・竣工期限を令和3年3月31日に延期	・契約金額を110,000円増額 ・竣工期限を令和3年5月20日に延期

(出典：市提供資料より監査人作成)

契約変更における契約書や請書についても印紙を貼付しなければならないが、上記の第1回変更の際に交わされた請書に印紙が貼付されていなかった。

印紙を貼付する義務は、工事の契約相手先にあるため、市の貼付忘れではないが、契約書や請書を手交する際には印紙を貼付するよう指導されたい。

【意見 3-3】 施工体制台帳への添付資料について（その1）

本件工事は、（仮称）中尾一丁目公園の整備を進めるにあたって既存の建物を解体するものである。市は、本件工事について一般競争入札（条件付）により契約を締結している。

その内容は次表のとおりである。

図表15 （仮称）中尾一丁目公園職員寮解体工事の概要

項目	内容
工事件名	（仮称）中尾一丁目公園職員寮解体工事
契約先	株式会社小俣組
契約日	当初契約日：令和3年6月29日 変更契約日：令和4年3月11日
請負代金額	当初契約額：213,400,000円（税込） 変更後契約額：234,850,000円（税込） （変更理由） 工事の進捗の中で、樹木の伐採、山留めや地盤改良等が追加で必要となったことによる。
契約の締結方法	一般競争入札（条件付）
予定価格	204,300,000円（税抜）/224,730,000円（税込）
最低制限価格	193,177,339円（税抜）/212,495,072円（税込）
工事期間	令和3年6月29日から令和4年3月31日まで

建設業法第24条の8第1項、建設業法施行規則第14条の2及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条の規定により、公共工事発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（元請業者）が、当該工事に関して下請負契約を締結した場合には、元請業者及び下請業者に関する事項を記載した施工体制台帳を作成し、発注者にその写しを提出しなければならないこととされている。

また、施工体制台帳は、次の項目で構成されており、元請業者と下請業者との契約書及び下請業者と再下請業者との契約書の写しについても、その一部とされている。

「施工体制台帳・施工体系図について」令和3年7月 横浜市財政局 公共施設・事業調整室より抜粋

[施工体制台帳の構成]

- (1) 元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類【元請業者が作成】
 - ① 施工体制台帳
 - ② 発注者との契約書の写し（表紙だけの添付で可）
 - ③ 元請業者と一次下請業者との契約書の写し
 - ④ 元請の主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有することを証明する書類の写し
 - ⑤ 元請の主任技術者又は監理技術者が自社（元請）に雇用期間を限定することなく雇用されていることを証明する書類の写し
 - ⑥ 元請の監理技術者補佐（置く場合に限る）が専門工事に係わる主任技術者資格を有することを証明する書類の写し
 - ⑦ 元請の監理技術者補佐（置く場合に限る）が自社に雇用期間を限定することなく雇用されていることを証明する書類の写し
 - ⑧ 元請の専門技術者（置く場合に限る）が専門工事に係わる主任技術者資格を有することを証明する書類の写し
 - ⑨ 元請の専門技術者（置く場合に限る）が自社に雇用期間を限定することなく雇用されていることを証明する書類の写し
- (2) 下請業者と再下請業者の記載事項と添付書類【再下請を行う下請業者が作成】
 - ⑩ 再下請負通知書
 - ⑪ 再下請負業者との契約書注の写し
- (3) 作業員名簿
 - ⑫ 作業員名簿

加えて、施工体制台帳に添付する契約書には、建設業法第19条に定める契約書記載必要事項の16項目が明示された適正な契約書である必要がある。

建設業法より抜粋

（建設工事の請負契約の内容）

第19条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 一 工事内容
- 二 請負代金の額

- | | |
|----|--|
| 三 | 工事着手の時期及び工事完成の時期 |
| 四 | 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容 |
| 五 | 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法 |
| 六 | 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め |
| 七 | 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め |
| 八 | 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更 |
| 九 | 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め |
| 十 | 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め |
| 十一 | 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期 |
| 十二 | 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法 |
| 十三 | 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容 |
| 十四 | 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 |
| 十五 | 契約に関する紛争の解決方法 |
| 十六 | その他国土交通省令で定める事項 |

本件工事においては、解体工事に関して三次下請、石綿撤去及びフロン回収等に関して二次下請まで存在しており、元請人である株式会社小俣組より施工体制台帳及び施工体系図の写しが提出されている。

その際、元請業者と下請業者との契約関係、下請業者と再下請業者との契約関係を示す書類として、注文書及び見積書が添付されているが、工期、工事場所、契約総額及びその内訳については記載されているものの、建設業法で求める契約書記載必要事項を網羅していない。

確かに、建設事業者間の取引実態から、注文書及び請書の形態により請負契約

が締結されている場合があるが、その場合には、契約書記載必要事項を記載した基本契約書を締結し、注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されている（「注文書及び請書による契約の締結について」建設省経建発第132号平成12年6月29日）。

なお、契約書記載必要事項が記載された工事下請負契約条項を取り交わしていることを元請業者に確認したとのことであるが、施工体制台帳に添付されていない。

施工体制台帳は施工責任の明確化と建設業法違反の防止を目的とするものであり、今後、適切な書類が添付された施工体制台帳が提出されるよう、内容の確認と元請業者への指導を徹底されたい。

【意見3-4】 施工体制台帳への添付資料について（その2）

本件工事は、新羽丘陵公園拡張部の整備工事を行うものである。市は、本件工事について総合評価落札方式（特別簡易型）により契約を締結している。

その内容は次表のとおりである。

図表16 新羽丘陵公園一部整備工事（その2）の概要

項目	内容
工事件名	新羽丘陵公園一部整備工事（その2）
契約先	横浜庭苑株式会社
契約日	当初契約日：令和2年11月5日 変更契約日（第1回）：令和3年3月5日 変更契約日（第2回）：令和3年4月28日 変更契約日（第3回）：令和3年6月23日 変更契約日（第4回）：令和3年8月27日 変更契約日（第5回）：令和3年9月14日 （変更理由） 第1回から第4回は竣工期限の延長。 第5回は請負代金額の確定による。
請負代金額	当初契約額：121,141,142円（税込） 変更後契約額：122,854,600円（税込） （変更理由） 工事の進捗の中で、法面工事や縁石工事等が追加で

項目	内容
	必要となったことによる。
契約の締結方法	総合評価落札方式（特別簡易型）
予定価格	119,410,000円（税抜）/131,351,000円（税込）
最低制限価格	設定なし
工事期間	令和2年11月5日から令和3年9月24日まで

本件工事についても、「(仮称)中尾一丁目公園職員寮解体工事」の「【意見3-3】 施工体制台帳への添付資料について(その1)」と同様である。

元請人である横浜庭苑株式会社より施工体制台帳及び施工体系図の写しが提出されており、下請業者と再下請業者との契約関係を示す書類として、注文請書が添付されているが、契約条件として、「見積要項 別紙見積書のとおり」と記載されているのみで別紙が添付されておらず、建設業法で求める契約書記載必要事項を網羅していない。

今後、適切な書類が添付された施工体制台帳が提出されるよう、内容の確認と元請業者への指導を徹底されたい。

【意見3-5】 開園時期の延期について（舞岡八幡山しぜん公園）

平成26年10月31日環境創造局公園緑地整備課、健康福祉局環境施設課、都市整備局市街地整備推進課合同で作成された横浜市記者発表資料によれば、事業スケジュールは平成27年度から平成31年度までを予定（用地取得、施設設計・整備）、平成32年度に供用開始予定とされている。

しかしながら実際には、当監査期間中である令和4年11月4日にごく一部（東広場）を公開したにとどまっている。

図表17 舞岡八幡山しぜん公園公開エリアの概要

項目	内容
場所	戸塚区舞岡町 284 番地ほか
主な施設	ダスト広場*1、パーゴラ*2、野外卓*3、ベンチ、植栽
公園識別	総合公園
面積	約 0.2ha
*1 ダスト広場：細かく砕いた石で舗装された広場です。学校の校庭でよく使われる舗装です。	

*2 パーゴラ：ベンチなどの上に組む棚です。フジのツルなどをはわせると、日除けになります。

*3 野外卓：ベンチ付きのテーブルをパーゴラの下に設置しています。

(出典：横浜市HP記者発表資料より監査人作成)

事業スケジュールが開始された平成27年度から一部公開(総面積の63.5分の1)まで約7年を要している。所管課によれば、広大な敷地であり、かつ樹林地、農地が大半を占めるため、地盤改良等に時間を要し、加えて、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開園が遅れてしまっているが、現在の開園予定に向けては概ね順調に進んでいるという。

また、計画案によれば、公園内には遊具広場をはじめ、スポーツのできる多目的の広場、避難場所にも対応した草地広場、農体験のできる分区園に加え、2020年東京オリンピックで正式種目となったスケートボードのできるスケートボード広場も計画中であり、完成すれば多くの市民が年代を超えて楽しめる新しい公園になると期待される。現在の計画通りに工事が進み、1日も早い開園が待たれるところである。

【意見3-6】 舞岡八幡山しぜん公園の管理運営における今後の課題について

所管課によると、舞岡八幡山しぜん公園開園の際には、指定管理者制度を採用する予定であるという。現在、市は900を超える施設で指定管理者制度による管理運営を行っている。公園についても平成16年7月より指定管理者制度を導入している。

舞岡八幡山しぜん公園の概要に記載の「沿革の概要」でも触れているが、本公園には墓園が隣接される予定である。従来、その性質が異なる点から隣接している等にかかわらず、公園と墓園は個別に指定管理者を定めて運営しており、一体的な管理等の前例はないが、例えば駐車場の共有等、管理運営を一体化することによるメリットもあるのではないかと考えられる。経費削減や合理性はもちろん、利用者の利便性、経済状況、少子高齢化等あらゆる状況を鑑み、従来の方策にしばられない柔軟で合理的な新しい指定管理の方法の考察も是非視野に入れることが望まれる。

4. 公園緑地事務所

(1) 事務分掌

① 公園及び緑地等の管理（権利の得喪又は変更を伴うものを除く。）に関する こと（動物園課の主管に属するものを除く。）。
② 公園及び緑地等（街路樹及び街庭を除く。）の使用及び占用に関する こと（動物園課の主管に属するものを除く。）。
③ 公園及び緑地等（街路樹及び街庭を除く。）の使用料の徴収等に関する こと（動物園課の主管に属するものを除く。）。
④ 公園及び緑地等（街路樹及び街庭を除く。）内における禁止行為及び制限 行為等の是正指導等に関すること（動物園課の主管に属するものを除く。）。
⑤ 都市公園法第 27 条及び横浜市公園条例（昭和 33 年 3 月横浜市条例第 11 号）第 19 条の規定による監督処分に関すること（動物園課の主管に属する ものを除く。）。
⑥ 公園及び緑地等の維持に係る委託並びに工事（修繕等を含む。）の設計及び 施行並びにその他工事の設計（大規模なもの及び異例なものを除く。）及び 施行に関すること（動物園及び繁殖センターの維持に関するものを除く。）。
⑦ 山林樹林地の管理運営に関すること。

(2) 監査の結果

【指摘 4-1】 設計書金額の誤字について

市は、南部公園緑地事務所管内公園維持業務委託(その4)について一般競争入札(条件付)により契約を締結している。

その内容は次表のとおりである。

図表18 南部公園緑地事務所管内公園維持業務委託(その4)の概要

項目	内容
契約名	南部公園緑地事務所管内公園維持業務委託(その4)
契約先	株式会社福岡造園
契約日	令和3年4月30日
契約額	14,981,836円
業務実施期間	令和3年4月30日から令和4年3月31日まで
契約の締結方法	一般競争入札(条件付)

本委託業務は、令和3年6月に公共工事の設計労務費が改定されたことを受けて契約変更している。変更内容は、契約金額を219,836円増加し、当初14,762,000円であったものを14,981,836円とするものである。

その際、委託契約変更契約書が作成されているが、この変更契約書に添付され、袋とじされている「設計書（変更後）」に記載されている金額に誤りがあった。誤りの内容は、「,」（コンマ）を「.」（小数点）にしてしまうというもので見つけづらいものであるが、正式な契約書に添付し相手方と取り交わすものである以上、適切なチェックが行われる必要がある。以後、十分なチェック体制を構築されたい。

【指摘4-2】 備品の物品管理簿への登録漏れ

市は、北部公園緑地事務所にて使用する備品の購入について一者随意契約により契約を締結している。その取引概要は、次表のとおりである。

図表19 北部公園緑地事務所で使用する備品購入の概要

項目	内容
契約名	セコイア SRT ペツルハーネスの購入
契約先	株式会社ロマック
契約日	令和4年1月17日 ※
契約額	156,200円（税込）
契約の締結方法	一者随意契約
一者随意契約の理由	横浜市契約規則第27条第1項第3号による「予定価格が市長の定める金額以下」に該当するため。
※ 横浜市契約規則第27条第1項第3号に規定する「予定価格が市長の定める金額以下であるとき」については、「100万円未満の物品以外の修繕における簡易的発注」及び「見積合せ省略金額の拡大」の実施について(通知)（令和3年度財契二第2001号）第22(2)のとおり、令和4年1月1日より1件200,000円未満の契約に変更されている。	

本契約で取得した備品の管理状態について、物品管理簿の記載内容と現物確認及び管理状況の確認（一部抽出）を行ったところ、当備品に関しては物品管理簿への登録が確認できなかった。

その他、備品の管理状態について現物を実査した結果、管理シールが貼付されていた。シールには「名称」「分類番号（大-中-小）」「受入年月日」「局課名」は記載されていたが、整理番号の記載がなく、同名称・品質・形状のものについて

は個々の特定が不可能な状態となっていた。

物品事務の手引き(会計室・令和2年4月)によれば、物品は(1)備品(2)消耗品(3)材料(4)動物その他の4分類に分類され、備品に関しては「その性質又は計上を変ずることなく、相当長期間(1年以上)にわたり使用できるもの及びその性質が材料又は消耗品であっても標本、陳列品又はこれらに類するものとして保管するもの」で、価格が30,000円以上のものをいうとされており、物品管理簿への登録が義務付けられている。

横浜市物品規則第1条に定められる、「本市物品取扱事務の公正、確実かつ能率的な運営を図るため、その事務執行に関する根本基準を定め、あわせて物品の適正かつ効率的な使用その他良好な管理を図る」ため、物品事務の手引き(会計室・令和2年4月)が策定されている。物品管理簿へもれなく重複なく登録し、手引きに沿った適正かつ効率的な運用がなされるよう改善すべきものであると考える。

【意見4-1】 公園維持業務委託の4月実施について

ここに記載する意見については、「金沢緑地ほか公園維持業務委託」以外の公園維持管理業務委託全般に当てはまることであるが、繰り返しになるため、本項目に記載することとする。

市は、金沢緑地ほか公園維持業務委託について一般競争入札(条件付)により契約を締結している。

その内容は次表のとおりである。

図表20 金沢緑地ほか公園維持業務委託の概要

項目	内容
契約名	金沢緑地ほか公園維持業務委託
契約先	とう美緑化株式会社
契約日	令和3年4月27日
契約額	15,244,625円
業務実施期間	令和3年4月27日から令和4年3月31日まで
契約の締結方法	一般競争入札(条件付)

「金沢緑地ほか公園維持業務委託」は令和3年4月27日に契約が交わされ、契約の終期は令和4年3月31日となっている。同様に公園維持管理業務委託の

多くは4月1日からの契約とはなっていない。市によると、業務の委託先選定のための入札を4月中に実施するが、4月は年度契約の入札が集中するため、4月の早い段階に入札を実施することが難しくなる。このため、4月の中旬から下旬にかけての契約日となることが多いとのことである。

現状、緊急に対応しなければならない事案が発生した場合には流用などで対応しているため、大きな問題となる事態は避けられているが、逆にいうと緊急性が低い事案については4月前半の一定期間放置してしまうこともあるということであり、このような状況は適切とはいえないのではないかと考えられる。

厳密に4月1日から業務を開始する必要がある場合には債務負担行為として予算で定め、前年度末までに入札を実施する必要がある。一方で、自治体によっては、入札を4月に実施し、年間契約の期間を5月1日から翌3月31日までとし、4月分は前年度の契約事業者と随意契約しているケースもある。いずれにせよ、実質的に問題が発生していないとはいえ毎年度4月に公園維持管理業務に空白ができるような状況は解消すべきだった。

なお、令和5年度からは4月1日付での契約を予定しているとのことである。

【意見4-2】 鉛筆書きによる内訳書の添付について

横浜公園維持業務委託は、横浜公園における清掃やチューリップ植付箇所周辺の除草・球根堀上・耕耘・植付等、ツツジの刈込等を委託するものである。

また、本件においては、設計金額を令和3年3月改定前の公共工事設計労務単価を適用して積算していることから、委託契約における公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置の対象となり、改定後の新しい単価により令和3年6月9日付けにて変更契約を締結している。なお、本件委託は概算契約であり、最終の委託料は15,571,546円である。

図表21 横浜公園維持業務委託の概要

項目	内容
契約名	横浜公園維持業務委託
契約先	田野井造園株式会社
契約日	当初契約日：令和3年4月1日 変更契約日：令和3年6月9日
契約区分	概算契約
委託料	15,571,546円（税込） うち、公園緑地管理費：12,867,520円（税込）

項目	内容
	緑化推進費： 1,645,103 円（税込）
契約額	当初契約額 : 16,500,000 円（税込） 変更後契約額 : 16,575,905 円（税込） （変更理由） 公共工事設計労務単価等の変更に伴う特例措置による変更契約。
契約の締結方法	一般競争入札（条件付）
予定価格	17,390,000 円（税抜）/19,129,000 円（税込）
最低制限価格	13,853,192 円（税抜）/15,238,511 円（税込）
履行期間	令和3年4月1日から令和4年3月19日まで

横浜市委託契約約款第2条第1項において、受託者は契約額の内訳書を市に提出することが求められており、その際、内訳を記載した設計図書を契約書に添付することに代えることも認められている。

横浜市委託契約約款より抜粋

（内訳書及び工程表）

第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。

本件においては、内訳を記載した設計図書を契約書に添付する方法としているが、令和3年6月9日付けの委託契約変更契約書の原本に添付された設計図書の「原契約金額」、「変更契約金額」及び「差引額」の集計額の記載が鉛筆書きであった。

当該設計図書は、市が工種や種別ごとの数量等を記載した様式を受託者に交付し、これを用いて受託者が作成するものである。このため手書きで記載することもあり得るが、契約書の原本に綴じ込む書類であることから、鉛筆書きや消えるボールペン等の使用は避け、消すことができない筆記具で記載することが適切である。

本件においては、本来、受託者が手書きで作成した設計図書をコピーし、契約書に綴じ込む予定であったものが、誤って鉛筆書きのものを綴じ込んだものとのことである。今後、契約書の作成にあたっては、受託者からの提出書類の確認をより慎重に行われたい。

【意見4-3】 照明設備の修繕について

横浜公園ほか3公園噴水設備等点検清掃委託は、横浜公園、大通り公園、山下公園及び港の見える丘公園の噴水設備等の点検（外観・機能点検）、及び清掃（噴水、流れ、地下水槽、配管類、バルブ類等の清掃）等を委託するものである。

なお、本件委託は概算契約であり、最終の委託料は13,497,955円である。

図表22 横浜公園ほか3公園噴水設備等点検清掃委託の概要

項目	内容
契約名	横浜公園ほか3公園噴水設備等点検清掃委託
契約先	清美工営株式会社
契約日	令和3年4月1日
契約区分	概算契約
委託料	13,497,955円（税込） うち、公園緑地管理費：13,497,955円（税込）
契約額	契約額：13,579,500円（税込）
契約の締結方法	一般競争入札（条件付）
予定価格	13,070,000円（税抜）/14,377,000円（税込）
最低制限価格	設定なし
履行期間	令和3年4月1日から令和4年2月28日まで

本件委託における点検は、概ね以下の時期に行うこととされている。

図表23 仕様書に定められた点検回数（回）

公園名	点検回数		
	4～9月	10～3月	合計
横浜公園	2	1	3
大通り公園	2	1	3
山下公園	2	1	3
港の見える丘公園	1	2	3

（出典：横浜公園ほか3公園噴水設備等点検清掃委託特記仕様書より監査人作成）

このうち港の見える丘公園においては、6月、11月及び2月に点検が行われており、その点検において報告のあった主な事項は以下のとおりである。

カナルの制御盤扉については6月の報告後に修繕が行われており、それ以後に不具合等の報告はないが、特に噴水池のライトについては、3回の点検のいずれにおいても不具合が報告されており、監査時点の令和4年11月時点でも2か所のうち1か所について修繕はなされていない。

結果として、港の見える丘公園噴水池のライトについて球切れが1年以上継続している状況にあるが、所管課によれば、安全面に影響を及ぼす事項を優先し、残りはやむを得ず予算状況に応じて対応しているとのことである。そのこと自体は理解できるが、一方で、噴水池のライトアップも港の見える丘公園の魅力の一つでもあり、安全面とともに、公園の魅力度の維持等も勘案した修繕を実施されたい。

図表24 港の見える丘公園における点検結果の概要

点検日	6月22日/23日	11月12日	2月7日
噴水池 (ローズガーデン)	ライト4か所球切れ ライト2か所球切れ	ライト4か所球切れ ライト2か所球切れ	ライト4か所球切れ ライト2か所球切れ
流れ (ローズガーデン)	排水バルブ2箇所 の開閉が固い	排水バルブ2箇所 の開閉が固い	排水バルブ2箇所 の開閉が固い
噴水池	ライト球切れ	ライト球切れ	ライト球切れ
カナル	制御盤左側の鍵 が入らない時があり 開かなくなるかもしれ ません。鍵が入らない ので扉の開閉ができ ません。	—	—

(出典：委託業務結果報告書より監査人作成)

【意見4-4】 ガソリン給油等における一者随意契約について

市は、ガソリン6,000リットル(概算)ほかの購入(事務所)について一者随意契約により契約を締結している。

その内容は次表のとおりである。

図表25 ガソリン6,000リットル（概算）ほかの購入（事務所）の概要

項目	内容
契約名	ガソリン6,000リットル（概算）ほかの購入（事務所）
契約先	株式会社サンオータス
契約日	令和3年4月1日
契約額	1,149,590円（税込）
契約の締結方法	一者随意契約
根拠条文	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
一者随意契約の理由	<p>環境創造局北部公園緑地事務所の車両(9台)は、鶴見区、神奈川区、保土ヶ谷区、旭区、港北区、緑区、都筑区、青葉区を随時巡回及び、こども自然公園内の管理作業をしています。</p> <p>下記の給油所は、北部公園緑地事務所の車両が給油できる最短距離に位置する給油所です。</p> <p>下記の給油所以外は、事務連絡の際に通る経路上になく、片道3km以上の道を運転しなければなりません。また、周辺2km以内にフルサービスのガソリン給油を行うスタンドはありません。</p> <p>加えて、下記の給油所は保土ヶ谷バイパス近くに位置しているため、鶴見区、神奈川区、保土ヶ谷区、旭区、港北区、緑区、都筑区、青葉区を随時巡回する業務を行う車両がほぼ迂回することなく立ち寄れる唯一の給油所です。</p> <p>また、大倉山公園詰所の作業車両についても、事務連絡等の際に給油できる便利な場所に営業しています。</p> <p>以上のことから、業務上効率的に行えるのは下記の業者のみのため、随意契約を希望します。</p>

本概算契約は、こども自然公園、北部公園緑地事務所及び大倉山公園の公用車、作業用トラック等の動力用として、燃料(ガソリン、軽油等)を使用し、その経費を支出するものである。

なお、一般的にはセルフサービスのガソリンスタンドのほうが、フルサービスのガソリンスタンドに比べて価格が低いものと考えられるが、北部公園緑地事務所においては、草刈機にて使用するガソリン等の調達も必要であることからフルサービスのガソリンスタンドと契約締結を行っている。

市は、本契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するとして、随意契約を行っており、その理由は上記のとおりである。

地方自治法施行令より抜粋

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号における「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」については、一般的に以下のものが該当するものと解されている。

- ① 不動産の買入れ又は借入れ
- ② 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき
- ③ 施工上の経験、知識を特に必要とするとき、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があるとき
- ④ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき
- ⑤ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき
- ⑥ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき
- ⑦ 外国で契約を締結するとき

(出典：大阪市随意契約ガイドラインより監査人作成)

また、その判断基準については、最高裁判例（最判昭62・3・20）にて下記のとおり示されている。

最高裁判例（最判昭62・3・20）より抜粋

不動産の買入れ又は借入れに関する契約のように当該契約の目的物の性質から契約の相手方がおのずから特定の者に限定されてしまう場合や契約の締

結を秘密にすることが当該契約の目的を達成する上で必要とされる場合など当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合がこれに該当することは疑いが無いが、必ずしもこのような場合に限定されるものではなく、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項1号(現2号)に掲げる場合に該当するものと解すべきである。

本概算契約へ当てはめた場合、近隣にフルサービスのガソリンスタンドがなく、他のガソリンスタンドを選定した際の移動が必要であるため、価格の有利性が存在しているものの、その理由のみでは、ガソリンの購入が「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するとは言いがたい。

地方公共団体の契約については、原則として一般競争入札による価格競争を行う趣旨を鑑みた場合、例えば、車両への給油部分と草刈機用ガソリン調達を別取引としてとらえ、車両への給油部分に関してはセルフサービスのガソリンスタンドによる見積合せを行うことや、一者随意契約を行うのであれば、給油頻度や移動距離等を勘案したうえでの価格の有利性についてもさらなる検証が必要であるものとする。

随意契約を適用する際にはより慎重な判断が望まれる。

【意見4-5】 契約単位の見直し(分割発注、その1)

市は、北部公園緑地事務所管轄下における花壇整備用費用としての赤玉土の購入に関して、同時期に以下の3取引を実施した。

図表26 北部公園緑地事務所管轄下の赤玉土等の購入－その1

項目	内容
契約名	中粒小粒赤玉土の購入
契約先	株式会社サイナス
契約日	令和3年7月19日
契約額	99,660円(税込)
契約の締結方法	一者随意契約
一者随意契約の理由	横浜市契約規則第27条第1項第3号による「予定価格が市長の定める金額以下」に該当するため。

図表27 北部公園緑地事務所管轄下の赤玉土等の購入－その2

項目	内容
契約名	赤玉土中粒小粒の購入
契約先	株式会社ロマック
契約日	令和3年7月19日
契約額	99,660円(税込)
契約の締結方法	一者随意契約
一者随意契約の理由	横浜市契約規則第27条第1項第3号による「予定価格が市長の定める金額以下」に該当するため。

図表28 北部公園緑地事務所管轄下の赤玉土等の購入－その3

項目	内容
契約名	赤玉土中粒小粒の購入
契約先	堀江造園株式会社
契約日	令和3年7月26日
契約額	99,660円(税込)
契約の締結方法	一者随意契約
一者随意契約の理由	横浜市契約規則第27条第1項第3号による「予定価格が市長の定める金額以下」に該当するため。

また、3取引についての起案から納品までの一連の取引は次のとおりである。

図表29 赤玉土等の購入のスケジュール

件名	起案日	決裁日	見積日	契約日	納品日
中粒小粒赤玉土の購入	R3.7.9	R3.7.19	R3.7.8	R3.7.19	R3.7.30
赤玉土中粒小粒の購入	R3.7.15	R3.7.19	R3.7.8	R3.7.19	R3.7.30
赤玉土中粒小粒の購入	R3.7.19	R3.7.26	R3.7.15	R3.7.26	R3.7.30

(出典：発注伺等より監査人作成)

本契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、横浜市契約規則第27条第1項第3号に該当するものとして、随意契約を行ったとのことである。

横浜市契約規則より抜粋

(見積書の徴収)

第27条 随意契約を締結しようとするときは、当該契約に必要な事項を示し、2人以上から見積書(当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)を徴さなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

(1)(2) (略)

(3) 予定価格が市長の定める金額以下であるとき。

(4) (略)

なお、横浜市契約規則第27条第1項第3号に規定する「予定価格が市長の定める金額以下であるとき」とは、「100万円未満の物品以外の修繕における簡易的発注」及び「見積合せ省略金額の拡大」の実施について(通知)(令和3年度財契二第2001号)第2-2(2)より、令和3年7月時点においては1件100,000円未満の契約である。

上記3取引につき、それぞれ個別の取引となった理由は、作業を進める中で、赤玉土の不足が見込まれたため随時追加発注を行ったことによるものである。

一方、3取引のうち2取引については見積日が7月8日で同日であり、少なくともこの2取引についてはまとめて発注することも可能であったといえる。また、3取引の納品日はすべて令和3年7月30日であることを考えると、結果論ではあるが、随時追加発注を行っても発注後ただちに納品されるものではなく、ある程度時間的な余裕をもって使用日に合わせて計画的に発注すべきものと考

えられる。

更に、横浜市における見積合せを省略できる金額が10万円未満と規定されているため、市の担当者は2人以上から見積書入手するという事務手続を省略できるので、取引価格の妥当性を十分に検証することなく支出が行われる可能性がある。

以上のことを鑑みると、合計金額が30万円弱の当該3取引は、あくまで1取引として2人以上からの見積書を徴したうえでの業者選定が必要であったものとする。

5. 環境活動支援センター

(1) 事務分掌

- ① 樹林地、公園、農地における環境活動支援に関すること。
- ② 森づくりボランティア団体の人材育成及び活動支援に関すること。
- ③ 横浜市こども植物園及び横浜市児童遊園地（以下「植物園等」という。）内の施設の維持管理並びに植物の栽培及び展示に関すること。
- ④ 植物に関する相談及び指導に関すること。
- ⑤ 植物に関する調査研究及び資料の収集に関すること。
- ⑥ 植物に関する知識の普及活動及び関係団体との連絡調整に関すること。
- ⑦ 植物園等の使用及び占用に関すること。
- ⑧ 植物園等の使用料の徴収等に関すること。
- ⑨ 植物園等における禁止行為及び制限行為の取締り並びに入園の制限等に関すること。
- ⑩ 横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第19条から第19条の6までの規定による監督処分に関すること。
- ⑪ 植物園等の維持に係る委託並びに工事（修繕等を含む。）の設計及び施行並びにその他工事の設計（大規模なものを除く。）及び施行に関すること。
- ⑫ その他植物園等の管理及び運営に必要なこと。

(2) 環境活動支援センターの概要

環境活動支援センターは、横浜のほぼ中央に位置し、児童遊園地・こども植物園・英連邦墓地などと一体となった緑豊かな環境の中にある。当センターは、昭和46年に横浜市緑化センターとして発足し、当初は農業技術・緑化技術指導を主な業務とし、市民にも親しまれてきた。その後、平成12年4月、「農と緑のふれあいセンター」に名称を改め、平成17年4月の局再編により、業務の見直しを行い、現在の「環境活動支援センター」となった。

環境活動支援センターでは、みどり（樹林、公園、農）の分野での人材育成を中心に、市民の環境活動を支援する事業を進めている。平成26年4月、森の情報を発信し、森の魅力を伝える「交流スペース」を本館に併設した。園内は緑豊かな散歩コースとして親しまれており、ハーブガーデンや各種講座用ほ場などがある。

(3) 監査の結果

【指摘 5-1】 物品管理簿の見直し

環境活動支援センターには同施設の物品につき、10 頁の物品管理簿が作成されている。

この物品管理簿には平成 25 年以前の出納年月日の物品について金額が未記入となっているものが多く見受けられた。また、所管課に確認したところ、監査日においては各物品に番号を付しシール等を貼付する事による個々の管理も行われていなかった。

横浜市の所有する物品について、正しい把握と管理は必須である。一定の期日を決めて棚卸を行う等、管理簿と実際の物品の付け合せを行うと共に、その物品の使用状態を確認する事も必要である。そうすることにより、管理簿を活用し、実在する物品及び数量を正確に把握する事ができる。また、すでに耐用年数を経過し、使用不能となっているものについては、必要に応じ適切に廃棄する事が求められる。

【意見 5-1】 見積合せ方式の見直し

市は、クリハラリス（タイワンリス）調査捕獲等業務委託について一者随意契約（見積合せ方式）により契約を締結している。

その内容は次表のとおりである。

図表30 クリハラリス（タイワンリス）調査捕獲等業務委託の概要

項目	内容
契約名	クリハラリス（タイワンリス）調査捕獲等業務委託
契約先	有限会社ゼフィルス
契約日	令和3年7月2日
契約額	961,642 円（税抜）
契約の締結方法	一者随意契約（見積合せ方式）
契約の理由	見積合せによる横浜市に最も有利な価格の見積書を提出した者であるため

クリハラリス（タイワンリス）調査捕獲等業務委託については、2 者による見積合せ方式で業者選定をしている。

横浜市契約規則第 27 条では、「随意契約を締結しようとするときは、当該契

約に必要な事項を示し、2人以上から見積書を徴さなければならない」としており、上記契約に関して2者から見積書を徴している点において問題はない。

また、同契約規則第27条の2では、随意契約によることができる金額として地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める金額を委託契約の場合1,000,000円を超えないものとしている。

したがって、契約の概要に記載している内容であれば、2人以上から見積書を徴する事で見積合せによる随意契約として締結することに問題はない。

ここで、2者から提出された見積金額を比較すると、1者は900,000円(税抜)であり、もう1者は4,250,000円(税抜)であった。その金額は約5倍であり、金額に大きな乖離がある。結果的には「横浜市に最も有利な価格の見積書を提出した者を契約の相手とする」規定により、契約の相手として有限会社ゼフィルスが選定された。

しかしながら2者の見積金額に5倍近い乖離がある状況で、単純に価格の低い業者を選定することが適切であったと言えるかどうかについては再検討が必要と考える。例えば、低い方の金額で適正に業務が遂行できるか、作業にかかる人件費は十分に賄えるか、あるいは高い方の金額は市場価格を適正に反映するものなのか等を検証する必要がある。

すなわち、仮に規則上の問題点がない場合でも2者のみで見積合せにおいて両者から見積金額に大きな乖離があった場合には、設計書、仕様書の内容を再確認するとともに、見積合せの依頼先を増やすなどの方法により、より適切で客観的な取引金額で委託先を選定することが望まれる。

【意見5-2】 公益財団法人横浜市建築保全公社との一者随意契約の理由について

市は、横浜市こども植物園本館棟シャワー室設置工事实施設設計業務委託について、公益財団法人横浜市建築保全公社（以下「建築保全公社」という。）と一者随意契約により契約を締結している。

その内容は次表のとおりである。

図表31 横浜市こども植物園本館棟シャワー室設置工事实施設設計業務委託の概要

項目	内容
契約名	横浜市こども植物園本館棟シャワー室設置工事实施設設計業務委託
契約先	公益財団法人横浜市建築保全公社

項目	内容
契約日	令和3年6月8日
契約額	2,272,200円(税抜)
契約の締結方法	一者随意契約
随意契約の理由	公益財団法人横浜市建築保全公社は、公共建築物の維持保全に関する調査研究を行い、その成果を一般に普及するとともに、公共建築物の適正な維持管理体制の整備及び維持保全業務等を行い、安全性と利便性を高めることを目的として設立された法人です。「横浜市公共建築物保全事業等の推進に関する協定」に基づき、業務を同法人に委託することにより、より迅速かつ効率的に執行できるものと思われます。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行います。

横浜市こども植物園本館棟シャワー室設置工事实施設計業務委託については、横浜市契約規則第27条の2で定める地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める委託契約の場合の金額1,000,000円を超えないものには該当しない契約であるが、一者随意契約を行っている。その理由としては地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定によるとされている。

地方自治法施行令より抜粋

<p>(随意契約)</p> <p>第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p>

しかし、当設計業務委託は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する、その性質又は目的が競争入札に適していないものであるとは考えられない。

横浜市と建築保全公社は、市の公共建築物の保全関連事業等を円滑に推進するため、「横浜市公共建築物保全事業等の推進に関する協定」(平成28年7月1日)を締結しており、協定では、修繕事業がその業務に含まれている。したがっ

て、建築保全公社に委託すれば確かに迅速かつ効率的に執行できると考えられる。

しかし、その性質又は目的が競争入札に適していない理由に該当するか否かは、個々の契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的、実施時期等を考慮して判断されるべきであり、随意契約の理由にはその判断の結果を個別具体的に記載する事が望ましい。

6. 金沢土木事務所

(1) 金沢土木事務所（公園係）の主な業務

- ① 身近な公園（街区公園、近隣公園）の修繕・維持管理
- ② 公園愛護会・管理運営委員会の支援

(2) 監査の結果

【指摘 6-1】 変更請書の日付の記載誤り

市は、金沢土木管内公園施設修繕工事（その1）（ゼロ市）について一般競争入札（条件付）により契約を締結している。

その内容は次表のとおりである。

図表32 金沢土木管内公園施設修繕工事（その1）（ゼロ市）の概要

工事名	金沢土木管内公園施設修繕工事（その1）（ゼロ市）
契約日	令和3年3月23日
工期	令和3年4月1日から令和3年8月31日まで
契約金額	7,992,600円（※変更後）
契約の締結方法	一般競争入札（条件付）
工事概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設修繕工（基盤修繕工、発生材処理工、設備修繕工、園路広場修繕工、遊戯施設修繕工、管理施設修繕工、植栽修繕工） ・ 緊急対応工

本工事は、工事の途中において契約内容の変更を行っている。この変更は、施設の破損等、早急な措置が必要となったため、各工種の数量等を変更したもので、変更内容としては、契約金額が38,060円（税込）増額になっている。

その際に作成された工事設計変更指示書及び請書の日付は令和3年8月31日であったが、本工事にかかる工事完成届出書の日付は令和3年8月30日となっていた。

工事の完成は令和3年8月30日が正しく、契約変更における書類上の手続に誤りがあったようである。契約変更の際の手続には十分注意されたい。

7. 港北土木事務所

(1) 港北土木事務所（公園係）の主な業務

① 身近な公園（街区公園、近隣公園）の修繕・維持管理
② 公園愛護会・管理運営委員会の支援

(2) 監査の結果

【意見 7-1】 港北土木管内公園施設修繕工事の契約期間について

当工事は、管内一円工事として港北土木管内の公園維持を目的とした工事である。市は、港北土木管内公園施設修繕工事(その4)を入札公告しており、工事概要は、次表のとおりである。

図表33 港北土木管内公園施設修繕工事(その4)の概要

項目	内容
契約名	港北土木管内公園施設修繕工事(その4)
入札日	令和4年2月17日
予定価格	6,330,000円
最低制限価格	5,630,265円（開札後に公表）

令和4年2月17日に11者により入札が行われたものの、うち10者が最低制限価格未満、1者が入札参加資格なしにより不調に終わったものであり、入札結果は下記のとおりである。

図表34 港北土木管内公園施設修繕工事(その4)の入札結果の概要

業者名	入札額（円）	結果
株式会社植照	5,608,000	最低制限価格未満
有限会社フリースケープ	5,610,000	最低制限価格未満
株式会社仁緑	5,614,570	最低制限価格未満
有限会社美木	5,615,138	最低制限価格未満
株式会社橘木	5,619,700	最低制限価格未満
株式会社いつき	5,621,861	最低制限価格未満
池辺緑化株式会社	5,622,000	最低制限価格未満
株式会社倉本造園	5,625,700	最低制限価格未満
株式会社牧野造園	5,627,300	最低制限価格未満

業者名	入札額（円）	結果
グローリアス株式会社	5,628,024	最低制限価格未満
株式会社貝塚造園	5,630,900	入札参加資格なし

（出典：「ヨコハマ・入札のとびら」より監査人作成）

管内一円工事とは、市民要望や突発事故等に対応するため、想定の工種、数量により仮積算して発注し、市の担当者が、施工場所や施工範囲等を事業者に順次指示し、緊急・迅速に施工するのが特徴であり、年間を通じて切れ目なく工事発注していく工事である。

令和3年3月から令和4年度4月までに契約された港北土木管内公園施設修繕工事の契約期間は以下のとおりであった。

図表35 港北土木管内公園施設修繕工事とその契約期間

契約名	契約期間
港北土木管内公園施設修繕工事（その5） 【R2 債務負担】	令和3年3月4日から令和3年9月30日
港北土木管内公園施設修繕工事（その1）	令和3年4月21日から令和3年10月29日
港北土木管内公園施設修繕工事（その2）	令和3年8月23日から令和4年2月28日
港北土木管内公園施設修繕工事（その3）	令和3年9月2日から令和4年3月31日
港北土木管内公園施設修繕工事（その4） 【R3 債務負担】	入札不調
港北土木管内公園施設修繕工事（その2）	令和4年4月13日から令和4年10月31日
港北土木管内公園施設修繕工事（その1）	令和4年4月26日から令和4年10月31日

（出典：「ヨコハマ・入札のとびら」より監査人作成）

上記7契約の契約期間を並べると、令和4年4月1日から令和4年4月12日までの間、契約業者が存在してなかったことが確認できる。

管内一円工事が「突発事故等に対応するため、年間を通じて切れ目なく工事発注していく工事」であることを鑑みると、公園施設修繕工事に空白ができる状況は避けなければならないものとする。

自治体によっては、入札を4月に実施し、年間契約の期間を5月1日から翌3月31日までとし、4月分は前年度の契約事業者と随意契約しているケースもあることを考えれば、本契約のように、債務負担行為として予算で定めたにもかかわらず入札不調というようなケースは稀であると思われるが、公園施設修繕工事に空白ができる状況は解消すべきであり、契約の方法も含めて再検討する事が望ましい。

【意見7-2】 港北土木管内公園施設修繕工事に関する入札の不調について

市では、入札前に最低制限価格を探ろうとする動きを防止するために、最低制限価格の算出にランダム係数を導入しており、更に、ランダム係数の値による入札の不調を防止するため、平成29年度契約分よりその設定方法に変更が行われている。

図表36 最低制限価格の計算式等

最低制限価格の計算式	算定基礎額×ランダム係数
算定基礎額	直接工事費×1.00+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55（算出式は当該入札時点のもの）
ランダム係数とは	1.0000 から 1.0050 の範囲内で電子入札システムにより無作為抽出される数値（最低制限価格の価格漏えいを防止するために用いられるもので、開札時まで市職員も確認することができない。）
ランダム係数の設定方法の変更点(平成29年度以降)	上記計算式で算出された最低制限価格から予定価格までの範囲内に入札がない場合で、「算定基礎額」から「算定基礎額にランダム係数の最大値（1.0050）を乗じた価格」の範囲内に入札があったときは、その範囲内で最も高い入札の価格を最低制限価格の上限額とし、その上限額以下になるよう算定基礎額に乘じるランダム係数を設定します（最低制限価格未滿の不調となるランダム係数は設定の対象外とします。）。なお、ランダム係数はシステムで無作為に設定されます。

（出典：市提供資料より監査人作成）

このように、ランダム係数が最小値（1.0000）の場合の最低制限価格を上回る入札があったときには、原則として、不調になることは防止されているが、本入札においては、最低制限価格を上回った唯一の参加者が入札後の資格確認において「入札参加資格なし」とされたため、落札者がおらず不調となった。

本入札における株式会社貝塚造園を入札参加資格が無いと認めた理由は、「落札候補（予定）者通知書の送付日において、港北土木管内公園施設修繕工事（その2）を契約しており、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第25条第1項第12号に該当したため」である。

横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱より抜粋

(適格性の審査)

第25条 市長は、落札候補者等について、前条第2項の規定による入札参加資格の確認とあわせて、当該工事の請負業者としての適格性を審査するものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当する者は当該工事の請負業者としての適格性に欠ける者（以下「不適格者」という。）と認定し、当該工事の契約を締結しないものとする。なお、適格性の審査基準日は、原則として落札候補（予定）者通知書の送付日とする。

ただし、落札候補者等が入札参加資格を満たさない者、不適格者又は低入札価格取扱要綱第3条第2項各号及び第3項並びに第4条第1項各号に該当する者となり、次順位の者が新たに落札候補者等となった場合、第7号、第8号及び第12の審査基準日は、新たに落札候補者等となった旨の連絡日とする。

(1)～(11) (略)

(12) 同種の管内一円工事 当該工事と同一管内かつ同種の工事について契約している又は落札決定通知書の送付を受けている者

この場合において同種の管内一円工事とは、同一工事件名（ただし、通し番号等は除く。）のものをいう。なお、請負工事検査事務取扱規程第2条の2第1号に規定する完成検査、水道局検査規程第3条第1号に規定する完成検査及び交通局検査規程第3条第1号に規定する完成検査が、審査基準日の前日までに完了している場合は含まないものとする。

(13)(14) (略)

この点、市は、入札に関する発注情報詳細（工事）等において、注意事項として次のように注意喚起を行っている。

発注情報詳細（工事）より抜粋

(2) 本工事は管内一円工事であり、適格性の審査について、入札契約に関する共通事項8(12)に記載があるので留意すること。

入札契約に関する共通事項（条件付一般競争入札）より抜粋

8 その他

(8) 5(4)の入札参加資格の確認とあわせて、入札取扱要綱第25条第1項の規定に基づき適格性の審査を行い、当該工事の請負業者としての適格性に欠ける者と認定された場合は、当該工事（合併入札の場合には、当該合併入札に係る全ての工事）の契約は締結しないものとする。

(12) (8)の適格性の審査にあたり、落札候補（予定）者通知書の送付日において、当該工事と同一管内かつ同種の工事（以下「同種の管内一円工事」という。）を契約している者（落札決定通知書の送付を受けているときを含む。）は、入札取扱要綱第25条第1項第12号に該当し、適格性に欠ける者となるので留意すること。

注意喚起を行っているにもかかわらず、現に同種の管内一円工事を契約している者が入札に参加している理由としては、注意事項を見落としている等の参加者側の原因も考えられるが、適格性に欠けるかどうかの審査基準日を入札期間より後の、落札候補（予定）者通知書の送付日としている事も影響している。

すなわち、最終的には適格性に欠けるとして落札できない可能性があったとしても、その者の入札参加を事前には排除せず、できる限り多くの入札参加者を確保し、競争性を発揮させる仕組みが設けられているからである。

しかし、今回のケースのように、ランダム係数を採用した結果として、最低制限価格を超えた者が1者しか選ばれなかった場合で、偶然にも、その者が適格性に欠ける者だった場合には、現状の入札参加資格及びランダム係数の設定方法では、入札が不調となる事を完全には防止できていないこともまた事実である。入札が不調となると、再度やり直すための時間や費用も掛かるため、1件でも不調となる数を少なくすることが求められる。

例えばランダム係数については、必ず2者以上が最低制限価格を超えるような設定とするなど、今後の改善点として対応を検討されたい。

8. 港の見える丘公園

(1) 公園の概要

港の見える丘公園の概要については、下記のとおり都市公園台帳に記載されている。

項目	記載内容
名称	港の見える丘公園
所在地	中区山手町 114
供用開始 年月日	昭和 37 年 10 月 25 日
沿革の概要	<p>本公園のある山手の丘一帯は開港当時外国人居留地で、上段にイギリス軍、下段にフランス軍が駐屯していました。終戦後は進駐軍に接収されていましたが、解除後に地元有志から港の羨望のよいこの地を公園にとの要望があり、国有地を借り受けて昭和 36 年から芝生広場、沈床花壇、展望台等の諸施設を整備の上、37 年に風致公園として公開しました。その後、一部民有地の買収とともにフランス山地区を含む再整備を経て現在に至っています。</p> <p>園内にはイギリス館、大佛次郎記念館、県立近代文学館があり、海拔 40m の展望台からの眺めが人気の、観光客の多い公園です。</p> <p>平成 11 年 3 月山手 111 番館区域を拡張整備し公開、平成 13 年度にはバラ園の改修、旧広部邸用地を整備し管理詰所を新築しました。</p> <p>平成 26 年にブラフ 99 ガーデンと駐車場部分を拡張しました。</p>
環境・地形・ 特徴	<p>谷戸坂を上り詰めた高台に当初開園し、その後フランス山地区と共に整備された代表的な公園で、海拔 40m からの眺望はすばらしく、洒落たイギリスの庭園、野鳥の声が聞けるフランス山地域の森など、趣のある公園です。</p> <p>イギリス館でのコンサート、大佛次郎記念館等の文化ゾーンに加えて、教会や洋館等、山手の丘を象徴するエキゾチックな気分親しめる観光散策コースとしても人気があります。</p>

(2) 監査の結果

【指摘 8-1】 請負代金内訳書の記載誤り

市は、港の見える丘公園基盤整備工事について一般競争入札（条件付）により契約を締結している。

その内容は次表のとおりである。

図表37 港の見える丘公園基盤整備工事の概要

項目	内容
契約名	港の見える丘公園基盤整備工事
契約先	有限会社友希土木
契約日	令和3年7月26日
当初契約額	42,339,000円（税抜）
契約の締結方法	一般競争入札（条件付）

上記工事については、横浜市工事請負契約約款第4条第1項の規定により、工事名・工期（契約年月日、着手年月日、完成期限）・契約金額を記した「請負代金内訳書」が適時に提出されている。

しかし、軽微なミスではあるが、下図表のように契約金額の記載内容に100万円の誤りがあった。正式な契約書に添付し相手方と取り交わすものである以上、適切なチェックが行われる必要がある。以後、十分なチェック体制を構築されたい。

図表38 請負代金内訳書記載の契約金額と正しい記載金額の表

項目	契約金額（うち消費税等の金額）
提出された請負代金内訳書	45,572,900円（4,233,900円）
正しい記載金額	46,572,900円（4,233,900円）

（出典：市提供資料より監査人作成）

【指摘 8-2】 固定資産台帳の取得価額金額の修正

各種資料を閲覧した「港の見える丘公園基盤整備工事」に関して、固定資産台帳ⁱへの登録を確認したところ、変更契約後の同工事に係る税込支出額は48,885,100円であるものの、同工事の固定資産台帳の取得価額は58,334,100円となっていた。

これは、同工事の本体価格に付随費用を加えた金額であり、内容は次のとおりとなっている。

図表39 「港の見える丘公園基盤整備工事」固定資産台帳登録金額の内容

No.	節	執行内容	支出額(円)
①	委託料	港の見える丘公園ほか1公園一部基本設計業務委託	3,850,000
②	委託料	港の見える丘公園図面作成業務委託	99,000
③	委託料	港の見える丘公園毎木調査設計業務委託	5,500,000
④	工事請負費	港の見える丘公園基盤整備工事	48,885,100
合計額			58,334,100

(出典：市提供資料より監査人作成)

図表39 No.④については、公園再整備事業の本体工事に係るものであることから、資産性に疑念はなく、固定資産台帳に登録されることによって、耐用年数の期間にわたって減価償却を通じて費用化されることに問題はないと考えられる。一方、No.①からNo.③の委託料については、No.④の工事に直接要した費用（付随費用）として固定資産の取得価額に含まれるべきものであるかどうかについて、市が策定した「固定資産台帳計上の手引き」等に従い、判断する必要がある。

「固定資産台帳計上の手引き」には、取得原価は取得に係る直接的な対価に、当該資産を取得し事業の用に供するために直接要した費用（付随費用）を含めて算定した金額とする旨の記載がある。

また、委託料については、「固定資産台帳計上の手引き」の中で次のように定められている。

ⁱ 統一的な基準による地方公会計に必要な財務書類の一部として、固定資産台帳の作成が求められている。固定資産台帳とは、固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものである。

図表40 付随費用の取扱い

分類	支出内容	資産性	備考
建物、工作物 取得に係る付 随費用	測量費（実施設計、詳細設計に基づき行う測量）	○	・基本設計、基本計画に関するものは費用計上
	上記以外の測量費（基本設計、基本計画に係るもの）	× (※)	・基本設計、基本計画に関するものは費用計上
	調査費	○	・固定資産の取得に関する不動産鑑定委託料等
		×	・土壌汚染調査、文化財調査、物件補償調査、磁気探査、環境調査 ・固定資産の取得以外に関する不動産鑑定手数料は、費用処理
	実施設計費、詳細設計費、工事監理費	○	・基本設計、基本計画に関するものは費用計上
	上記以外の設計費、工事監理費（基本設計、基本計画に係るもの）	× (※)	・基本設計、基本計画に関するものは費用計上
	維持管理に要する経費（保守点検等）	×	

(※) 実施設計、詳細設計に係る測量か、基本設計、基本計画に係る測量かの区分が困難な場合は、資産計上とします。

(出典：「固定資産台帳計上の手引き」より監査人作成)

図表 39 No.①の「港の見える丘公園ほか1公園一部基本設計業務委託」は、図表 40 の注意書き(※)では「実施設計、詳細設計に係る測量か、基本設計、基本計画に係る測量かの区分が困難な場合は、資産計上とします。」とあることから、付随費用には含まれるものと判断できる。一方で、当該設計業務委託は港の見える丘公園と元町公園の基本設計業務委託であり、元町公園の設計も包含するものであることから、当該設計業務委託に係る金額の全額を付随費用とすることは適切ではないと考えられる。具体的には、公園の面積比等の合理的な基準によって按分し、港の見える丘公園の設計に係る部分だけを付随費用としてNo.④の本体工事に加えるべきものであったと考えられる。

また、No.③の「港の見える丘公園毎木調査設計業務委託」については、「工種内訳書」を閲覧すると、主たる内容のうち「樹木集計表の作成及び現地樹木番号マーキング」などの固定資産の取得に直接関わらない調査費用を含んでいる点や、そもそも当該設計業務委託契約の履行期限が令和4年3月31日であり、No.④「港の見える丘公園基盤整備工事」の完成期限の令和4年1月31日よりも後の調査であることから、No.④の工事がNo.③の設計業務委託に基づき施工されたものとは考えにくく、No.④の本体工事の付随費用として取得価額に含めるべきものではないと判断される。

上述のとおり、「固定資産台帳計上の手引き」記載のルールに基づき、「港の見える丘公園基盤整備工事」の固定資産台帳への取得価額を修正する必要がある。

固定資産台帳計上の手引きより一部抜粋

5 固定資産の計上・評価に関する基本ルール

(略)

(5) 固定資産台帳の修正

資産登録内容の誤りがあったことが判明した場合は、判明した年度に、当該資産を管理する公有財産台帳や法定台帳を修正します。誤りには、固定資産金額に影響しない誤り（所在地等）と固定資産金額に影響する誤り（取得原価、耐用年数、残存価額等）があり、どちらも修正が必要です。

固定資産台帳にも修正は反映されますが、固定資産金額に影響する誤り等があった場合でも、誤りが判明した年度の資産の増減として処理する必要があり、前期以前に遡って修正することはできません。

以後類似のミスがないよう、所管課として固定資産台帳登録時の留意事項を引き継いでいくことが望ましい。

【意見 8-1】 契約単位の見直し（分割発注、その2）

市は、屋外用凸凹サインシートの購入について一者随意契約を締結している。その内容は次表のとおりである。

図表41 屋外用凸凹サインシート「一方通行」Aの購入(24枚)の概要

項目	内容
契約名	屋外用凸凹サインシート「一方通行」Aの購入(24枚)
契約先	有限会社湘南交通施設者
契約日	令和3年4月15日(港の見える丘公園)
契約額	84,500円(税抜)
契約の締結方法	一者随意契約
一者随意契約の理由	横浜市契約規則第27条第1項第3号による「予定価格が市長の定める金額以下」に該当するため。

※ 上記契約の概要は、港の見える丘公園でのサインシート24枚購入に関するものであるが、山下公園でも同様にサインシート24枚の購入を行っている。

上記契約の概要欄外に記載のとおり、「屋外用凸凹サインシート「一方通行」A24枚」については、港の見える丘公園のみでなく、山下公園でも同じシートの購入を行っていた。

「屋外用凸凹サインシート「一方通行」Aの購入」の請書に記載されている日付は、山下公園では令和3年4月9日、港の見える丘公園では令和3年4月15日となっており、請書締結のタイミングに若干のずれはあるものの、いずれの公園においても見積書を徴収した日付は令和3年4月5日であった。また、いずれの見積書も記載金額は10万円を下回っているため、契約の概要の「一者随意契約の理由」に記載のとおり、2人以上から見積書を徴収していない。

このように取引業者が10万円を下回る見積書を提示することにより、市の担当者は2人以上から見積書を徴収するという事務手続を省略できるので、取引価格の妥当性を十分に検証することなく支出が行われる可能性がある。

したがって、「屋外用凸凹サインシート「一方通行」Aの購入(24枚)」のように、同じタイミングで同じ物品の見積書を徴収する場合には、見積合せを実施して取引価格の妥当性を確保できるように、契約を分割することなく、統合して見積書を徴収することが適切であったと考えられる。

【意見 8-2】 請書締結前の記載内容の確認

「【意見 8-1】 契約単位の見直し（分割発注、その2）」に記載のとおり、市は新型コロナウイルス感染症対策として、「屋外用凸凹サインシート「一方通行」Aの購入（24枚）」を港の見える丘公園用と山下公園用とで同じ金額で購入している。請書には契約金額の基礎となる内訳、数量、単価、金額が記載されていて、次表のとおりとなっている。いずれの請書にも「企画デザイン費」が計上されていた。

図表42 請書の記載内容

内訳（品名：品質、形状等）	数量	単価	金額
屋外用凸凹サインシート「一方通行」A	24枚	3,000	72,000
W300×H210 アルミ基材			
企画デザイン費			10,000
梱包・送料			2,500
消費税及び地方消費税額	10%		8,450
合計			92,950

山下公園の請書の日付は令和3年4月9日であり、港の見える丘公園の請書の日付は令和3年4月15日である。後から発注した港の見える丘公園の発注分については、山下公園と同じデザインのシートを発注しているため、新たにデザイン設計を行う必要はないと考えられるが、請書では全く同じ内容の記載がなされている。同じものを後で発注したにもかかわらず、企画デザイン費が再度同額で発生していることには疑問を持たざるを得ないがある。

後から同一の物品を発注する場合に企画デザイン費が再度同額で発生している点については、二重にコストがかかっていると考えられるため、市の担当者は港の見える丘公園の請書の記載内容を確認し、相手方に質問するなどの追加の対応が必要であったと考えられる。

【意見 8-3】 業務報告書の記載内容について

市は、港の見える丘公園巡回警備委託について一般競争入札（条件付）により契約を締結している。

その内容は次表のとおりである。

図表43 港の見える丘公園巡回警備委託契約の概要

項目	内容
契約名	港の見える丘公園巡回警備委託
契約先	公安警備保障株式会社
契約日	令和3年4月1日
契約額	1,400,432円（税抜）
契約の締結方法	一般競争入札（条件付）
履行期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

本業務は、港の見える丘公園フランス山地区の開園・閉園業務において、扉の開閉とともに、公園内の違法行為や他人に迷惑のかかる行為を防止するために公園内の巡回を行い、これらの行為に対する注意、警告等を行うものである。

警備体制・実施期間・実施時間等については、港の見える丘公園巡回警備委託仕様書に詳細な定めがあり、業務日数や実施時間等に関する定めは下記のとおりとなっている。

仕様書より一部抜粋

<p>(3) 業務日数及び実施時間等</p> <p>業務日は毎日とし、計 365 日とする。実施時間は開門時は所定時間の前後 30 分ずつ、閉門時は所定時間後 1 時間とし、所定時間は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 月～9 月 午前 6 時開門 午後 7 時閉門 ・ 10 月～11 月及び 2 月～3 月 午前 7 時開門 午後 6 時閉門 ・ 12 月～1 月 午前 7 時開門 午後 5 時閉門
--

また、仕様書には一月の業務終了後、警備員の巡回日時等を記載した「警備報告書」を所管課に提出する旨の定めがある。

受託者の実施業務が、仕様書で定めるとおりに適切に実行されているかどうかを確認するため警備報告書を閲覧したところ、巡回日時が仕様書で定めるとおりの時間で行われていないことが分かった。

例えば令和3年9月の警備報告書では、受託者が開門作業と閉門作業の実施時間を記載しており、開門作業は毎日5:40~6:10、閉門作業は毎日18:30~19:30と記されていた。また、令和4年3月の警備報告書では、開門作業は毎日6:40~7:10、閉門作業は17:30~18:30と記されていた。

仕様書では、実施時間について、開門時は所定時間の前後30分ずつ（開門時間を挟んだ1時間）と記載しているため、警備報告書記載の時間（開門時間を挟んだ30分のみ）では仕様書の要求時間に足りていない。また、閉門時は所定時間後1時間とあるが、警備報告書記載の時間は所定時間の前後30分となっており、仕様書どおりの時間帯で履行されていないことがわかる。

特に開門作業時間については、積算時の作業時間である1時間に不足してしまっている。開門のほかに巡回警備を行っているのであれば、その旨や巡回の時間を記載するなどしないと、契約不履行となりかねない。

このように、受託者から提出された警備報告書の記載内容では仕様書のとおり契約が履行されていないにも関わらず、所管課でその不備に気づいていなかった。以後、十分なチェック体制を構築するとともに、業務報告書の書式や記載内容について契約締結直後に市の担当者と受託者とで予め協議しておくことが望ましい。

【意見8-4】 便所清掃委託業務に係る実施時間等の検討

市は、港の見える丘公園ほか4公園便所清掃委託業務について一般競争入札（条件付）により契約を締結している。

その内容は次表のとおりである。

図表44 港の見える丘公園ほか4公園便所清掃委託業務の概要

項目	内容
契約名	港の見える丘公園ほか4公園便所清掃委託
契約先	株式会社東和メンテナンス
契約日	令和3年4月1日
当初契約額	12,413,670円（税抜）
契約の締結方法	一般競争入札（条件付）

本業務は、港の見える丘公園中央入口、港の見える丘公園フランス山地区、横浜公園、大通り公園横浜橋交番横、大通り公園石の広場、高島中央公園、高島水

際線公園の計5公園7か所の便所清掃を行うものである。

便所清掃委託特記仕様書では、大通り公園石の広場、横浜公園、港の見える丘公園中央広場については午前・午後の1日2回の清掃、その他の場所では1回の清掃を行うことを定めている。また、実施時間については次のように定めている。

便所清掃委託特記仕様書より一部抜粋

3 実施時間

1回目 午前9時まで ※清掃が1回の日はこの時間で行う。

2回目 午後1時から午後4時まで

受託者から提出された便所清掃点検表を閲覧したところ、各公園の1回目の清掃については、多くの日で午前6時頃に開始しているが午前11時までかかっていた。一方、2回目清掃については、午後1時から午後2時までの間に終了しているケースが多く見受けられた。

所管課によると、実施時間については公園利用者の少ない午前9時までに1回目の清掃を終わらせるように仕様書を設定しているとのことであるが、実際の受託者の作業時間は、午前6時に開始しても午前11頃までかかっているケースが多く、仕様書どおりの実施時間とはなっていない。

したがって、担当者は、受託者から提出された報告書の確認によって、仕様書どおりに履行されていないことを指摘するとともに、実施時間について受託者と協議する必要があると考えられる。今後も当該業務委託が継続するのであれば、仕様書の実施時間の記載内容について検討を行う必要がある。

9. 山下公園

(1) 公園の概要

山下公園の概要については、下記のとおり都市公園台帳に記載されている。

項目	記載内容
名称	山下公園
所在地	中区山下町 279
供用開始 年月日	昭和 5 年 3 月 15 日
沿革の概要	<p>本公園は、関東大震災（大正 12 年）復興事業の一環として実施された事業で、市内の瓦礫を埋めるなどして、大正 14 年に護岸工事を始め、昭和 5 年までに諸施設を整備し開業しました。</p> <p>用地は国有地の借受けとなっています。昭和 10 年には復興博覧会が開催されました。終戦後全域を進駐軍に接收されましたが、昭和 34 年 6 月までに全面解除されました。荒廃した園内は 36 年ころまでに再整備され現在に至っています。園内中央の噴水部分にはサンディエゴ市から贈られた水の守護神の像、赤い靴の女の子の像等があり、前面に繫留された氷川丸、観光船、横浜港の眺望等、臨海公園として観光ルートとなっています。</p>
環境・地形・ 特徴	<p>大栈橋からの海岸通りに沿って海に面して広がっている臨海公園として知名度も高く、観光面でも親しまれている公園です。</p> <p>園内の中央にある噴水の中心にあるサンディエゴ市より贈られた水の守護神の像、赤い靴の女の子の像、いろいろな寄贈物も多くあります。各種催物の会場にも利用され、氷川丸、マリントワー、中華街など一連の観光ルートの一つとして、港を眺めながらの広い園路の散策は観光客の楽しみとなっています。</p>

(2) 監査の結果

【指摘 9-1】 業務報告書の提出漏れ

市は、山下公園レストハウス運営委託業務について一者随意契約（見積合せ方式）により契約を締結している。

その内容は次表のとおりである。

図表45 山下公園レストハウス運営委託業務の概要

項目	内容
契約名	山下公園レストハウス運営委託
契約先	株式会社タヒチプロモーション
契約日	令和3年7月29日
契約額	908,750円（税抜）
業務実施期間	令和3年8月1日から令和3年8月31日まで
契約の締結方法	一者随意契約（見積合せ方式）

本業務は、観光客が多く訪れる令和3年8月に、山下公園レストハウスに休憩所としての役割を担わせるため、受託者が同レストハウスの管理運営を行い、公園利用者の利便性の向上に資することを目的として行うものである。

仕様書には、下記のとおり記載がある。

山下公園レストハウス運営委託 仕様書より一部抜粋

4 業務報告書

実施状況内容を報告書により、実施月の翌10営業日以内に横浜市南部公園緑地事務所都心部公園担当あてにEメールで報告を行うこと。

このように、実施状況内容を業務報告書で提出することが、仕様書に定められていたものの、受託者から業務報告書の提出がなかった。市としては、履行期間中の実施状況の確認や撤去作業の確認を行ってはいたが、仕様書に定めるとおりに業務報告書の提出を求める必要があった。

提出書類の漏れを防止するため、十分なチェック体制を構築するとともに、業務報告書の書式や記載内容について契約締結直後に市の担当者と受託者とで予め協議しておくことが望ましい。

【意見 9-1】 山下公園レストハウスの管理運営 (Park-PFI の導入) について

山下公園レストハウスは、平成 19 年より設置管理許可制度に基づき、民間事業者のコンビニ出店とともに、事業者提案により休憩スペース等を付加し、魅力ある空間を形成していた。民間事業者が収益を上げつつ、公園の魅力向上や市の維持コストの低減につなげる取組は、その後の全国的な取組モデルとなった。

一方で、第 1 期公募期間（平成 18 年度から 10 年間）の満了後、第 2 期公募期間（平成 28 年度から 10 年間（許可終了後に 5 年間更新可））においても同じ事業者が選定されたが、第 2 期公募期間の途中で当該事業者からの申し出により、令和 2 年度の中途でレストハウス管理運営事業は中止となった。これにより、第 2 期公募の契約満了前に設置管理許可制度に基づく山下公園レストハウスの管理運営は一度とん挫することとなった。

しかし、市はその経験を踏まえて、2 度にわたってサウンディング型市場調査を行い、改めて山下公園レストハウス利活用についての事業の継続可能性や、公募の条件案について事業者から幅広く意見を集めた。これにより、当該事業の継続可能性を確認するとともに、第 1 期・2 期公募と比較して、公園利用者の利便向上と魅力向上を目的として、レストハウス内だけではなく、管理許可エリア内であれば、イベントを行うことができるようにしたほか、レストハウスだけではなく周辺園地も一体的に整備し、より具体的な提案ができるように都市公園法に定める Park-PFI を利用することを決定した。

この結果、令和 3 年 9 月より新たに Park-PFI による公募を行い、令和 4 年 2 月に横浜市公園公民連携推進委員会の審議を経て事業予定者が決定した。

Park-PFI の導入により、認定期間も 20 年となっているため、長く良いものとなるように民間事業者と市が継続的に連携を図り、市として公民連携のノウハウを蓄積することが必要である。そして、他の公園でも適切な場合には Park-PFI を活用し、「横浜市中期計画 2022～2025」に掲げているよう Park-PFI などの公民連携事業の推進について、目標値の 20 事業を達成するため、今後も公募型事業の推進等に積極的に取り組むことが期待される。

【意見 9-2】 警備報告書の書式の見直し

市は、山下公園立哨及び巡回警備委託業務について一般競争入札（条件付）により契約を締結している。

その内容は次表のとおりである。

図表46 山下公園立哨及び巡回警備委託業務の概要

項目	内容
契約名	山下公園立哨及び巡回警備委託
契約先	株式会社恩田
契約日	令和3年4月1日
契約額	5,754,200円（税抜）
業務実施期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
契約の締結方法	一般競争入札（条件付）

本業務は、山下公園内における不法行為の防止等を目的として行うものである。入口3か所において、立哨警備を行い、自転車乗り入れ等の不法行為の防止を行う。また、指定範囲の巡回を行い、不法行為者への注意勧告、排除、防止等を行う。

業務の実施報告については、警備報告書を作成して所管課に報告すべきことが仕様書に定められている。

山下公園立哨及び巡回警備委託仕様書より一部抜粋

(4) 業務報告書の提出

イ 一月の業務終了後、警備報告書（警備員の氏名、公園名、巡回日時、違法行為等の内容、発生場所、件数、対応結果、その他特記事項）を作成し、10日以内に横浜市南部公園緑地事務所都心部公園担当あてに報告を行うこと。提出については、原則、データでの提出とすること。また必要に応じて、本市職員が履行状況写真の提出を求めた場合、提出を行うこと。

受託者から提出された警備報告書を閲覧したところ、仕様書の定めのとおり、警備員の氏名、公園名、巡回日時、違法行為等の内容等の記載があったが、発生場所の記載がないため、山下公園内のどこで違法行為等やその他特記事項記載の事象があったかが明確ではなかった。

立哨警備の場合、担当者別で発生場所がわかるため、警備報告書の記載を担当者別にするなど、警備報告書の書式等について、契約締結直後に市の担当者を受託者とで予め協議しておくことが望ましい。

10. グランモール公園

(1) 公園の概要

グランモール公園の概要については、下記のとおり都市公園台帳に記載されている。

項目	記載内容
名称	グランモール公園
所在地	西区みなとみらい三丁目
供用開始年月日	平成3年12月14日
沿革の概要	「みなとみらい21」地区土地区画整理事業の中心部を通る歩行者専用道グランモール上に位置する面積1.2haの都市公園。 当初は、(仮称)グランモール公園と称していたが、平成2年12月14日の助役会において「美術の広場」の名称決定があり、同年12月19日決裁により名称変更。第40回公園緑地命名準備会、平成3年4月12日決裁により名称変更。
環境・地形・特徴	みなとみらい21中央地区に位置し、隣接して横浜美術館がある。



(横浜市HPより)

(2) 監査の結果

【指摘 10-1】 部分完了に係る委託完了届出書の誤記載

市は、グランモール公園クロスパティオ施設清掃業務委託について一般競争入札（条件付）により契約を締結している。

その内容は次表のとおりである。

図表47 グランモール公園クロスパティオ施設清掃業務委託の概要

項目	内容
契約名	グランモール公園クロスパティオ施設清掃業務委託
契約先	株式会社ホンモク
契約日	令和3年4月1日
契約額	4,110,700円
業務実施期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
契約の締結方法	一般競争入札（条件付）

本業務は、クロスパティオ内の床等について日常清掃及び日常巡回清掃、定期清掃を行うものである。

当該契約は、部分払い契約であるため、横浜市委託契約約款第32条第3項に基づき、部分払い請求に係る契約履行の完了部分を確認するために「部分完了に係る委託完了届出書」を提出している。

完了届出書を閲覧したところ、次のとおり2つの問題点が検出された。

- ① 令和3年4月分の完了届出書について、受託者が届出の日付を令和3年5月6日と記載すべきところ、令和2年5月6日としていた。また、同書類の部分完了期限・部分完了年月日についても、令和3年4月30日と記載すべきところ、令和2年4月30日と誤記載していた。令和3年5月分の完了届出書の日付についても、同様に「令和3年」を「令和2年」と誤記載していた。
- ② 部分完了検査希望年月日の記載が行われていなかった。

実務上大きな支障はないものと考えられるが、「部分完了に係る委託完了届出書」は約款に基づき提出され、部分払いの基礎となる資料であるため、市としては適切に確認を行い受託者に訂正を促すべきであった。

【意見 10-1】 仕様書の記載に合わせた作業日報の書式について

市は、グランモール公園ほか 2 公園塵芥収集清掃委託業務について一般競争入札（条件付）により契約を締結している。

その内容は次表のとおりである。

図表48 グランモール公園ほか 2 公園塵芥収集清掃委託業務の概要

項目	内容
契約名	グランモール公園ほか 2 公園塵芥収集清掃委託
契約先	ジェイサービス株式会社
契約日	令和 3 年 4 月 1 日
契約額	14,251,209 円
業務実施期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
契約の締結方法	一般競争入札（条件付）

本業務は、横浜を代表する観光地であるグランモール公園ほか 2 公園を常にきれいに保ち、観光客を気持ちよく迎えるため、塵芥収集清掃を行うものである。

当該契約は、受託者の作業終了後、作業日報に業務の実施状況を記録し、市の担当者に提出することが求められている。また、仕様書には、作業時間について次のとおり定められている。

グランモール公園ほか 2 公園塵芥収集清掃委託特記仕様書より一部抜粋

公園名	作業時間
グランモール公園	午前 8 時 30 分には作業を開始すること。 午後 5 時までに作業が完了するよう、体制を充実させること。
高島水際線公園	午後 5 時までに作業が完了するよう、体制を充実させること。
高島中央公園	午後 5 時までに作業が完了するよう、体制を充実させること。

受託者から提出された作業日報を閲覧したところ、作業日報に作業時間を記載する項目が設けられていなかった。仕様書には作業時間・体制の目安が示しているため、作業員数のみならず、作業時間の報告は必須である。また、グランモール公園には落葉樹が多くあり、秋の行楽シーズンには本業務の完了時間も遅くなることが見込まれることから、時間管理が適切に遵守されているかを確認

第5章 監査の結果

することが必要である。

したがって、市は仕様書の記載に合わせた報告を行わせるため、受託者に作業日報の書式や記載内容について指導することが望ましい。

11. 山手公園

(1) 公園の概要

山手公園の概要については、下記のとおり都市公園台帳に記載されている。

項目	記載内容
名称	山手公園
所在地	中区山手町 230
供用開始 年月日	明治3年6月4日
沿革の概要	<p>元治・慶応の両条約により山手外国人居留地に設けられ、明治3年外国人専用公園として開園した国内初の洋式公園で、日本で最初にテニスが行われた場所として知られています。</p> <p>関東大震災後、用地を大蔵省から買収取得し、戦後の進駐軍接收を経て、テニスコート、散策路等の諸施設を整備のうえ、近隣公園として全面公開しました。</p> <p>園内の一部は、公益社団法人である国際テニス団体への設置許可を行っています。</p>
環境・地形・ 特徴	<p>横浜で一番古い公園で、日本で初めてテニスが行われた場所として知られている。山手本通り、市営バス、山手町バス停から山手カトリック教会の横に入り、フェリス女学院大学の前を通った先にある。園内には明治12年に植えられたヒマラヤ杉があり、テニスコートを備え、山手の散歩道として季節ごとに多くの人々に親しまれている。</p>



(公園内にある旧山手 68 番館：横浜市HP より)

(2) 監査の結果

【意見 11-1】 予定価格の積算について

市は、山手公園樹林育成業務委託について一般競争入札（条件付）により契約を締結している。

その内容は次表のとおりである。

図表49 山手公園樹林育成業務委託の概要

項目	内容
契約名	山手公園樹林育成業務委託
契約先	株式会社渋谷緑建
契約日	令和4年1月26日
契約額	14,025,000円（税抜）
契約の締結方法	一般競争入札（条件付）
予定価格	15,160,000円
最低制限価格	11,988,624円

本業務は山手公園のヒマラヤスギを良好に保全し、公園及びその周辺の安全性を高めることを目的とした剪定を行うものである。

当該契約は、一般競争入札により落札者が選定されている。業務委託の概要に記載のとおり最低制限価格を設定しており、最低制限価格未満で入札を行った者を落札者とせず、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち一番低い価格で入札した者を落札者としている。

本業務に係る入札結果は次のとおりである。

図表50 山手公園樹林育成業務委託の入札結果

業者名	入札額（円）	結果
有限会社増田園	5,669,100	最低制限価格未満
株式会社植勘	7,100,000	最低制限価格未満
有限会社ウイステリアグリーン	7,544,000	最低制限価格未満
都市総合緑地株式会社	7,644,123	最低制限価格未満
株式会社ゼネラルダイナミックス	9,750,000	最低制限価格未満
株式会社杉本造園	10,550,000	最低制限価格未満
株式会社渋谷緑建	12,750,000	落札
株式会社福岡造園	15,000,000	次点

（出典：「ヨコハマ・入札のとびら」より監査人作成）

所管課の予定価格の積算は、市のルールに則った手続によって行われており、当該契約の主たる部分である高所のヒマラヤスギを剪定する作業については、積算単価を決定する際に3つの業者から参考見積書を徴収し、真ん中の金額を提示した業者の単価を利用している。

一方、入札結果を見ると、本業務では応札者8者のうち6者が最低制限価格未満での入札となっていた。市の積算はルールに沿って行われていたが、結果的には、積算価格を基礎とした予定価格及び最低制限価格の設定が市場価格等を反映した適切な金額であったのかどうかには疑義が残る。

したがって、本業務についてはヒマラヤスギが成長すれば将来的に再び発生することが見込まれるため、次回の入札時に積算単価を決定する際には、例えば今回入札を行った各事業者から見積書を徴収するなど、適切に市場価格を反映させるための工夫を行い、予定価格の積算を行うことが望ましい。

12. 根岸森林公園

(1) 公園の概要

根岸森林公園の概要については、下記のとおり都市公園台帳に記載されている。

項目	記載内容
名称	根岸森林公園
所在地	中区根岸台
供用開始 年月日	昭和 52 年 9 月 24 日
沿革の概要	<p>本公園の用地は日本最初の洋式競馬場であり、昭和 4 年に新設されたスタンドと共に東洋一を誇っていましたが、戦時下の昭和 18 年に閉場となり海軍の資材置場や畑に、戦後は進駐軍の接管により、ゴルフ場・住宅地として使用されていました。</p> <p>昭和 44 年一部接管の解除により用地を大蔵省から借り受け、48 年から 51 年にかけて、入口広場、池、芝生広場、桜山等諸設備を整備の上、52 年総合公園として公開しました。昭和 62 年スタンド区域の用地取得と接管地の共同使用により拡張整備し平成 4 年 6 月に公開しました。</p> <p>隣接して日本競馬会の根岸馬事記念公苑があります。</p>
環境・地形・ 特徴	<p>市営バス、旭台又は滝之上バス停上り入った根岸の丘の上、元根岸競馬場の跡地に設置されている。なだらかな芝や草地を生かし一周出来る園路を始め人工的な施設はさけ、周囲の植栽はなるべく厚くし、池を設け自然風の森林公園となっている。</p> <p>緑の濃さと広い空間がこの公園のイメージで四季を通じ屋外レクリエーションや植物観賞、散策にと、隣接してある馬事記念公苑とともに市民の利用は多い。</p>

(2) 監査の結果

【意見 12-1】 収支報告書における指定管理料の誤計上

根岸森林公園には指定管理者制度が導入されている。当初の指定期間は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までであったが、新型コロナウイルスに伴う指定管理者選定の延期により、令和4年3月31日までとされている。

図表51 根岸森林公園における指定管理者制度の概要

項目	内容
施設名称	根岸森林公園
指定管理者	横浜植木株式会社
指定期間	平成28年4月1日から令和4年3月31日 ※当初の指定期間は令和3年3月31日までであったが、新型コロナウイルスに伴う指定管理者選定の延期により、令和4年3月31日までとされている。
指定管理料	80,679,314円(税込)

令和3年度における年度協定書によれば、根岸森林公園の指定管理料は80,679,314円であるが、指定管理者から提出された令和3年度事業報告書に記載されている収支報告書には、指定管理料として80,059,858円が計上されている。

指定管理料の額に影響はないものの、収支報告書に記載された事業報告書は、市のウェブサイトにも公表されるものであり、正確に記載するよう指定管理者を指導する必要がある。

【意見 12-2】 収支報告書説明欄の記載等について

指定管理者から提出された令和3年度事業報告書に記載されている収支報告書においては、事務費の「消耗品費」や施設保全費の「その他保全費・園地管理費」のように予算現額と決算額との差異が大きい項目がある。

特に、事務費の「消耗品費」は予算現額に対して85.2%の減であり、施設保全費の「その他保全費・園地管理費」は同162.4%の増と大きく増減している。また、事務経費の「事務経費(本部分)」や「事務経費(当該施設分)」のように当該指定管理業務に間接的に要する経費は大きく変動しないことが多いが、こ

れについても両科目を合わせて、予算現額に対して 50.9%の増となっている。いずれも説明欄に特段の記載はされておらず、その増減要因は不明である。

収支報告書は事業報告書とともに市のウェブサイトにて公表されるものでもあり、差額が大きく発生している科目については、その要因に関する簡潔な説明を記載するよう指定管理者を指導されたい。

また、令和元年度の収支報告書から同様の傾向が続いており、指定管理者の予算編成自体が実態に即していない可能性もある。このため、予算額が実態に即したもののか否か改めて見直すよう、併せて指定管理者を指導されたい。

図表52 予算現額と決算額との差額が大きい主な費目

区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	差額 (A) - (B)
事務費 －消耗品費	13,966,000 円	2,066,469 円	11,899,531 円
施設保全費 －その他保全費・園 地管理費	6,350,000 円	16,666,452 円	△10,316,452 円
事務経費 －事務経費 (本部分)	7,559,000 円	9,449,000 円	△1,890,000 円
事務経費 －事務経費 (当該施設分)	0 円	1,960,387 円	△1,960,387 円

(出典：事業報告書より監査人作成)

13. 横浜公園

(1) 公園の概要

横浜公園の概要については、下記のとおり都市公園台帳に記載されている。

項目	記載内容
名称	横浜公園
所在地	中区横浜公園
供用開始 年月日	明治9年2月1日
沿革の概要	<p>在留外国人の生活環境改善を求めた条約に基づき、遊廊跡地に山手公園に次いで明治9年に開園した公園です。横浜を代表する公園で、当初は外国人専用の運動公園として利用されていましたが、関東大震災と戦後の接收を経て、昭和27年の接收解除後に逐次整備しました。</p> <p>用地は国有地を無償借用し、老朽化した野球場（平和球場）を昭和53年に改築、横浜スタジアムとして面目を一新しました。その後、水の広場、芝生広場、多目的広場、噴水等諸施設を整備、全面公開しました。平成20年度、21年度に公園再整備及び便所改築を実施しました。</p> <p>東京オリンピック開催に向け、横浜スタジアムの増改築が行われ、平成31年3月8日に先行部分として右翼側スタンド席、個室観覧席・屋上テラス席、回遊デッキについて寄附として引き渡しを受けました。（延床面積：9,458㎡）</p> <p>その後、令和2年2月29日に大規模改築工事の全体が竣工し、左翼側スタンド席（鉄骨造地上4階建）、平成31年3月8日引渡済部分を除く回遊デッキ（鉄骨造地上2階建）についても寄附として引き渡しを受けました。（延床面積：4,078㎡）</p>
環境・地形・特徴	<p>JR線関内駅の前にあり、横浜市の公園としては山手公園の次に古い、市の中心の代表的な公園です。関東大震災と接收という歴史を経て、現在では市の中心の緑のプロムナードの一画として市民に親しまれており、特に園内にある横浜スタジアムはプロ野球球団の本拠地としても利用されています。水の広場、遊具広場、日本庭園等を備え、緑の多い市民の憩いの場所です。</p>

(2) 監査の結果

【指摘 13-1】 都市公園台帳の記載漏れ及び更新について

都市公園においては、都市公園法第17条において、都市公園台帳を作成することが求められている。また、その記載事項は都市公園法施行規則に定められている。公園施設として設けられる建築物や工作物についても記載することが求められており、市においては、都市公園台帳に付随する公園施設台帳として整理している。

都市公園法より抜粋

(都市公園台帳)

- 第17条 公園管理者は、その管理する都市公園の台帳（以下この条において「都市公園台帳」という。）を作成し、これを保管しなければならない。
- 2 都市公園台帳の記載事項その他その作成及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。
- 3 公園管理者は、都市公園台帳の閲覧を求められたときは、これを拒むことができない。

都市公園法施行規則より抜粋

(都市公園台帳)

- 第10条 都市公園台帳は、調書及び図面をもって組成する。
- 2 調書には、都市公園につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。
- 六 公園施設として設けられる建築物（仮設公園施設を除く。次号において同じ。）及びその他の主要な公園施設についての次に掲げる事項
- イ 種類及び名称
- ロ 工作物であるものについては、その構造
- ハ 建築物であるものについては、その建築面積
- ニ 運動施設については、その敷地面積

横浜公園の現地視察を行った際、公園施設台帳に記載された「遊戯施設 鉄棒」の現物が確認できなかった。所管課によれば、平成26年に撤去したものであり、その際に公園施設台帳からの除却が漏れたものと推測されるとのことである。

公園施設台帳を含む都市公園台帳は、各事業所管部署からの公園施設の取得や除却等の報告に基づき、公園緑地管理課が作成している。今後、公園施設の除却時における公園緑地管理課への報告を徹底するとともに、実際の公園施設と

の齟齬が生じていないか改めて確認する必要がある。

図表53 公園施設台帳上における「鉄棒」の記載

種類/名称	構造及び規模	個所数	設置年月日
遊戯施設/鉄棒	Dreifcheck	1基	H17.3.31

(出典：公園施設台帳より監査人作成)

また、公園の概要にも記載のとおり、市の都市公園台帳には「沿革の概要」欄を記載する様式になっているが、その一部について最新の状況に更新されていないものが見受けられた。横浜公園に限らず、他の公園についても、最新の状況が記載されているかどうかについて、改めて確認する必要がある。

【意見 13-1】横浜スタジアム増設工事に伴う原状回復工事について

市は横浜公園内に設置されている横浜スタジアムの増築について、平成 29 年 10 月 27 日に株式会社横浜スタジアムに対して、以下の内容で設置を許可している。

図表54 公園施設設置許可書（新規）の概要

項目	内容
1 設置場所	中区横浜公園
2 設置目的	横浜スタジアムの増築
3 設置施設	横浜スタジアムの増築分（個室観覧席棟、左翼スタンド、右翼スタンド、回遊デッキ）
4 設置面積	7,816.96 m ²
5 設置期間	平成 29 年 12 月 1 日（金）から平成 32 年 2 月 29 日（土）まで
6 使用料	本市公園施設増設のための申請であり、完成後本市に寄付予定のため、免除
7 条件	(1) ~ (9) (略) (10) 施設の設置期間が満了したとき、設置期間満了前に設置を廃止したとき、又は設置許可の取り消しがあったときは、7 日以内に公園施設設置廃止届を提出し、使用場所を原状に回復するとともに、7 日以内に公園原状回復届を提出し、検査を受けてください。 (11) (略)

(出典：市提供資料より監査人作成)

その後増築工事は2回に分けて完了し、平成31年3月8日に右翼側及び個室観覧席の引渡しが行われ、令和2年2月29日に残りの左翼側の引渡しが行われた。

今回の横浜スタジアム増築工事においては、回遊デッキにつながる階段や回遊デッキの支柱などが公園内に新たに設置されるため、増築前は芝生敷きであったところがアスファルト舗装に変更されるなどの外構床の変更等も行われることとなったが、引渡後の令和2年12月31日時点でも、以下のとおり、原状回復のための復旧施工工事が行われていないところがある。

図表55 外構床復旧工事の概要

名称	面積 (㎡)	規格・寸法	令和2年12月 31日の状況
アスファルト舗装A	1,430	半たわみ舗装	完了
アスファルト舗装B	1,829	透水性脱色アスファルト塗装	完了
アスファルト舗装C	3,327	再生密粒度AS	完了
自然石舗装A	155	御影石	未施工
自然石舗装B	15	御影石	未施工
自然石舗装C	916	御影石	未施工
自然石舗装D	279	アルペン斑岩程度	未施工
自然石舗装E	291	アルペン斑岩程度	未施工

(出典：市提供資料より監査人作成)

公園施設設置許可書の条件にも記載のとおり、設置期間が満了したときは使用場所を原状に回復することが求められるが、設置終了後十ヶ月が経っても原状回復が行われなかったことについては、関内駅周辺地区のまちづくりの影響があるとしている。

旧市庁舎街区や横浜公園は、市庁舎移転を契機とした関内駅周辺地区の新しいまちづくりの核となる重要なエリアとされており、現在及び今後も種々の工事が行われる。したがって、一度原状回復工事を実施しても再度取り壊しとなる可能性があるとのことである。なお、監査を実施した令和4年12月時点でも一部未施工となっている。

市は、原状回復へ影響を及ぼす周辺の工事計画や進捗状況を確認し、株式会社横浜スタジアムがいつの時点でどのような原状回復工事を実施すべきかを明確にすることが求められる。

14. 海の公園

(1) 公園の概要

海の公園の概要については、下記のとおり都市公園台帳に記載されている。

項目	記載内容
名称	海の公園
所在地	金沢区海の公園 10
供用開始 年月日	昭和 63 年 7 月 2 日
沿革の概要	<p>本公園は、金沢地先埋立事業の一環として設置したものであり、昭和 55 年港湾局において、暫定的に市民に開放してきた公園です。昭和 63 年より、港湾局より施設整備のうえ所管換をうけ、総合公園として公開しました。当該施設のうち、海浜部分については、昭和 62 年 10 月 9 日に総合公園として都市計画決定されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年 3 月 1 日 海水浴、潮干狩りで利用している海浜部についても、拡張し公開しました。 ・平成 29 年 4 月 1 日 ドッグラン部分の供用開始及び公告。 ・平成 31 年 3 月 27 日 転落防止柵改修工事。(磯浜散歩道・護岸天端) ・令和 2 年 3 月 31 日 ドッグラン柵更新。 ・令和 2 年 4 月 1 日 道路局管理課の指示により占用面積を変更したため、989.33 m²から 908.77 m²に変更。
環境・地形・ 特徴	<p>京浜急行、金沢文庫駅東口から徒歩約 20 分、金沢シーサイドラインにて海の公園柴口駅、南口駅ともに徒歩 0 分、京急バス、海の公園バス停より入った海浜一帯に横浜市内で唯一の海水浴場を持った人工砂浜です。直接水に触れることが出来、潮干狩、釣り、磯遊びが出来る海と一体となった広々とした公園として一日子供連れで過せるように、シャワー室、トイレ、芝生広場等を整備し、安心して水に親しみ、自然と心ゆく迄触れ合うことの出来る場所として、今後も益々市民の利用が見込まれます。</p>

(2) 監査の結果

【指摘 14-1】指定管理施設における公園維持管理業務の第三者委託について

海の公園の管理運営業務の中には様々な専門業務があるため、その一部については、指定管理者が市の承認を得た上で第三者に委託して実施している。

基本協定書より抜粋

<p>(第三者による実施)</p> <p>第 19 条 指定管理者は、第 9 条に定める業務の一部について、委託する業務の内容、委託契約の締結方式及び相手方等に関して予め市と文書により協議し承認を得た上で、第三者に委託することができる。ただし、業務の全部及び公園の管理運営の主たる部分の業務については、委託することができない。</p> <p>2 (略)</p>
--

令和 3 年度の海の公園管理運営業務における第三者委託の業務は次のとおりである。

図表56 令和 3 年度における第三者委託の実績 (※百万円以上のもの)

業務	第三者委託先	委託契約金額
自家用電気設備保安	(一財)関東電気保安協会	1,255 千円
公園維持管理	横浜市グリーン事業協同組合	136,937 千円
公園警備	横浜シーサイド協同組合	4,168 千円
海水浴場施設設置	株式会社芳垣建設	18,360 千円

(出典：令和 3 年度事業報告書より監査人作成)

ここで、上表二段目にある「公園維持管理」業務 (136,937 千円) については、基本協定書第 19 条に記載されている『公園の管理運営の主たる部分の業務』に該当する可能性があり、第三者に委託することはできないのではないかと考えられる。

理由としては一つには金額がある。指定管理料は年額で 232,843 千円である。したがって、「公園維持管理」業務は、全業務の金額ベースにおける 58.8%に相当するが、これは海の公園の管理運営業務の主たる部分と言って良い割合と考えられる。

また、業務の内容も「公園維持管理」となっており、正に公園の管理運営その

ものであるといえる。

加えて、令和3年度の事業計画書によると、指定管理者が雇用する公園のスタッフは、運営管理業務に関わる常勤職員1名とパートタイム労働者3名、施設管理業務に関わる常勤職員1名とパートタイム労働者1名の合計6名の要員からなっている。海の公園は、470,155㎡の総合公園であるが、この人数では現場を管理する実働部隊がおらず、最初から管理運営業務のほとんどを第三者に実施させる仕組みのようにも見える。

確かに、『公園の管理運営の主たる部分の業務』を定義することは難しいかもしれないが、少なくとも公園の管理運営業務の中で指定管理者が直接行う業務はもっと多くなくては指定管理者の存在そのものに不要論が出てきかねない。全体の業務のコーディネートだけならば、指定管理者ではなく、それは市が直接行うべきである。

市としては、まず、『公園の管理運営の主たる部分の業務』を定義し、指定管理者が実施すべき業務を再度確認する必要がある。また、「公園維持管理」業務（136,937千円）の内容についても把握し、必要ならば、「公園維持管理」業務については、市が直接発注することも検討すべきである。

【意見 14-1】 指定管理者が行う修繕について

「海の公園の管理運営に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）には公園の管理運営に関連して実施する施設等の修繕は次の要領で行うと明記されている。

基本協定書より抜粋

（施設の維持保全等）

- 第20条 指定管理者は、公園の建物及び設備について、市が別に定める基準に基づき、適切な維持保全を行わなければならない。
- 2 公園の修繕については、1件につき100万円（消費税を含む。）以上のものについては市が自己の責任及び費用において実施するものとし、1件につき100万円（消費税を含む。）未満のものについては指定管理者の責任及び費用負担において実施するものとする。ただし、当該年度中に指定管理者が行う修繕の費用負担が応募条件で定めた額を超える際は、責任の所在及び費用負担について、市と指定管理者の協議により決定するものとする。
- 3 指定管理者が前項に規定する公園の修繕を行う際は、緊急の場合を除き、市に対して予告し了承を得るものとする。

一方、最近3年間における海の公園の管理運営業務にかかる収支報告書によると、修繕費の発生状況は次のようになっている。

図表57 海の公園の管理運営業務にかかる修繕費計上額

(単位：千円)

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
修繕費	11,050	5,471	10,000	5,699	9,850	5,091

(出典：各年度の収支報告書より監査人作成)

上表より少なくとも最近3年間の修繕費の発生状況は、概ね当初予算の50%を若干超える程度の額に収まっている。この点について、市の説明によると、施設修繕に要する費用全体で予算を積み、指定管理者が実施したものについては指定管理者の収支計算に組み込んでいるため、上表のように予算・決算間で乖離が生じているとのことである。しかし、そうであれば、指定管理者が実施する修繕にかかる費用のみを計算要素として指定管理料を積算していないことになり、現状の指定管理料はその分過大ということになる。

また、令和3年度の修繕実績では、「海の公園柴口女子トイレ棟改修委託」(契約金額 957,000 円) が実施されているが、これは市の予算で行われたものである。

上記の基本協定書第20条によれば100万円未満の修繕工事については指定管理者が行うべきところであるが、柴口のトイレ改修は、工事費用が合計で1,927,200円となることから予算や優先度等を踏まえ「海の公園柴口女子トイレ棟改修委託」と「柴口男子トイレ棟修繕」で年度を分け市の予算で実施したとのことである。市としては、指定管理者による修繕は緊急性の高いものを優先してもらう必要があるため、指定管理者とは修繕箇所の協議をしながら計画的に行うとしている。

このように市としては、指定管理者と協議しながらどちらが負担すべきかを決定しているとのことであるが、結果的に修繕のために用意した予算はかなりの割合で余っているという状況であり、それが最近3年間にわたって続いている。

そうであるならば、「海の公園柴口女子トイレ棟改修委託」のような修繕はむしろ指定管理者に実施してもらい、それによって年度後半に修繕予算の余剰がなくなり、その上で、修繕が必要な事案が発生した場合、市の予算で修繕を行う

ようにした方が負担関係は明快である。また、それが基本協定書第20条第2項のただし書きの本旨とも考えられる。

今後、指定管理料を積算する際の修繕費については、実態を踏まえた金額を反映して決定されたい。

15. 舞岡公園

(1) 公園の概要

舞岡公園の概要については、下記のとおり都市公園台帳に記載されている。

項目	記載内容
名称	舞岡公園
所在地	戸塚区舞岡町 1703
供用開始 年月日	平成4年12月15日
沿革の概要	<p>市営地下鉄舞岡駅から約1.5kmに位置し、周辺が市街化していくなかで、公園内には、豊かな緑と湧水があり、昔ながらの田園風景が展開しています。田園・自然環境を生かし「ふるさとの景観」を保全・創造し、散策休養や水田・畑づくりなどの農体験への参加ができる公園です。</p> <p>昭和56年2月 都市計画決定、全体計画面積30.6ha、一期区域18.9ha、二期区域11.7ha</p> <p>平成4年12月 一期区域のうちの91,000㎡を公開した</p> <p>平成5年6月 一期区域のほぼ全域を含め175,700㎡を公開した</p> <p>平成6年3月 二期区域の一部を含め217,000㎡を公開した</p> <p>平成7年3月 二期区域の一部を含め260,000㎡を公開した</p> <p>平成8年3月 二期区域の大部分を含め285,000㎡を公開した</p> <p>平成28年3月 施設改良工事</p> <p>平成29年2月 施設改良工事</p> <p>平成31年3月 施設改良工事（瓜久保池付近施設改修）</p>
環境・地形・ 特徴	<p>市営地下鉄舞岡駅から南へ約1.5kmに位置し、本市「緑の七大拠点」の一つの舞岡野庭地区の中心にあり、市内で残り少なくなった昔ながらの田園風景が展開している。付近には、明治学院大学横浜校舎、南舞岡小学校がある。</p>

(2) 監査の結果

【指摘 15-1】 物品管理簿の記載誤りについて

市は、充電式ポールヘッジトリマーの購入（舞岡公園）について一者随意契約により契約を締結している。

その内容は次表のとおりである。

図表58 充電式ポールヘッジトリマーの購入（舞岡公園）の概要

項目	内容
契約名	充電式ポールヘッジトリマーの購入（舞岡公園）
契約先	有限会社戸塚農機
契約日	令和3年10月20日
納品日	令和3年11月1日
購入額	53,000円（税抜）
品名	マキタ充電式ヘッジトリマーMUN500WDRG
契約の締結方法	一者随意契約
一者随意契約の理由	横浜市契約規則第27条第1項第3号による「予定価格が市長の定める金額以下」に該当するため。

舞岡公園詰所にて上記ポールヘッジトリマーの現物確認を行った。その際ヘッジトリマーに下記の記載があるシールが貼付してあった。

図表59 ヘッジトリマーに貼付されたシールの記載内容

分類番号 （大・中・小）	6-11-3	整理番号	3-7
名称	ヘッジトリマー マキタ MUH603SDGX		
受入年月日	3.10.8		
局課名	南部公園緑地事務所		

（出典：貼付シールより監査人作成）

また、物品管理簿にも次のように記載されており、物品に貼付のシールに合致していた。

図表60 物品管理簿の記載内容

年月日	証書 番号	出納 事由	品質・形状・ その他	量	単価	金額	整理番 号	保管場所 等
R3.10.8	2131- 6	購入	マキタ充電 式ヘッジト リマー MUH603SDGX	1	70,400	70,400	3-7	舞岡公 園詰所

(出典：物品管理簿より監査人作成)

物品に貼付のシールと物品管理簿の記載内容は一致していたが、物品購入の請求書等の証憑と照合したところ、型番、納品日、金額が一致しないことが分かった。

所管課に確認したところ、舞岡公園詰所に保管されていたマキタ充電式ヘッジトリマーに貼付されていた内容及び物品管理簿へ記載された物品は、実際には山下公園に納品され、山下公園詰所に保管されている充電式ヘッジトリマーであることが分かった。山下公園の物品管理簿の該当箇所を確認したところ、下記のような記載があった。

図表61 物品管理簿（山下公園）の記載内容

年月日	証書 番号	出納 事由	品質・形状・ その他	量	単価	金額	整理番 号	保管場所 等
R3.10.8	2131- 6	購入	マキタ充電 式ヘッジト リマー MUH603SDGX	1	70,400	70,400	3-7	山下公 園詰所

(出典：物品管理簿より監査人作成)

ほぼ同時期に同じ充電式ヘッジトリマーを購入したため誤って山下公園と同じ内容を記載してしまったということである。直ちに正しいシールへの貼替えが行われた。貼付されたシールの内容は下記のとおりである。

図表62 ヘッジトリマーに新たに貼付されたシールの記載内容

分類番号 (大・中・小)	6-11-3	整理番号	3-7
名称	マキタ 充電式ヘッジトリマー MUN500WDRG		
受入年月日	3.11.1		
局課名	南部公園緑地事務所		

(出典：貼付シールより監査人が作成)

また、物品管理簿は下記のように修正された。

図表63 物品管理簿の新たな記載内容

年月日	証書 番号	出納 事由	品質・形状・ その他	量	単価	金額	整理番 号	保管場所 等
R3.11.1	3657- 0	購入	マキタ充電 式ヘッジト リマー MUN500WDRG	1	58,300	58,300	3-7	舞岡公 園詰所

(出典：物品管理簿より監査人作成)

同時期に同種の物品を購入した場合には、このような誤りは起こり得るものと考えられる。しかしながら、物品の新規購入は重要な契約であると同時に、今後長年にわたり使用する物品の管理もまた、極めて大切な業務である。各担当者が連携し、ダブルチェックを行うなど誤りの無い事務処理体制を構築すると共に、仮に誤った場合でも、定期的な実査を行うことで発見、訂正できるような物品管理体制の構築も求められる。

【意見 15-1】書類内の誤字について

市は、令和3年度舞岡公園クリハラリス回収処分等業務委託について一者随意契約（見積合せ方式）により契約を締結している。

その内容は次表のとおりである。

図表64 令和3年度舞岡公園クリハラリス回収処分等業務委託の概要

項目	内容
契約名	令和3年度舞岡公園クリハラリス回収処分等業務委託
契約先	株式会社明誠
契約日	令和3年12月2日
契約額（概算契約）	450,000円（税抜）
実行額	325,000円（税抜）
契約の締結方法	一者随意契約（見積合せ方式）
契約の理由	見積合せによる横浜市に最も有利な価格の見積書を提出した者であるため

上記契約について、一連の書類の一部に誤字が見受けられる。正しくは「令和3年度舞岡公園クリハラリス回収処分等業務委託」であるのに対し、契約登録票及び支出命令書内に記載された執行内容には「令和3年度舞岡公園クリハラリス改修処分等業務委託」と記載されており、誤字と思われるが、このような確認漏れのないよう、注意を払うことが必要である。



（小谷戸の里案内図：舞岡公園HP）



（古民家：監査人撮影）

16. 茅ヶ崎城址公園

(1) 公園の概要

茅ヶ崎城址公園の概要については、下記のとおり都市公園台帳に記載されている。

項目	記載内容
名称	茅ヶ崎城址公園
所在地	都筑区茅ヶ崎東二丁目 25
供用開始 年月日	平成 20 年 6 月 25 日
沿革の概要	<p>昭和 49 年横浜市は港北ニュータウン開発に際し、文化財の保存・承継を掲げ、早くより知られた茅ヶ崎城址を現況保存することとした。</p> <p>港北ニュータウン開発による新しい街づくりが進む現在では、ふるさとの歴史をしのぶ地域資産として、また貴重な緑としての保全・活用が期待される。</p>
環境・地形・ 特徴	敷地面積約 2.5ha で市営地下鉄「センター南駅」東口から徒歩 5 分程度（約 400m）の住宅地内に位置し、早渕川を挟んで港北ニュータウン・タウンセンターを取り巻く「つづき五山」の一つに数えられ、港北ニュータウンの中心地区における緑の骨格として位置づけられている。

(2) 監査の結果

【意見 16-1】花壇の手入れについて

当公園について現地往査により視察を行った。当公園の北郭において茅ヶ崎城址公園愛護会による花壇の設置を確認したが、花壇の範囲の見分けがつきづらく、枯れた花がそのままとなっている等、整備が行き届いていなかった。

なお、当公園の北側に位置する竹林については公園愛護会の尽力によりきれいに整備されている。

公園愛護会マニュアルによれば、公園愛護会の活動内容の一つとして、花壇や植栽の手入れや水やりが挙げられているが、令和3年度の活動報告書を確認すると、活動実績は7回のみであった（新型コロナウイルス感染症の影響あり）。また、7回のうち活動内容に「花壇の手入れ」は含まれていなかった。

公園愛護会は地域の住民によるボランティア活動であることから、積極的な花壇の整備等は依頼しづらい側面はあるものと考えられるが、市から活動謝金として愛護会費が支払われていることを鑑みれば、花壇を整備しより魅力的な史跡である公園とすべく茅ヶ崎城址公園愛護会へのさらなる活動依頼を検討されたい。なお、愛護会費についても会費数年分の繰越金が発生していることから、併せて愛護会費の有効活用についての指導も検討されたい。

なお、上記は現地往査時点の状況であり、令和4年11月30日に再訪したところ花壇は整備されていた。また、令和4年度の活動報告書においては、令和4年12月時点で2回の花壇整備について記載を確認した。

17. 三ツ沢公園

(1) 公園の概要

三ツ沢公園の概要については、下記のとおり都市公園台帳に記載されている。

項目	記載内容
名称	三ツ沢公園
所在地	神奈川区三ツ沢西町 3-1
供用開始 年月日	昭和 24 年 10 月 25 日
沿革の概要	<p>本公園は、横浜駅西方約 2km の台地にある横浜市を代表する運動公園です。前身は、昭和 14 年創建の神奈川県護国神社外苑として昭和 17、18 年防空緑地整備事業にて実施されたものです。終戦後、国有地譲渡、民有地買収等で用地を取得し、最初東側地区にバレーコートを整備し、昭和 24 年公園として開園しました。28 年には戦没者慰霊等が建立され、その後、国体、1964 年の東京オリンピック（球技場）、の会場として、陸上競技場、球技場、テニスコート、軟式野球場、馬術練習場等諸施設を完成整備し現在に至っています。園内には、平沼記念体育館、青少年野外活動センター、県立スポーツ会館等があり、青少年の利用に供されています。</p> <p>昭和 33 年 4 月 1 日公告 297,000 m² 昭和 50 年 3 月 25 日公告 286,055 m² 平成 29 年 7 月 25 日公告△11,311 m² 旧市民病院整備後、用地交換を行います。</p>
環境・地形・ 特徴	<p>横浜駅西方約 2km の台地にある横浜市を代表する総合運動公園であり、三ツ沢風致地区の中心となっている。園内を走る道路により東西に分割されているが、第一種陸上競技場、球技場、テニスコート等各種運動施設が整備され、市民スポーツの拠点として市民に親しまれている。又、起伏に富んだ園内は、桜の名所としても親しまれ、四季を通じて市民の憩いの場所として利用されている。</p>

(2) 監査の結果

【意見 17-1】 修繕等における費用の負担について

令和元年度の事業報告書には、同年度における、台風15号・19号に関連する指定管理料の補正額及び台風復旧に関する業務の第三者委託実績の記載がある。

台風復旧業務に関しては、早急な復旧に対応するため、指定管理者と市との協議により、指定管理料の補正を組む形で対応したとのことである。

図表65 台風復旧に関する業務実績の比較

台風復旧に関する指定管理料の補正額	31,804,377 円
台風復旧に関する業務の第三者委託実績	29,413,225 円

(出典：令和元年度事業報告書より監査人作成)

「三ツ沢公園の管理運営に関する基本協定書」(以下「協定書」という。)第20条第2項において、公園の修繕については1箇所1件につき100万円(消費税を含む。)以上のものについては市が自己の責任及び費用において実施するものとする旨が定められており、第48条第3項においては不可抗力の発生に起因して市に損害、損失及び増加費用が発生した場合の当該費用は市が負担するものと定められている。

また、平成22年12月28日に総務省より発出された『指定管理者制度の運用について』の発出によると、「指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられた」制度であるとしている。「公の施設」について、「民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図る」制度であるから、施設を整備する責任は原則的には市にある。

台風復旧業務に関しては、指定管理料の補正が生まれ、一見すると、協定書第48条第3項の定めのとおり市が負担したように考えることも可能である。しかしながら、協定書第37条第1項に定めるとおり、指定管理料はあくまで指定管理者の収入であり、その用途を限定して支払われるものではない。

上記を鑑みた場合、早急な台風被害からの復旧が必要であったとしても、その対応は、市が施設の設置者としての責務を全うすべきであり、施設の存続に関わる維持管理については、市が自ら費用を負担し対応することを検討されたい。

三ツ沢公園の管理運営に関する基本協定書より抜粋

(施設の維持保全等)	
第 20 条	2 公園の修繕については、1箇所1件につき100万円(消費税を含む。)以上のものについては市が自己の責任及び費用において実施するものとし、1箇所1件につき100万円(消費税を含む。)未満のものについては指定管理者の責任及び費用負担において実施するものとする。
(指定管理者の収入)	
第 37 条	指定管理者の収入は、指定管理料、条例第29条の3第1項の規定に基づく有料施設の利用料金、事業又は自主事業収入および雑入とする。
(不可抗力によって発生した損害等の費用負担等)	
第 48 条	3 不可抗力の発生に起因して市に損害、損失及び増加費用が発生した場合、当該費用は市が負担するものとする。

【意見 17-2】 指定管理者が負担する水道光熱費について

指定管理者から提出された令和3年度事業報告書に記載されている収支報告書においては、水道光熱費合計について予算現額と決算額との差異が大きいことがわかる。直近の過去5年間における水道光熱費合計の予算現額と決算額との差額は以下のとおりである。

図表66 直近5年間の水道光熱費における予算決算差額

(単位：千円)

年度	予算現額 A	決算額 B	差額 A-B	説明
平成29年度	51,923	42,855	9,068	記載なし
平成30年度	51,924	45,510	6,414	記載なし
令和元年度	52,562	34,695	17,866	・ 高圧受電契約単価の減 ・ 天候の影響及び漏水修繕等
令和2年度	50,827	48,537	2,290	・ 天候、コロナの影響のため減 ・ 平成29年度～平成31年度3月までの地下水分17,296千円支払

令和3年度	48,454	33,130	15,324	天候、コロナの影響のため減
平均値	51,138	40,945	10,192	

(出典：事業報告書より監査人作成)

直近の過去5年間における、水道光熱費の予算現額と決算額との差額の平均値は、予算現額に対して約20%となっている。差異の発生原因については、天候・新型コロナウイルス感染拡大の影響等、指定管理者のノウハウが活かされる性質のものではないものと考えられる。

過去5年間においては、予算現額に対して決算額が下回っており、指定管理者の負担になっていないものの、今後、猛暑等の気候変動や令和元年度の説明に記載があるような漏水の影響により、決算額が予算現額を上回り、指定管理者の支出負担が増加する可能性も考えられる。

予算現額と決算額に大幅な乖離がある支出に関しては、指定管理者の予算編成自体が実態に即していない可能性もある。このため、予算現額が実態に即したもののか否か改めて見直すよう、指定管理者への指導が必要であるものと考えられる。

一方、水道光熱費のような指定管理者のノウハウによる影響が小さく、天候や気候に大きく左右される支出項目については、予算編成を見直すことに加え、年度での精算対象とすることも視野に入れた対応を検討されたい。

18. 谷本公園

(1) 公園の概要

谷本公園の概要については、下記のとおり都市公園台帳に記載されている。

項目	記載内容
名称	谷本公園
所在地	青葉区下谷本町 31-10
供用開始 年月日	平成 21 年 4 月 12 日
沿革の概要	<p>本公園用地は農業振興地域農用地区域に指定されていたが、平成 10 年 3 月の横浜青葉インターチェンジ開通により営農環境の変化が生じ、青葉区民から長年要望されていた「スポーツができる公園」の用地として規模・交通利便性等の観点で適していたことから、農用地区域から除外し、公園として都市計画決定が行われた。これにより、地区住民が気軽にスポーツや地域のコミュニティー活動を行うことのできる場を提供することを目的として、地権者より用地買収し、平成 21 年度に施設整備のうえ公開したものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 4 月 1 日 野球場予定地一部公開。 ・令和 4 年 4 月 1 日 青葉区が横浜青葉ジャンクション高架下遊水池にテニスコートを整備し、それを公園の拡張区域として引継ぎ公開した。
環境・地形・ 特徴	東急田園都市線市が尾駅から藤が丘駅方面に歩き、緑税務署を通り、谷本橋を渡ったところに位置する。市が尾駅から徒歩約 10 分で、鶴見川（谷本川）に接している。

(2) 監査の結果

【意見 18-1】 青葉区下谷本町 32-22 の土地について

横浜市保有土地情報一覧によると、谷本公園として使用されている青葉区下谷本町 32-22 の土地につき普通財産であることが確認できた。

地方自治法第 238 条第 3 項によると、公有財産は行政財産と普通財産に分類され、同条第 4 項において、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外は一切の公有財産をいうとされている。さらに、行政財産と普通財産の管理及び処分に関しては、地方自治法において次のように定められている。

図表67 地方自治法における行政財産と普通財産の規定

項目	行政財産	普通財産
根拠条文	地方自治法第 238 条の 4	地方自治法第 238 条の 5
特徴	原則として、貸し付け・交換・売り払い・譲与・出資の目的とすること・信託すること・私権を設定することはできない	貸し付け・交換・売り払い・譲与・出資の目的とすること・信託すること・私権を設定することができる

地方自治法より抜粋

(公有財産の範囲及び分類)

第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

一 不動産

(略)

3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外は一切の公有財産をいう。

(行政財産の管理及び処分)

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

(普通財産の管理及び処分)

第二百三十八条の五 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。

対象地は市道市ケ尾第 297 号線道路改良事業用地として資産活用推進基金にて先行取得されたものの、平成 12 年に公園用地として使用見込みの旨決定がされた。しかしながら、予算の優先順位の都合により一般会計への譲渡が未了とのことである。

現場視察を行ったところ対象地は谷本公園のバスケットボールコートに使用されている状況にあり、かつ、普通財産が「経済的価値の発揮」を目的とし、経済的価値を保全発揮することによって、間接的に行政執行に貢献させるため、管理処分されるべき財産であることを鑑みれば、対象地は本来行政財産であるべきものと考えられる。

また、横浜市資産活用推進基金条例によれば、当基金は公用若しくは公共の用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、市の事業の円滑な執行を図ることを目的としており、資産の保有は設置目的となっていないものと考えられることから、基金から一般会計への譲渡を検討されたい。

横浜市資産活用推進基金条例より抜粋

(目的及び設置)

第 1 条 公用若しくは公共の用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、本市の事業の円滑な執行を図るとともに、本市の所有に属する土地又は建物の売払い、貸付け又は用途の変更のために必要な土地の調査、建物の解体及び改修その他の措置を講ずることにより、当該土地又は建物の有効活用を推進するため、横浜市資産活用推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

【意見 18-2】 谷本公園整備事業の進捗管理について

当公園は、身近にスポーツができる公園を各区に 1 か所整備するという「ゆめはま 2010 プラン」に基づき、青葉区内におけるスポーツのできる公園として整備が進められてきた。平成 12 年に起案及び決裁がなされており 22 年が経過した現在においても、土地取得に関して一部未了の状態が続いている。

当初計画によれば予定総面積は 50,072 m²であり、野球場、運動広場、自由広場、駐車場、管理棟、歩道橋、植栽、遊具、パーゴラ等の施設設置が予定されていた。

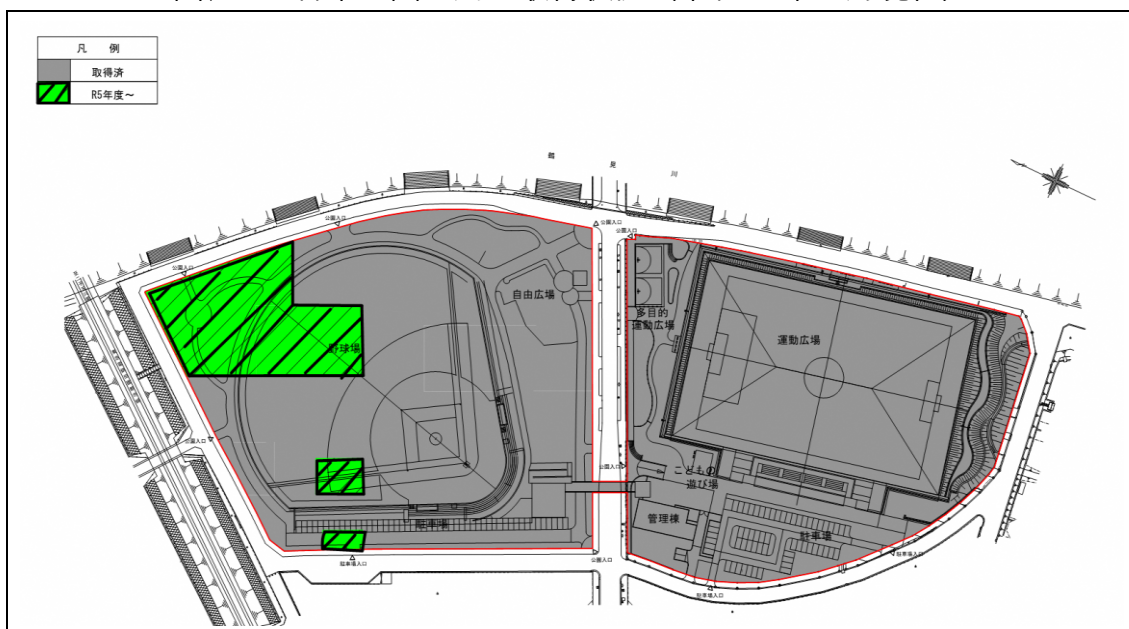
現在、運動広場、多目的運動広場、こどもの遊び場、管理棟の設置が完了している。また、野球場及び自由広場を設置するための用地取得を推進しており、令

和2年度末の事業進捗状況は、用地取得率約84%、工事進捗率約65%とのことであつた。なお、令和5年1月時点の用地取得率は約90%である。

すでに土地を提供した市民及び近隣住民の公園に対する期待や現在青葉区内に野球場がないことを考慮すると事業の効果が早期に発揮されることが望まれ、また、現在遊休となっている公園予定地の管理コストを考えた場合、当初計画を上回る事業予算が必要となるようにも思われる。

近隣住民との今後の関係性保持のため土地収用法の適用は避けたいとのことであるが、遊休地管理コストも踏まえうえて事業予算の進捗管理を定期的に行い、最小の経費で最大の効果が得られるような本事業の推進を検討されたい。

図表68 谷本公園の用地取得状況（令和5年1月現在）



(出典：市提供資料より監査人作成)

19. (仮称)羽根沢公園

(1) 事業の概要

(仮称)羽根沢公園の概要については、下記のとおり公共事業事前評価調書等に記載されている。

事業名	(仮称)羽根沢公園整備事業
場所	戸塚区名瀬町 589 番 2 ほか
事業目的	計画地は「横浜市水と緑の基本計画」において「緑の10大拠点」(大池・今井・名瀬地区)に位置付けられており、戸塚区に広がる緑の拠点を保全し、レクリエーションの場として公園整備を行います。また、計画地の西側に整備予定の「(仮称)名瀬・上矢部市民の森」との連続性があることから、地域の人々が集う「まちと森の交流拠点」として整備するものです。
事業内容	<p>■事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園種別：近隣公園 ・計画面積：約 3.1ha (H28.6) ・施設内容：広場、体験学習施設、休憩所、便所、遊具、植栽 <p>■管理運営計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南部公園緑地事務所：公園の維持管理、利活用事業の実施、体験学習施設の管理 ・公園愛護会：巡回点検、清掃 ・戸塚区：利活用事業への参画
総事業費	<p>約 20.5 億円 (H28.6)</p> <p>財源内訳 国費：約 6.4 億円、市費：約 14.1 億円</p> <p>事業費内訳 用地費：約 17 億円、施設費：約 3.5 億円</p>
事業の必要性	<p>■必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市では、1 小学校区あたり近隣公園 1 箇所を目標に公園整備を進めています。名瀬小学校区には近隣公園がなく、当該公園はこの地域に不足する近隣公園を補うのに必要なものです。 ・計画地は「横浜市水と緑の基本計画」に位置付けられた、地域のランドマークとなる貴重な緑のオープンスペースであり、(仮称)羽根沢公園は公園予定地の西側に隣接する(仮称)名瀬・上矢部市民の森への玄関口として、地域の人々が

	<p>集う「まちと森の交流拠点」となります。</p> <p>■横浜市水と緑の基本計画（H28.6）</p> <ul style="list-style-type: none">・計画地は、「緑の10大拠点」の中で「大池・今井・名瀬地区」に含まれており、保土ヶ谷区、旭区、戸塚区に広がる緑の拠点を保全し、レクリエーションの場として拡充を図ることとしています。 <p>■横浜市都市計画マスタープラン・戸塚区プラン（H13.4）</p> <ul style="list-style-type: none">・都市づくりの骨格の一つとして「緑・水空間」が掲げられ、計画対象地は品濃、舞岡、深谷・俣野、小雀とともに、「名瀬の森」として「戸塚の5つの森」に位置付けられ、「川と丘、風土をいかした戸塚らしさのあるまち」づくりをめざしています。 <p>■名瀬地区まちづくりプラン（地区プラン）（H12.5）</p> <ul style="list-style-type: none">・「自然と人が共生するまち、誰もが安心して暮らせるまち」を将来像に掲げ、まちづくり方針の1つである緑づくりでは、「名瀬の緑を守り、創り、育てる」をテーマに、名瀬の特徴である谷戸景観とそこで生息する多様な動植物との共生を守るため、地域の協力を得ながら地域活動の中で保全・育成することとしています。
--	---

(2) 監査の結果

【意見 19-1】 公園用地の整備計画について

当公園予定地について現地視察を行った。当公園予定地は、丘陵の先端部に位置し、令和4年3月28日に開園した「名瀬・上矢部市民の森」に隣接しており、以前は民間企業がゴルフコースとして利用していた土地である。レストハウスに使用されていた建物が存在しており、当該建物は再利用予定とのことである。

当公園予定地は、当該事業は名瀬小学校区の唯一の近隣公園として、かつ、名瀬・上矢部市民の森への玄関口としての整備が見込まれているが、非常に緑豊かであることから、名瀬・上矢部市民の森の一部としての活用も可能と思われる立地であった。

今後の人口減少や少子高齢化などの社会情勢を考えると、当該公園予定地は起伏も激しく、国土交通省が推奨するようなバリアフリー化は大きく見込めない。

公園の設計にあたっては、前述の社会情勢等もふまえ、場合によっては自然林に戻すことが出来るよう木遊具を採用するなど、「公園の数」にとらわれず先を見据えた設計を検討するよう要望する。

20. こども自然公園

(1) 公園の概要

こども自然公園の概要については、下記のとおり都市公園台帳に記載されている。

項目	記載内容
名称	こども自然公園
所在地	旭区大池町 65
供用開始 年月日	昭和 47 年 6 月 5 日
沿革の概要	本公園は、相鉄線二俣川駅の南、住宅団地を抜けたところがあり、古く鎌倉時代の古戦場として知られ、広い牧草地であった。その後付近の宅地開発が盛んになるにつれ、緑の確保を最大目標に“緑と水と空間”をイメージとした公園を設置することになり、相模鉄道株式会社の寄付と一部民有地の買収とにより用地を取得し、昭和 45 年より整備を始め、大池を中心に、野球場、桜山、ちびっこ動物園、中央広場、弁財天、ピクニック広場、展望広場等各種施設を整備のうえ、昭和 47 年に全面公開した本市第 2 位の規模の広域公園です。
環境・地形・ 特徴	相鉄線、二俣川駅南口より自然公園通りを南へ向かい、万騎が原住宅団地の中を通り抜けたところにあります。公園の南側は戸塚カントリークラブに接しています。大池を中心に幾筋かの沢、湿地、自然山林丘陵地を生かしており、春の桜、ちびっこ動物園、湿生園でのホタルの発生等、都会の中の緑を最大限に確保し、緑と水と空間をイメージした公園として、四季を通じて、近県からの来園者も含めて賑わっています。

(2) 監査の結果

【指摘 20-1】 廃棄物品の事務処理について

市は、当公園で使用する洗濯機について令和3年4月に2台の入れ替えを行っており、それらの備品の管理状況を確認した。なお、当洗濯機の購入手続については「【意見 20-2】 こども自然公園洗濯機の購入(備品)手続について (137 ページ)」に記載している。

横浜市物品規則によれば、第31条第2項において不用物品に関する取扱いが示されており、また、第37条第1項において物品出納員等は、備品出納簿(第12号様式)の備え付けが義務付けられている。

横浜市物品規則より抜粋

(不用物品等の取扱い)

第31条 物品を使用する者が、その使用する物品について使用の必要がなくなったときは、直ちに物品管理者に届け出なければならない。この場合において、物品管理者は、当該物品を将来使用する見込みがないと認めるときは、不用物品として物品返納等処理票(物品出納通知書)(第9号様式)により物品出納員等に返納しなければならない。

2 物品を使用する者が、その使用する物品についてき損して使用に耐えないとき、又は修理をする必要があるときは、直ちに物品管理者にその旨を届け出なければならない。この場合において、物品管理者は、当該物品を修理しても使用することができないと認めるときは、使用不能物品として物品返納等処理票(物品出納通知書)により物品出納員等に返納しなければならない。

(帳簿による物品の整理)

第37条 物品出納員等は、物品の出納、保管その他を明らかにするため、次に掲げる帳簿を備えて整理しなければならない。

(1) 備品出納簿(第12号様式)

監査にあたっては、物品返納処理簿等に係る簿冊を閲覧したが廃棄洗濯機に係る物品返納等処理票(物品出納通知書)(第9号様式)は確認できなかった。

また、備品出納簿(第12号様式)においても、洗濯機の購入に関する記載は確認できたが、廃棄に関する記載を確認することはできず、備品出納簿の減少欄に記載することなく、直接当該洗濯機を削除した可能性がある旨回答を受けた。

横浜市物品規則第1条では「本市物品取扱事務の公正、確実かつ能率的な運営を図るため、その事務執行に関する根本基準を定め、あわせて物品の適正かつ効率的な使用その他良好な管理を図る」ことを目的としている。

横浜市物品規則に沿った事務処理が求められる。

【意見 20-1】事業計画に沿った指定期間の設定

こども自然公園には指定管理者制度が導入されている。指定管理者制度の概要は以下のとおりである。

図表69 こども自然公園における指定管理者制度の概要

指定管理者	特定非営利活動法人こども自然公園どろんこクラブ
指定期間	平成28年4月1日から令和4年3月31日（6年間）※
営業日時	火、金、土、日、祝 9:00～16:00
業務範囲	① こども自然公園自然体験施設の維持管理に関する事業 ② 環境保全等に係る調査、研究、企画、提案、実践事業 ③ 地域の環境と農文化に根差した水田、畑づくりに関する事業 ④ 身近な自然の普及啓発に関する事業
※ 現在の指定期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日の5年間	

こども自然公園は、自然体験施設のある公園として位置づけられている。「文化体験施設（古民家）・自然体験施設」のある公園 活用運営ガイドライン」によれば、自然体験施設のある公園運営の目指すところは、「日本の自然、横浜の四季を理解できる公園運営」「自然と人の結びつきを実体験できる場としての公園運営」「環境活動への参加のきっかけづくりとしての公園運営」とされており、「自然体験施設等維持管理マニュアル」によれば、10年から25年に一回行われる間伐・萌芽更新に係る維持管理業務や、技術や経験を有する者が実施にあたるべき枝打ちに係る維持管理業務も指定管理者の業務範囲に含まれるように見受けられる。

上記を勘案した場合、5年という指定期間は短いようにも考えられ、自然資源の質を保持し、知識と専門性をより高めるためにも、横浜市としてのこども自然公園に係る事業計画に沿った長期的な指定期間による指定管理者の選定を検討されたい。

【意見 20-2】 こども自然公園洗濯機の購入(備品)手続について

市は、こども自然公園洗濯機の購入(備品)について一者随意契約により契約を締結している。洗濯機は同時期に2台購入し、それぞれの契約内容は同じであり、次表のとおりである。

図表70 こども自然公園洗濯機の購入(備品)の概要

項目	内容
契約名	こども自然公園洗濯機の購入(備品)
契約先	妙光電機株式会社
契約日	令和3年4月1日
契約額	90,200円(税込)
契約の締結方法	一者随意契約
一者随意契約の理由	横浜市契約規則第27条第1項第3号による「予定価格が市長の定める金額以下」に該当するため。

また、2つの契約についての起案から納品までは、次のようなスケジュールで実施された。

図表71 こども自然公園洗濯機の購入(備品)のスケジュール

件名	起案日	決裁日	見積日	契約日	納品日
こども自然公園洗濯機の購入(備品)	R3.3.8	R3.3.9	R3.3.8	R3.4.1	R3.4.9
こども自然公園洗濯機の購入(備品)	R3.3.25	R3.3.25	R3.3.22	R3.4.1	R3.4.16

(出典：発注何等より監査人作成)

本契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、横浜市契約規則第27条第1項第3号に該当するものとして、随意契約を行ったとのことである。

横浜市契約規則より抜粋

<p>(見積書の徴収)</p> <p>第27条 随意契約を締結しようとするときは、当該契約に必要な事項を示し、2人以上から見積書(当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)を徴さなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 予定価格が市長の定める金額以下であるとき。</p>

横浜市契約規則第27条第1項第3号に規定する「予定価格が市長の定める金額以下であるとき」とは、「100万円未満の物品以外の修繕における簡易的発注」及び「見積合せ省略金額の拡大」の実施について(通知)(令和3年財契二第2001号)第22(2)より、1件100,000円未満の契約となっている。

当該2契約については、洗濯機故障に伴う入れ替えとのことである。見積日は3月8日と3月22日であるため、故障が発生した日以降にそれぞれの見積書を入手したと考えられるが、共に契約日は4月1日であり、2台目の洗濯機の見積書を入手した3月22日の時点では、2台まとめて見積書を入手することが可能であったと考えられる。一般的には購入数量が多くなるほど単価は安くなる傾向にあり、また、購入の事務手続についてもまとめられるものは1回にまとめて処理することが効率的と考えられる。

更に、横浜市における見積合せを省略できる金額が10万円未満と規定されているため、市の担当者は2人以上から見積書を入手するという事務手続を省略できるので、取引価格の妥当性を十分に検証することなく支出が行われる可能性がある。

以上のことを鑑みた場合、当該2取引はあくまで1取引として2人以上からの見積書を徴したうえでの業者選定が必要であったものとする。

【意見20-3】一者随意契約による業者選定について

市は、こども自然公園桜山ほか樹木治療計画検討業務委託について一者随意契約により契約を締結している。

その内容は次表のとおりである。

図表72 こども自然公園桜山ほか樹木治療計画検討業務委託の概要

項目	内容
契約名	こども自然公園桜山ほか樹木治療計画検討業務委託
契約先	特定非営利活動法人自然への奉仕者・樹木医協力会
契約日	令和3年5月18日
契約額	990,000円(税込)
契約の締結方法	一者随意契約
根拠条文	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
一者随意契約の理由	本委託業務は、こども自然公園桜山全体で生じてい

項目	内容
	<p>る未解明の集団枯損について対策を講じ、花の名所として再生することを目的としている。衰退原因は土壌中の寄生性生物が原因であると考えられ、その治療として回復の見込みのない桜の間引き、土壌改良及び剪定が2か年にわたり実施された。</p> <p>その結果、桜の回復状況に差異が見られ、生育が改善しない桜が一部確認された。また、桜山以外にも園内では衰退している桜が多く見られ、鑑賞性以外に枯れ枝落下などの危険性からも治療について検討する必要が生じている。これらの桜については、多数の樹木医による治療方法の検討、治療方法の見直し等を慎重に行う必要がある。</p> <p>よって、本委託は、各専門分野の樹木医が多数所属し、現地の環境を詳細に把握している下記事業者以外では困難と考えられる。下記事業者には30名以上の樹木医が所属しているうえ、これまで当公園の治療調査を行ってきたことで現地の桜の生育状況を熟知する唯一の事業者である。以上の理由から、本委託の請負業者として下記事業者を推薦する。</p>

本契約は、こども自然公園の桜について、治療や伐採などの措置が必要な樹木を調査し、当期以降の治療契約を検討することを目的として契約されたものである。

市は、本契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するとして、随意契約を行っており、その理由は上記のとおりである。

※地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び最高裁判例について「【意見4-4】 ガソリン給油等における一者随意契約について」(65ページ)に記載。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を本契約へ当てはめた場合、当契約は「施工上の経験、知識を特に必要とするとき、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があるとき」に該当するものと考えられなくはない。

しかしながら、過去より数年にわたって当園の樹木診断にあたっているものの、樹勢低下木が引き続き発生している現状においては、当契約が上記理由にて「入札に適さないもの」と判断できるかどうかについては疑問が残る。

他方、当契約は、1日あたり96,000円(税抜)×6日=576,000円にて積算されており、当金額にて170本の桜の診断が行われた。しかしながら、令和3年度土木工事資材等単価表(令和3年4月設定)によれば、樹木診断のうち最も単価が低い初期診断(幹周60cm未満)においても一本当たりの単価は4,200円であり、当該単価で積算すると170本×4,200円=714,000円の計算となる。最低制限価格制度の導入趣旨が、価格低下による業務品質悪化を回避することを目的としているという点から考えるのであれば、随意契約においても一定の契約金額を維持すべきものであり、当契約金額は入札を回避するための金額設定と捉えられなくもない。

また、随意契約理由書によれば、多数(30人以上)の樹木医の所属が随意契約の一つの理由として記載がなされているが、1社に所属し業務スタンスが同じ30人より、業務経験の異なる30人のほうが経験値は豊富で治療方法の検討や見直しに資する場合もある。

当契約について、桜の樹勢回復次第になるかと思うが、こども自然公園を花の名所として早期に再生させるためにも、地方公共団体の契約時の原則である一般競争入札を見据えた業者選定を検討されたい。

21. 中田中央公園

(1) 公園の概要

中田中央公園の概要については、下記のとおり都市公園台帳に記載されている。

項目	記載内容
名称	中田中央公園
所在地	泉区中田町 2989
供用開始 年月日	平成 13 年 5 月 1 日
沿革の概要	住居表示では中田(なかた)と濁らないが、濁音で発音するのが地域で馴染んだ呼び方のため、平成 12 年 10 月 26 日、命名準備会で決定。 平成 29 年 6 月 駐車場整備(駐車券発券機など)更新。
環境・地形・ 特徴	泉区の中心に位置し、市営地下鉄の立場駅より程近く設置されていることから、区民の利用しやすい立地条件です。平坦な地形をいかし区民が身近にスポーツを楽しむ公園です。

(2) 監査の結果

【意見 21-1】中田中央公園整備事業の進捗管理について

当公園は、身近にスポーツができる公園を各区に1か所整備するという「ゆめはま2010プラン」に基づき、泉区内におけるスポーツのできる公園として整備が進められてきた。平成6年に起案及び決裁がなされており28年が経過した現在においても、土地取得に関して一部未了の状態が続いている。

当初計画によれば予定総面積は46,150㎡であり、多目的運動広場（野球場、サッカー場・有料）、テニスコート（有料）、多目的広場（ゲートボール場等）、レストハウス、遊具、植栽等の施設設置が予定されていた。

その後、近隣住民との話し合い等により、雑木林、野球場、レストハウス、球技場、自由広場、遊具広場の設置が予定されている。

現在設置が完了した施設は、上記のうち雑木林、野球場及びレストハウスであり、令和3年度の中田中央公園整備事業に伴う用地取得により、球技場の設置可能範囲の土地の取得が完了している。

球技場の設置に関する今後の工事開始予定を確認したところ、公園内に残る道路の廃止がなされておらず、すぐに着工することは難しい旨の回答を得た。

平成10年に、公園整備に伴い公園区域内の道路を廃止するために道路局と所管換のための事前調査を行っている。道路局としては、公園内の道路廃止予定地と、公園外周道路のセットバック予定地の交換を条件として、公園内の道路廃止を行うとのことである。

しかしながら、セットバック予定地については現地権者との交渉が難航しており、条件が整わないことから、公園内の道路廃止が未了である。

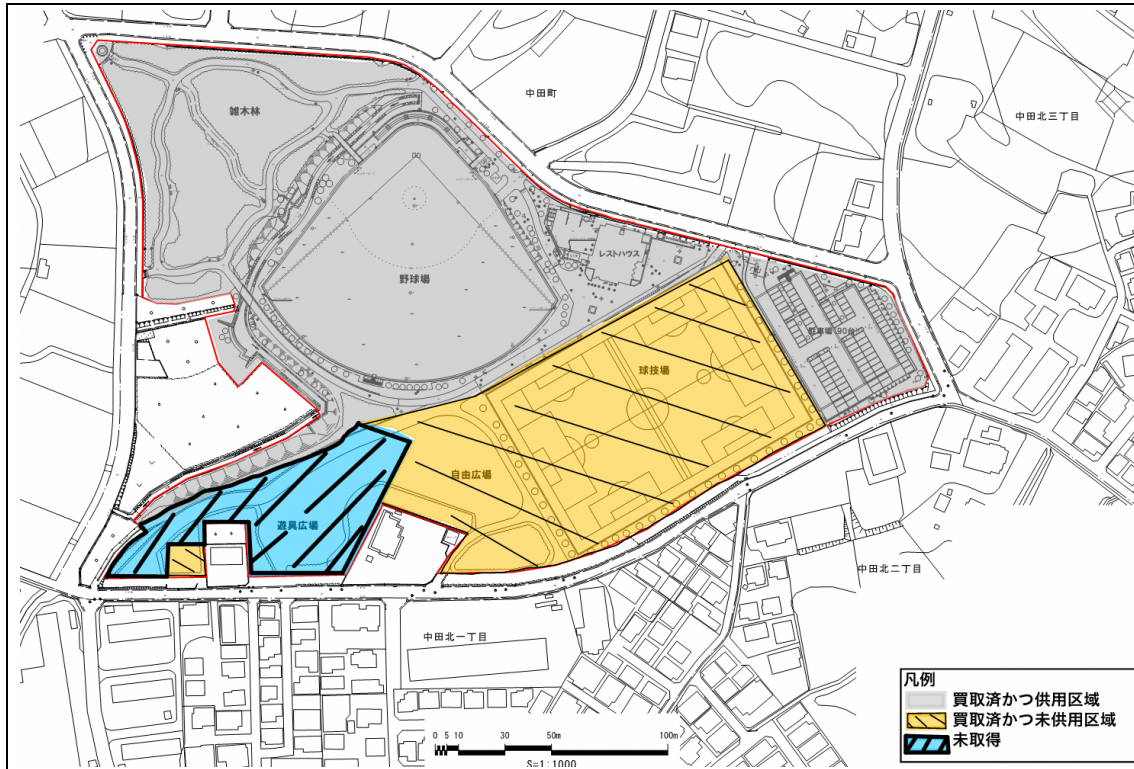
令和3年度の中田中央公園整備事業に伴う用地取得に伴う、公園整備再開にあたり、現在取得済みの公園区域に対して、今後、改めて協議を行ったうえで道路の廃止を進める予定となっているとのことであるため、早急な協議が望まれる。

また、すでに土地を提供した市民及び近隣住民の公園に対する期待や現在泉区内に公の球技場がないことを考慮すると事業の効果が早期に発揮されることが望まれ、現在遊休となっている公園予定地の管理コストを考えた場合、当初計画を上回る事業予算が必要となるようにも思われる。

近隣住民との今後の関係性保持のため土地収用法の適用は避けたいとのことであるが、地権者との交渉が難航しており、かつ、球技場と自由広場設置区域の用地購入が完了した状況も鑑みれば、球技場及び自由広場の設置を早急に進め、それをもって中田中央公園の完成とするような事業計画の見直しも可能なように思われる。

遊休地管理コストも踏まえたうえで事業予算の進捗管理を定期的に行い、最小の経費で最大の効果が得られるような本事業の推進及び見直しを検討された。

図表73 中田中央公園の用地取得状況（令和5年1月現在）



（出典：市提供資料より監査人作成）

【意見 21-2】 公園予定地の防護柵について

当公園の現地視察を行ったところ、公園予定地の防護柵の一部に倒壊が見受けられた。写真右側の道路は誰でも通ることが可能であり、公園という性質上幼児や児童も通行の用に供しているものと考えられる。公園予定地への進入による事故等を防ぐためにも、早急に修繕を検討されたい。



(公園予定地の倒壊した防護柵：監査人撮影)

2.2. 都田公園

(1) 公園の概要

都田公園の概要については、下記のとおり都市公園台帳に記載されている。

項目	記載内容
名称	都田公園
所在地	都筑区二の丸 14
供用開始 年月日	昭和 58 年 8 月 5 日
沿革の概要	<p>本公園は、水道局用地である港北配水池上部を市民の要望により借り受け、運動広場を主体として施設整備のうえ、公開した地区公園です。</p> <p>その後、拡張部分として 9,802 m²を同様条件にて水道局から借地しました。</p> <p>また、この公園は、開園時間に制限を設けています。</p> <p>開園時間：9 時～17 時（夏季は 19 時まで）</p>
環境・地形・ 特徴	<p>市水道局港北配水池の上部に芝を張り、運動広場とした広大な地区公園となっている。地方道、横浜～上麻生線に近く、周辺は、港北ニュータウン造成事業により形成された地域である。この公園は高台にあり、隣接して、市立の川和東小学校、川和中学校があり、付近に川和富士公園がある。</p>

(2) 監査の結果

【意見 22-1】 管理運営委員会の監督について

市では、多目的広場や少年野球場等の運動施設や集会所において、利用調整等の日常的な管理運営を行う「管理運営委員会」の結成を地域住民に依頼しており、「横浜市公園施設管理運営委員会事務取扱要綱」(以下「事務取扱要綱」という。)において、その事務取扱事項を定めている。

管理運営委員会の運営経費は、原則として市からの運営費(謝金)により賄われており、一定の場合において利用者からの運営協力費を集めることが可能であるが、横浜市公園条例第6条第1項第1号(販売行為等)及び第6号(独占使用等)により、市長の許可なく公園広場で有料スポーツ教室を開催することはできない。

横浜市公園条例より抜粋

(行為の制限)

第6条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。(略)

(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(略)

(6) 競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会その他これらに類する催しのため公園の全部または一部を一時的に独占して使用すること。

(略)

3 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認められる場合であり、かつ公益及び風致を害するおそれがないと認められる場合に限り、前2項の許可をすることができる。

また、「公園施設管理運営委員会マニュアル(平成26年6月発行)」(以下「マニュアル」という。)においては、運営協力費を集めることが可能な条件として以下のとおり定めている。

公園施設管理運営委員会マニュアル(平成26年6月発行)より抜粋

「運営協力費」は次の要件すべてに当てはまる場合に集めることができます。

- ① 本市からの運営費(謝金)では、利用者の皆さんが望む管理運営が行えない場合
- ② 利用者が個別に負担、実行するよりも、管理運営委員会が取りまとめたほうが効率的という用途の経費

- ③ 利用者還元を前提とした実費相当額の範囲で、利用者から集めるもの
 ④ 利用の対価（使用料）ではなく、利用者の皆さんの同意に基づく任意の寄付金として位置づけられるもの

注意点

- ・ （略）
- ・ 一方、利用1回あたりの徴収金額を定めておき、集まったお金の使途を後から考えたり、余剰金を繰り越したりという経費の執行管理は好ましくありません。あらかじめ、管理運営委員会が必要とする経費を明らかにし、本市からの運営費（謝金）で賄いきれない額を、年間の利用頻度等で割りかえし、余剰金が発生しないよう金額を設定してください。

事務取扱要綱第15条では、毎年4月末までに市長に対し決算報告書等の提出を求めている。決算報告書等とは、「第3号様式（第15条）運営費決算報告書」及び「特別会計決算報告書（運営協力費）」（以下「決算報告書等」という。）を指しているものと思われる。過去5年分間都田公園多目的広場管理運営委員会の決算報告書等は適正に提出されている。

① 決算報告書等の記載誤りについて

マニュアルに記載のとおり、運営協力費を集めている団体においては、運営費（謝金）収入を上回る部分の支出について運営協力費にて賄うことになるため、「運営費決算報告書」と「特別会計決算報告書（運営協力費）」の間での数字の転記が必要になるが、その転記に誤りが散見された。また、収入と支出の差額である次年度への繰越金額の計算にも誤りがある。

毎年度の決算報告書等の受領時においては記載内容の確認及び誤っている際の記載方法指導が必要であるものとする。当該報告書の算式から考えると、管理運営委員会運営費振込口座残高と、当該決算報告書等の繰越金の金額は一致すべきものであると考えられることから、決算報告書等の提出時にはその添付資料として管理運営委員会運営費振込口座残高がわかる書類の提出依頼を検討されたい。

② 運営協力費及び繰越金の管理について

過去5年間の決算報告書等の推移は以下のとおりである。

図表74 直近過去5年間の決算報告の推移

(単位：円)

項目		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入	運営費(謝金)	492,000	492,000	492,000	492,000	492,000
	運営協力費	310,000	280,000	192,000	360,000	324,000
	雑収入			2,011	12	15
	前年度繰越金	不明	75,819	195,568	369,726	808,336
	計	802,000	847,819	881,579	1,221,738	1,624,351
支出	運営経費	726,181	652,251	511,853	413,402	506,423
次年度繰越金		75,819	195,568	369,726	808,336	1,117,928

(出典：決算報告書等より監査人作成)

マニュアルによれば、「運営協力費は本市からの運営費(謝金)では管理運営が行えない場合に集めることができる」旨が定められているが、令和2年度においては、運営費(謝金)が支出総額を上回っているにもかかわらず、運営協力費を集めている状況にある。

さらに、運営協力費については、余剰金が発生しない金額を設定する旨が定められているにもかかわらず、令和3年度末において、運営費(謝金)の2年分以上の繰越金が発生している。

上記はマニュアルに反するものであることから、今後の余剰金の使用予定を確認し、その使用後においても余剰金があるのであれば、その余剰分の拠出者への返還も含め管理運営委員会への指導を徹底されたい。

なお、運営協力費の徴収については、登録団体から一律に徴収しているかと思われるが、その拠出者が、多目的広場の場所的優先権、季節的優先権、予約優先権を得たような感覚に陥る可能性や、運営協力費を支払っていない者が一般利用枠・自由利用枠としても多目的広場を使いづらい状況に陥る可能性があることを鑑みれば、運営協力費は利用者からの任意の寄附金として集めるべき性質であると考えられる。

③人件費の取り扱いについて

マニュアルによれば、公園管理運営委員会の経費として適当なものは以下のとおり例示されている。

公園施設管理運営委員会マニュアル（平成26年6月発行）より抜粋

<p>運営上の使途で適当なものの目安</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定例会議、利用調整会議等の会議開催やその他事務処理に係る備品費、消耗品費、印刷費、通信費など、事務関係の経費 ・グラウンド用レーキや散水ホース、ライン引き、清掃・園芸用具、施設の日常管理に必要な道具など、活動用物品の購入 ・その他、施設損害賠償保険料や謝金等 <p>《注意点》</p> <p>鍵の管理を担当する場合など、担当者に管理運営委員会から「謝金」が支払われる場合があります。謝金は、活動や労務の対価ではなくその取組に対する謝意（お礼）を示したものであることを踏まえ、社会通念にも照らし合わせ、その必要性や金額を決めるようにお願いします。</p>
--

過去5年間の決算報告書等を確認したところ、以下のとおり人件費支出の記載が見受けられた。

図表75 直近過去5年間の決算報告等における人件費の推移

(単位：円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
役員手当	110,000	100,000	100,000	100,000	100,000
巡回手当	138,000	108,000	100,000	96,000	84,000
作業手当	0	24,000	15,000	0	7,500
人件費計	248,000	232,000	215,000	196,000	191,500

(出典：決算報告書より監査人作成)

マニュアルの注意点からすると、管理運営委員会の経費としては、活動や労務の対価を支払うべきではなく、あくまで「謝金」として社会通念上相当の金額を支払うべきであるものと思われる。

また、任意団体といえども所得税法第6条に規定する源泉徴収義務者に該当するため、人件費の支出に関しては、その受給者の状況や支給形態（甲欄・乙欄、支給金額、日給・月給等）によっては、所得税を天引きの上、所轄税務署への所

得税納付及び人件費受給者への源泉徴収票の発行等が必要となる。

上記を踏まえたうえで、公園管理運営委員会からの人件費支出の可否、及び、人件費を認めるのであれば、源泉徴収事務に関する手順の明記を検討されたい。